別紙第１

情報計画

要旨	適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に資することを目的とします。 このため、可能な限り必要な情報を明確化した上で、組織的に情報収集、情報共有、情報提供を行います。

関連する計画等

なし

１　構想

(1) 方針、実施要領

項目／段階	必要な情報	
	最も優先度の高い情報	その他の情報
平　　素	１　避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 ２　要避難住民に関する情報	１　避難実施に必要な事項 ２　救援に必要な事項
緊急避難	１　ミサイル発射情報 ２　異常な兆候の発見 ３　使用された兵器の種類の特定 ４　救急医療方法	１　被害状況 ２　安否情報 ３　除染材、応急医療用医薬品 ４　救急医療の体制
避難準備	１　武力攻撃の予測 ２　住民の具体的な避難先 ３　避難先までの交通機関 ４　具体的な避難の段取り	１　その他避難実施に必要な事項 ２　救援を行うのに必要な事項
避　　難	１　避難の進捗状況 ２　避難準備の進捗状況	１　救援状況 ２　避難先地域の状況
避難生活	１　安否情報 ２　被災情報 ３　避難先地域での生活状況	１　要避難地域の被害状況 ２　武力攻撃災害の状況
復　　帰	１　何時、どのように復帰するのか ２　復帰先の被害状況 ３　復帰の進捗状況	１　安否情報 ２　被災情報
生活再建	１　被害状況 ２　復旧復興状況	１　国、他県の状況
避難受入	１　受入時期、住民数、経路等 ２　受入の進捗状況 ３　安否情報 ４　受入地域での生活状況	１　要避難地域の被害状況 ２　武力攻撃災害の状況

(2) 情報活動の過程

過　　程		内　　容
①必要な情報の決定		対策の重点地域や具体的な対策などを判断するために最も必要な情報を決定します。
②収集項目・収集方法の決定		収集しなければならない情報の項目と収集方法を判断します。
③情報の収集		どのような情報が必要かを踏まえて「具体的にどのような情報を集めるか」を判断します。 １　県対策本部長等の決断に必要な情報 (1) 安否情報 (2) 被災情報 (3) その他国民保護措置に必要な情報 ２　すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 ３　他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報
④収集情報の処理		
	Ⅰ　記録	（情報の受付）鳥取県総合防災情報システムなどに記録し、一連番号を付けて、クロノロジーに記録します。
	Ⅱ　評価	信頼性、正確性、重要度などについて判断します。
	Ⅲ　分析	対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、分析結果を添付します。
	Ⅳ　整理	市町村別や情報の種類毎に整理します。
	Ⅴ　提供	国、関係機関等に報告、通報します。
⑤情報の使用		提供された情報を使用します。 １　状況の判断に使用します。 ２　情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対する県対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報の共有に使用します。 ３　情報の受理及び伝達 必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行います。 ４　情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティー等、情報の保全に留意します。

(3) 情報収集体制の整備

ア　情報の収集、分析を行う専門的な人材を育成します。

イ　国民保護に必要な情報管理手段を整備し、情報を常に最新の内容に整備し、使用可能な状態に保ちます。

２　各部局等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各部局等の役割

各部局等	役割と収集項目	備　　考
共　　通	1　情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2　緊急連絡体制の整備 3　各機関等との連携要領の確立	
	4　武力攻撃災害に関する兆候 5　緊急対処事態における災害に関する兆候 6　ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7　ＮＢＣ兵器使用の兆候 8　所管県有施設の被害状況 9　所管施設等への避難住民受入可能状況 10　武力攻撃事態等における県による運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等	入手の都度報告
	11　その他知事の命ずる項目又は県対策本部長の求める項目	
人口戦略推進本部	1　他部局への応援	
令和の改新戦略本部	1　報道機関の状況 2　関東地区所在政府機関及び地区の状況 3　関西地区所在政府機関及び地区の状況 4　東海地区所在政府機関及び地区の状況 5　鳥取情報ハイウェイに関すること 6　フェイク情報対応実証チームに関すること	
輝く鳥取創造本部	1　公共交通機関の運行に関する状況（バス・鉄道・航空機等）及び空港施設等の使用可能状況 2　外国人の安否情報・被災情報 3　観光客の数、避難状況 4　県内在住外国人の数、避難状況	避難に必要な基礎数字
男女協働未来創造本部	1　他部局への応援	

各部局等	役割と収集項目	備　　考
危機管理部	１　県内及び周辺地域の総合状況 ２　県各部局及び各市町村、関係機関等の活動状況 ３　自衛隊の国民保護措置の実施状況 ４　備蓄物資の需要・供給状況 ５　特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付・使用状況 ６　生活関連等施設の安全確保状況 ７　被災情報 ８　ガス（施設）の需要・供給状況 ９　防災ヘリの活動状況 10　消防機関、消防団、自主防災組織の活動状況 11　避難住民、収容施設の需要・供給状況 12　危険物質等の管理状況 13　救援物資（他部局が所管するものを除く。）の需要・供給状況 14　避難行動要支援者（外国人を除く。）の数、避難状況 15　避難所の運営状況 16　避難施設の被害・使用可能状況	
総務部	１　県の公有財産の被害・使用可能状況 ２　電話（施設）の需要・供給状況 ３　職員の受入・派遣（要請）状況 ４　私立学校等の児童・生徒、教員の数、避難状況 ５　私立学校等の被害・使用可能状況 ６　県有車両の需要・供給状況	
地域社会振興部	１　自衛隊、米軍の武力攻撃排除活動状況 ２　安否情報・被災情報 ３　文化財の保護状況	
福祉保健部	１　一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能状況 ２　要配慮者（外国人を除く。）に係る施設の被害・使用可能状況 ３　医療、助産等の配置状況（医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設） ４　一般病院患者・医師等の数、避難状況 ５　一般病院救護班の派遣可能状況 ６　避難行動要支援者（外国人を除く。）に係る施設の避難状況 ７　感染症の発生・防疫状況 ８　避難施設の被害・使用可能状況 ９　毒物、劇物等の管理状況 10　赤十字標章の交付・使用状況 11　日本赤十字社の活動状況 12　ボランティアの受入・派遣状況 13　義援金受入・配分状況	

各部局等	役割と収集項目	備　　考
子ども家庭部	1　児童福祉施設等の被害・使用可能状況	
生活環境部	1　飲料水の需要・供給状況 2　生活必需品(被服、寝具その他)の需要・供給状況 3　埋葬、火葬の需要・供給状況 4　し尿処理状況 5　廃棄物処理状況 6　応急仮設住宅の需要・供給状況 7　入浴施設の需要・供給状況 8　国民生活状況	
商工労働部	1　物資運送状況（トラックその他） 2　商工業関連の被害状況 3　避難住民の離職状況 4　救援物資の受入・配分状況	
農林水産部	1　農林水産業団体との連絡体制の整備 2　農林漁業者の避難体制把握 3　食品の需要・供給状況 4　農林水産業関連の被害状況 5　家畜伝染病の発生・防疫状況 6　海上の漂流物に関する情報	
県土整備部	1　道路、港湾、漁港施設の使用可能状況 2　公共土木施設の被害状況 3　土木資機材等の需要・供給状況	
会計管理部	1　他部局への応援	
企業局	1　電気の供給状況 2　工業用水の供給状況 3　発電施設、県営工業用水の被害状況	
病院局	1　県立病院の被害・使用可能状況 2　県立病院患者、医師等の数、避難状況 3　県立病院救護班の派遣可能状況	
教育委員会	1　公立学校等の児童・生徒、教職員の数、避難状況 2　公立学校、給食施設等の被害・使用可能状況	
警察本部	1　武力攻撃事態関連情報 2　テロ関連情報 3　治安関連情報 4　交通関連情報 5　避難関連情報 6　被災者関連情報 7　武力攻撃災害関連情報 8　関係機関情報	

(2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等		収集担当部局等	
内閣府			令和の改新戦略本部	
国家公安委員会			警察本部	
警察庁	中国四国管区警察局		警察本部	
防衛省	陸上自衛隊第８普通科連隊		危機管理部	地域社会振興部
	海上自衛隊舞鶴地方総監部			
	航空自衛隊第３輸送航空隊			
	自衛隊鳥取地方協力本部			
	中国四国防衛局	美保防衛事務所		
金融庁			商工労働部	
消費者庁			生活環境部	
こども家庭庁			子ども家庭部	
デジタル庁			令和の改新戦略本部	
総務省	中国総合通信局		令和の改新戦略本部	危機管理部
消防庁			危機管理部	
法務省			総務部	
公安調査庁			警察本部	
外務省			輝く鳥取創造本部	
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	令和の改新戦略本部	
	神戸税関	境税関支署	令和の改新戦略本部	
国税庁			令和の改新戦略本部	
文部科学省			教育委員会	
スポーツ庁			地域社会振興部	
文化庁			教育委員会	地域社会振興部
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部	
	鳥取労働局		商工労働部	
農林水産省	中国四国農政局		農林水産部	
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部	
水産庁			農林水産部	
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部	
	中国四国産業保安監督部		危機管理部	
資源エネルギー庁			生活環境部	
中小企業庁			商工労働部	
原子力規制委員会			危機管理部	

指定行政機関等	指定地方行政機関等		収集担任部局等	
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	県土整備部	輝く鳥取創造本部
	中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	商工労働部 県土整備部	
	大阪航空局	美保空港事務所	県土整備部	地域社会振興部
	東京航空交通管制部		県土整備部	地域社会振興部
国土地理院			県土整備部	
観光庁			輝く鳥取創造本部	
気象庁	大阪管区気象台	鳥取地方気象台	危機管理部	
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	危機管理部	警察本部 農林水産部
環境省			生活環境部	
全般収集			東京本部	

(3)　安否情報、被災情報の報告・伝達系統

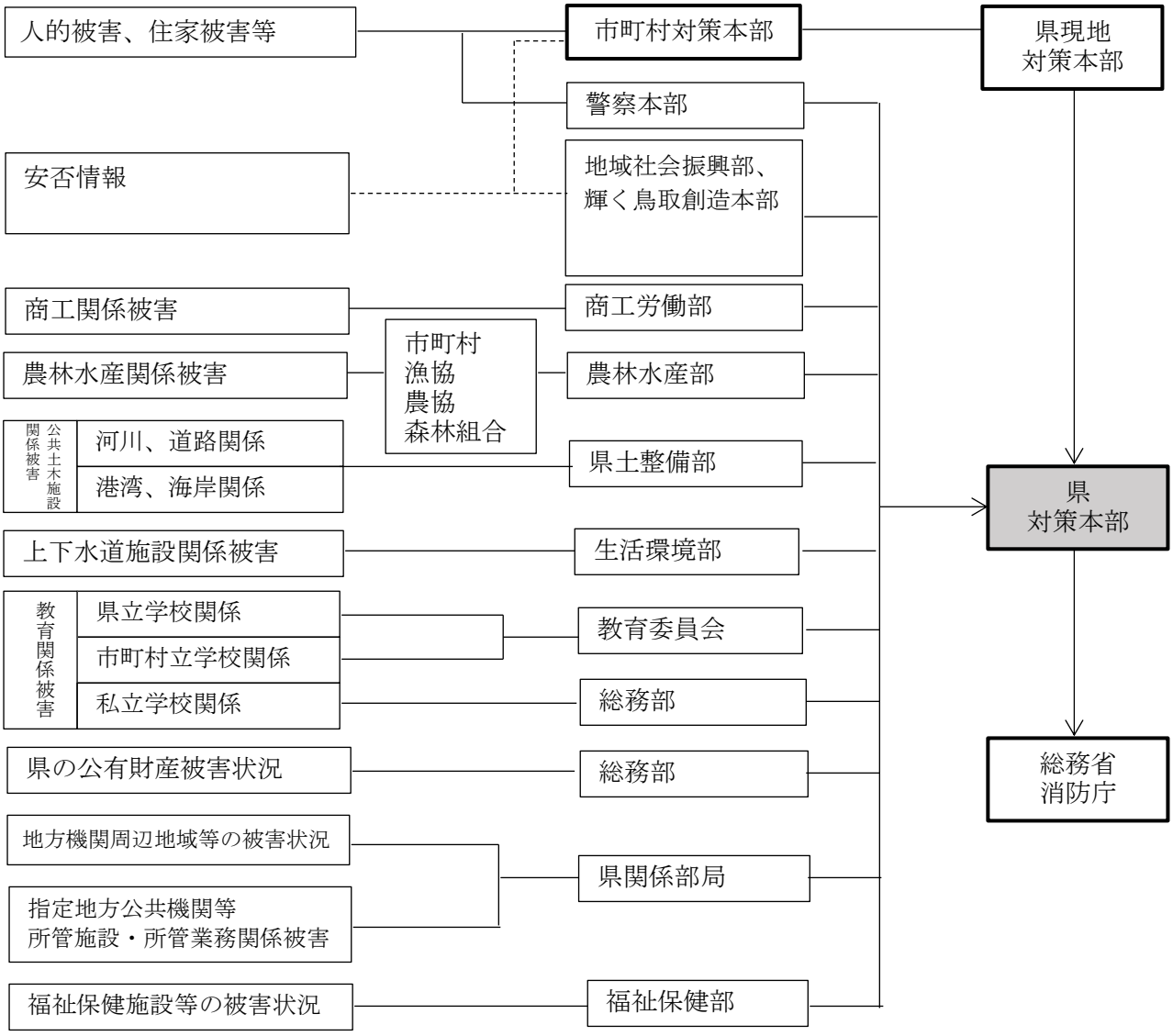

(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段

ア　安否情報

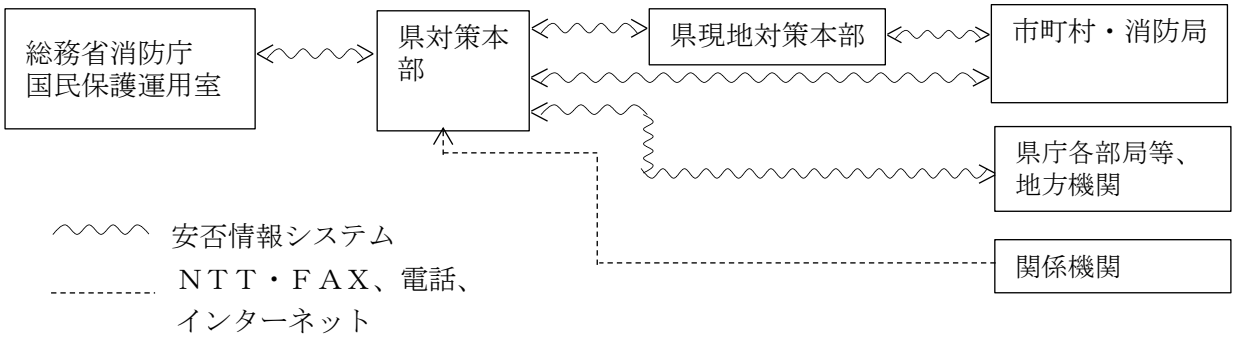

イ　被災情報の報告・伝達手段

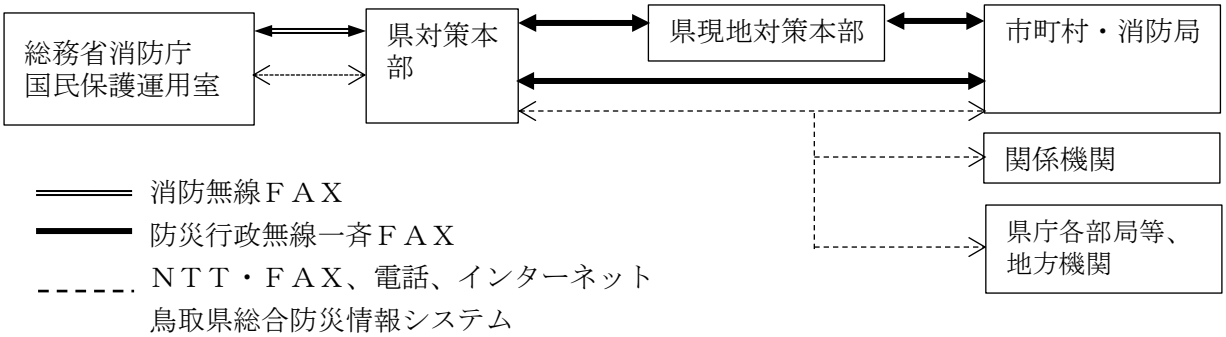

(5) 情報収集・伝達体制

ア　体制

<table>
<tr><th rowspan="2">段階</th><th colspan="4">情報収集体制</th></tr>
<tr><th>体制</th><th>危機管理部</th><th>県対策本部</th><th>各部局（実施部）</th></tr>
<tr><td>平素</td><td>通常監視</td><td>危機対策・情報課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難準備</td><td>非常監視</td><td></td><td rowspan="2">連絡員の派遣Ａ</td><td rowspan="2">連絡員の派遣Ｂ</td></tr>
<tr><td>避難</td><td>非常監視</td><td></td></tr>
<tr><td>避難生活</td><td>非常監視</td><td></td><td rowspan="2">情報集約</td><td rowspan="2">情報所の設置</td></tr>
<tr><td>復帰</td><td>非常監視</td><td></td><td>情報集約</td></tr>
<tr><td>生活再建</td><td>通常監視</td><td>危機対策・情報課</td><td></td><td></td></tr>
</table>

イ　連絡員の派遣を求める基準

レベル	派遣先	業務内容
Ａ	国現地対策本部、市町村、避難先地方公共団体	情報交換、連絡調整
Ｂ	指定地方行政機関、指定（地方）公共機関	

(6) 住民への情報提供

知事（令和の改新戦略本部）は、住民に対して、国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、県民の不安と混乱を防止します。この際、市町村や放送事業者、通信社、新聞社、ＣＡＴＶ事業者、コミュニティＦＭ放送、ソーシャルメディア等と連携し、防災行政無線、Ｌアラート、あんしんトリピーメール、ホームページ、ＳＮＳ等の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

次の情報項目の各内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護を考慮し、慎重に検討の上、提供します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃の状況	１　武力攻撃の状況 (1)　どのような武力攻撃が行われたか ２　武力攻撃災害の状況 (1)　火災、建物の破壊、死傷者の発生状況など ３　国民の保護のための措置の実施状況 (1)　住民の避難状況 (2)　交通機関や道路の状況 (3)　臨時に設けられた収容施設や病院等の状況 ４　被災情報 (1)　被害の統計的情報
危険情報	１　警報 (1)　武力攻撃事態等の現状及び予測 (2)　武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 (3)　住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け ２　緊急通報 (1)　武力攻撃災害の現状及び予測 (2)　住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

住民への情報提供系統図

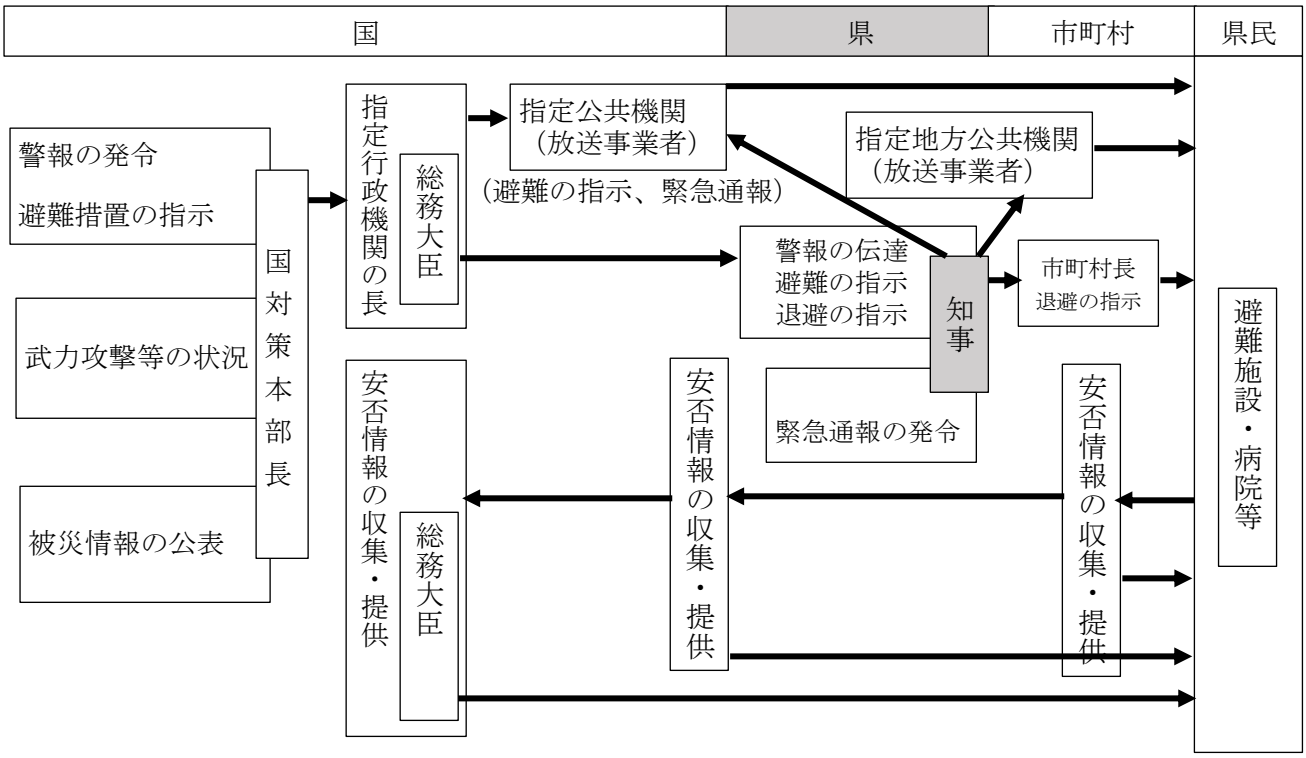

※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があると国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接県民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

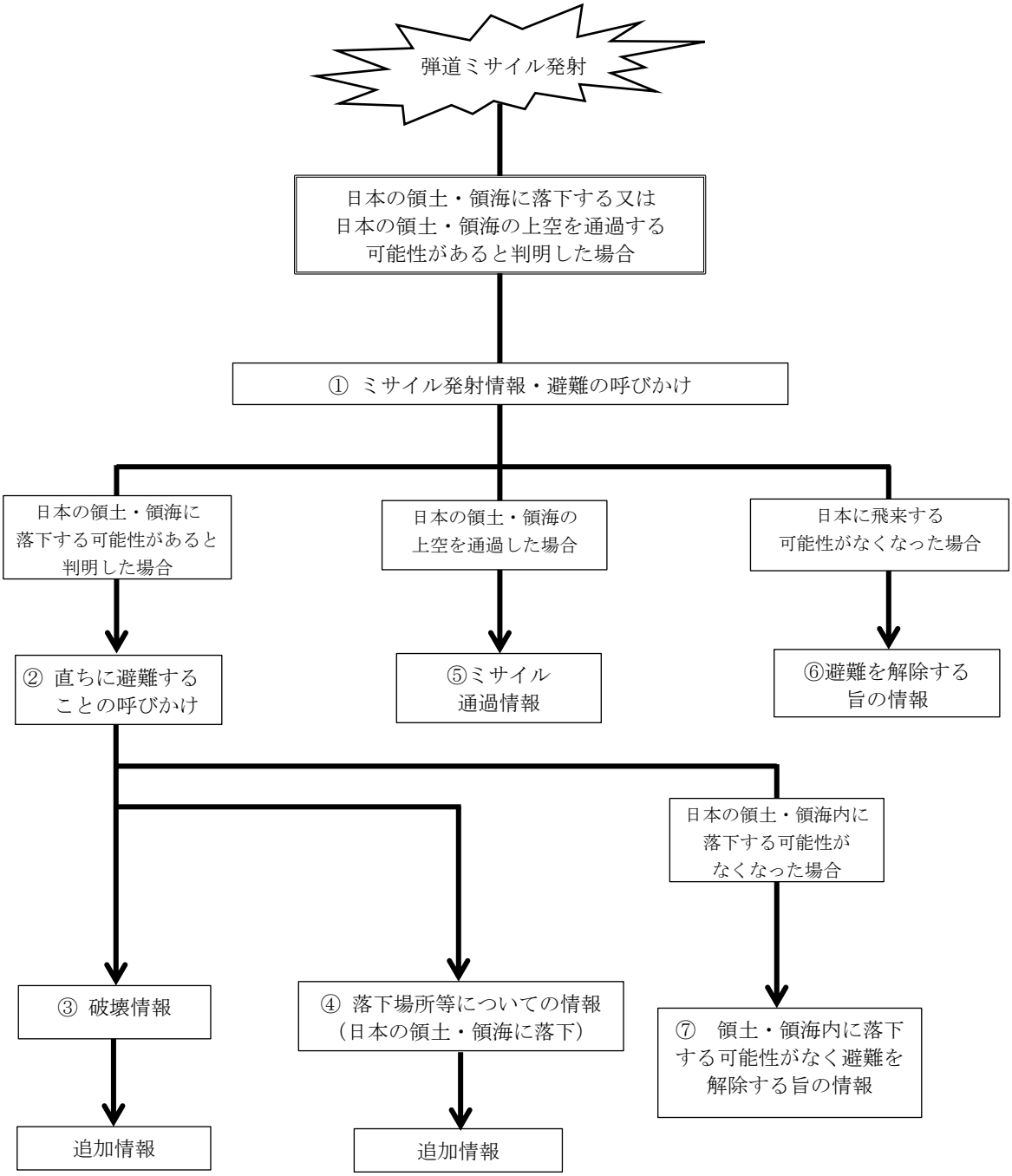

この場合、県では、下記のとおり県民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール、ＳＮＳ等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段等によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続いて避難行動をはじめとした県民の取るべき行動について市町村等と協力して迅速に県民に周知し、安全の確保に努めます。

例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）
○屋外にいる場合　「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」
○建物がない場合　「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
○屋内にいる場合　「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」

(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
ヘリコプターテレビ電送システム（県が所有するヘリコプターに限ります。）	県対策本部の指示により、状況調査等映像を各受信端末設置機関へ配信します。
防災情報提供システム	想定される救援実施場所の気象情報等を収集します。
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について消防吏員から受報します。
洋上漁船	各漁業協同組合に対して警報等を伝達するとともに、県指導用海岸局（境港無線局）を通じて洋上の漁船を確認します。

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア　消防吏員等の通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報し、市町村長に通報することができないときは、速やかに知事（危機管理部）に通報するものとします。

イ　市町村長の通知

市町村長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めたときは、速やかに知事（危機管理部）に通知するものとします。

ウ　知事の通知

通報・通知を受けた知事（危機管理部）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。

(9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用します。

ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用します。

ア　安否情報の収集

(ｱ) 収集項目

避難住民（負傷・疾病の住民も含む）	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、その他個人を識別するための情報、負傷又は疾病の状況、現在の居所、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、照会に対する回答に関する同意 ・親族・同居者への回答の可否 ・知人への回答の可否 ・親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の可否
死亡した住民	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）、その他個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在、照会への回答に関する家族等の同意

(ｲ) 市町村長が行う安否情報の収集

市町村長（要避難市町村）は、避難先市町村長の協力を受け、以下のとおり安否情報を収集するものとします。

・避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
・避難住民名簿の作成による情報収集（住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に作成）
・消防局からの情報収集
・市町村が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
・各警察署への照会
・安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

a　避難住民から任意で情報収集する場合の留意事項

情報収集に際しては、安否情報の開示について同意する場合、併せて同意を得るものとします。

この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとします。（開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行います。）

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとします。

(ｳ) 知事が行う安否情報の収集

知事（地域社会振興部・輝く鳥取創造本部）は、以下のとおり安否情報を収集します。

・市町村長からの報告による情報収集（必要に応じて自ら情報収集を行う。）
・県の開設した避難所における情報収集
・県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
・警察への照会
・安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意

(ｴ) 警察の安否情報通知

警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの情報について、県対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとします。

県対策本部は通知を受けた情報を地域社会振興部・輝く鳥取創造本部に伝達します。

イ　安否情報の整理

知事（地域社会振興部・輝く鳥取創造本部）は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について整理します。

この際、できる限り重複を排除する等、情報の正確性の確保に努め、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨が分かるように整理します。

ウ　安否情報の報告

(ｱ) 市町村長から知事に対する安否情報の報告

市町村長は、以下のとおり、収集した安否情報を知事に報告するものとします。

ａ　報告の方法

原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成１７年総務省令第４４号）（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式第１号及び第２号の安否情報収集様式により収集し、様式第３号の内容を安否情報システムを用いて行います。

ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができます。

ｂ　報告の時期

①　安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により、取りまとめた情報を知事に報告するものとします。

②　知事は、必要に応じ、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定します。この場合、市町村長は当該時期に従って報告するものとします。

③　知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めます。この場合、市町村長は求められた安否情報について断片的であっても報告するものとします。

(ｲ) 知事から総務大臣に対する安否情報の報告

知事は、以下のとおり、自ら収集し、又は市町村及び指定（地方）公共機関から報告を受けた安否情報について総務大臣に報告します。

ａ　報告の方法

報告の方法については、市町村長から知事への報告に準じて行います。

ｂ　報告の時期

安否情報については、取りまとめた情報を遅滞なく総務大臣に報告します。

なお、総務大臣から報告の時期の指定があった場合、定められた時期に従って報告します。

エ　安否情報の回答、提供

(ｱ)　安否情報の照会の受付

ａ　知事（地域社会振興部・輝く鳥取創造本部）は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知します。

b　住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する様式第４号に必要事項を記載し、県対策本部に設置する対応窓口に提出することにより照会します。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など、書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メールなどでの照会も可能です。

安否情報省令様式第４号の記載必要事項	受付に当たっての留意事項
・照会をする理由 ・照会に係る者を特定するために必要な事項等	・口頭、電話による照会にあっては、記載必要事項の内容を聴取すること ・安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であって、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること ・必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）の提示を求めること（窓口における書面の提出以外の場合にあっても同様）

(ｲ) 安否情報の回答及び提供

a　回答の可否

知事（地域社会振興部・輝く鳥取創造本部）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
・当該照会に係る安否情報を保有及び整理していること ・当該照会が不当な目的によるものではないこと ・安否情報が、不当な目的に使用されるものではないこと	・避難情報 ・死亡・負傷の情報	・「不当な目的」とは他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとすることをいいます。 （例）債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す　等 ・「不当な目的に使用」 （例）住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売　等
・照会に係る者の同意を得たとき ・その他公益上特に必要があると認めるとき	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・(国籍)	・照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、併せて同意を得るものとします。 ・「公益上特に必要があると認めるとき」については、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうがより高いと判断されるときを指します。 ・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「○○市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治○週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

b　回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第５号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限り回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等の回答状況を記録します。

(ｳ) 個人の情報の保護への配慮

a　知事は、個人情報である安否情報の取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

b　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

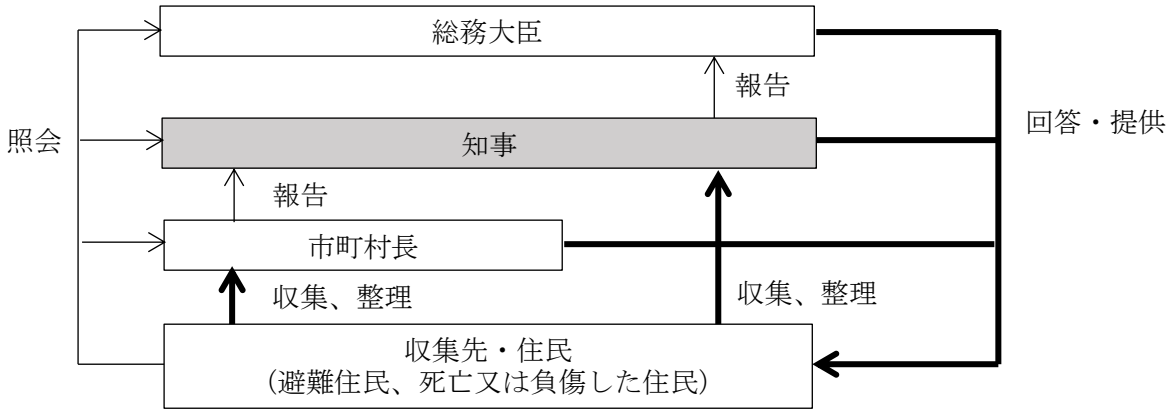

(ｴ) 日本赤十字社に対する協力

知事（輝く鳥取創造本部）は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。

(ｵ) 市町村長による安否情報の回答、提供

市町村長による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとします。

(10) 被災情報

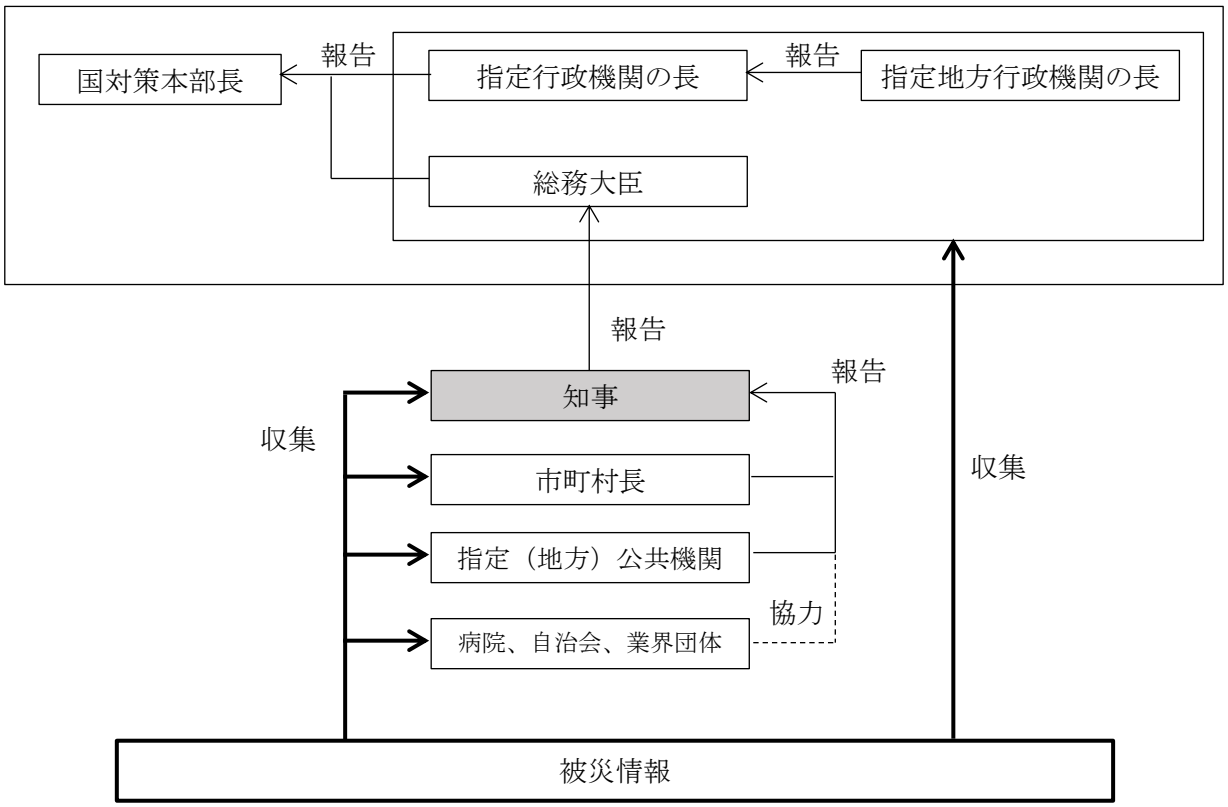

ア　被災情報の収集

(ｱ) 県の被災情報収集

知事（各部局等）は、鳥取県総合防災情報システム、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、県対策本部へ集約します。

(ｲ) 警察の被災情報収集

警察は、関係機関との協力等により、武力攻撃災害の発生に伴う各種被災情報の収集に努め、警察庁等への報告を行うほか、県等の関係機関との情報連絡による情報共有を図ります。

イ　被災情報の報告

(ｱ) 市町村の被災情報報告

県は、被災情報の収集に当たっては、原則として鳥取県総合防災情報システムを活用し、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）等に基づき報告を求めます。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合については、別途消防庁の定める手続きに従い直ちに報告を求めます。

(ｲ) 県の被災情報報告

県は、自ら収集し、又は市町村及び指定（地方）公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については火災・災害等即報要領に基づき消防庁に報告するとともに、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努め市町村に報告を求めることとし、収集した情報について下記の被災情報の報告様式に従い、消防庁が指定する時間に報告します。

また、新たに重大な災害が発生した場合など、必要と判断した場合は、速やかに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告します。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合については、別途消防庁の定める手続きに従い、直ちに消防庁に報告します。

ウ　被災情報の報告様式

被災情報の報告様式は以下のとおりです。ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合の被災情報の報告は、別途消防庁により示された様式に基づき行うものとします。

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

年　月　日　時　分
鳥取県

１　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
(1) 発生日時　　年　月　日
(2) 発生場所　　○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）
２　発生した武力攻撃災害の状況の概要
３　人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概　　況

(11) 住民避難に関する事項の報告

住民避難が必要となる状況が生じた場合、被災情報とは別に、「様式　避難に関する事項」（平成 25 年 3 月 28 日付消防運第 25 号消防庁国民保護運用室長通知）により市町村等から情報収集するとともに消防庁に報告します。

(12) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。

ア　一般地誌に関する資料（山系、水系、地質、交通、通信等）
イ　避難、救援に関する資料
ウ　生活関連等施設に関する情報
エ　生活基盤等の確保に関する資料
オ　武力攻撃災害の除去、軽減に関する資料
カ　関係機関の計画

３　地図

(1) 使用する地図

ア　鳥取県災害対策本部地図（1/25,000）による表示
イ　国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示
　※使用に当たっては、できるだけ最新の地図を使用し、修正測量年に注意します。
ウ　ＧＰＳ(Global Positioning System)による表示

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例：鳥取県庁（鳥取市東町１丁目 271 番地、「北緯 35 度 30 分 13 秒、東経 134 度 14 分 17 秒」）

【表示】(353013、1341417)、鳥取市東町１丁目 271 番地

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

４　報告、通報

県対策本部は、国対策本部、各部局及び市町村対策本部に対し、適時、状況等に関する情報を提供します。

(1) 報告通報項目

項　目	報告・通報内容	様　式
消防庁に対する被害状況等報告事項	1　武力攻撃災害即報 2　住民避難に関する措置に係る情報	・火災・災害時即報要領報告様式 ・被災情報の報告様式 ・様式「避難に関する事項」（平成25 年 3 月消防庁国民保護運用室長通知）
県における被害状況収集	1　県の公有財産被害状況調 2　私立学校等被害状況調 3　社会福祉施設等の被害状況調 4　一般被害状況調 5　一般被害の内訳 6　災害救助法適用状況 7　災害救助法適用状況 8　商工関係被害状況調 9　農林水産関係被害状況調 10　土木関係被害状況調 11　企業局関係被害状況調 12（県立、市町村立）学校等被害状況調災害状況調 13　被害状況調	別表１ 別表２ 別表３ 別表４ （付表１） （付表２） （付表３） 別表５ 別表６ 別表７ 別表８ 別表９
市町村から県に対する報告		

(2) 緊急報告（通報）

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告（通報）します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し、速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が県対策本部長に対し、指示事項を終了したとき、実行状況を報告します。

指示事項実行中に県対策本部長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。

５　報告様式

別冊　資料編を参照

添付書類　**付紙第１「情報収集計画」**

付紙第１

情報収集計画

１　平素の段階

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
1 共通	1	武力攻撃予測事態の兆候			危機管理部	
	2	武力攻撃事態の兆候			危機管理部	
	3	武力攻撃災害の兆候			危機管理部	
	4	緊急対処事態の兆候			危機管理部	
	5	緊急対処事態の災害の兆候			危機管理部	
	6	地域人口数			地域社会振興部	
	7	避難行動要支援者等の数		避難行動要支援者、病人、入院患者、児童	危機管理部 福祉保健部	
	8		国名簿	国国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	9		市町村名簿	市町村国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	10		指定（地方）行政機関名簿	指定（地方）行政機関国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	11		指定（地方）公共機関名簿	指定（地方）公共機関国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	12		報道機関名簿	報道機関名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	令和の改新戦略本部	
	13		有線放送事業者名簿	報道機関名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、放送エリア	令和の改新戦略本部	
	14		警察施設名簿	警察施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	警察本部	
	15	国際軍事情勢に係る情報		我が国周辺の情勢、軍事的脅威	警察本部	
	16	国際テロ情勢に係る情報		NBC テロ等各種テロ情勢、対日テロ情勢	警察本部	
	17		関係機関との連携に係る情報	関係機関の種別、任務、連絡先、計画内容、連携可能部分等	警察本部	
	18		物資及び資材の整備・備蓄に係る情報	避難住民の誘導、交通規制、警戒、広報、汚染防護等用途別の物資・資材の整備・備蓄、機関別の保有物資・資材・保有量、調達先	警察本部	
	19		情報通信に係る情報	有効な避難の指示等の広報手段、関係機関との情報通信手段、有効な映像情報伝達システム、非常通信手段、通信統制・制限等が行われる場合等	警察本部	
	20		訓練に係る情報	必要な訓練内容、効果的な訓練方法、他都道府県の訓練情報等	警察本部	
2 避難	1		隣接県名簿	隣接県国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	2		消防機関名簿	消防機関国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	3		ヘリポート状況一覧	ヘリポート名、所在地、管理者名、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール、燃料備蓄量、整備の可否	危機管理部	
	4		公用車一覧	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	5		私立学校名簿	私立学校名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、児童・生徒数、教員数	総務部	
	6		鉄道事業者名簿	鉄道事業者国民保護担当所属、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、列車所在地、台数、輸送可能人数、除雪列車種別、台数	輝く鳥取創造本部	
	7		バス事業者名簿	バス事業者国民保護担当所属、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、バス所在地、台数、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	8		トラック事業者名簿	トラック事業者国民保護担当所属、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、トラック所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	9		線路状況一覧	線路の名称、運行可能列車重量、運行可能速度、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	10		障がい者施設名簿	施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、入所可能人数	福祉保健部	
	11		高齢者施設名簿	施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、入所可能人数	福祉保健部	
	12		児童福祉施設（母子生活支援施設を含む）名簿	施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、入所可能人数	子ども家庭部	
	13		道路状況一覧	国道、県道の名称、延長、幅員、区分、車線数、橋梁強度、カーブ半径、トンネル高さ、特殊・大型車輌通行不能箇所	県土整備部	
	14		除雪事業者名簿	除雪事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、除雪車輌種別、台数	県土整備部	
	15		空港状況一覧	空港名、所在地、滑走路延長、利用可能航空機種別、機数、管理者名、電話、ＦＡＸ、メール	輝く鳥取創造本部	
	16		港湾・漁港状況一覧	港湾・漁港名、所在地、利用可能船舶種別、隻数、管理者名、電話、ＦＡＸ、メール	県土整備部	
	17		農道、林道状況一覧	農道、林道の名称、延長、幅員、区分、車線数、通行可能車	農林水産部	
	18		避難住民の誘導に係る情報	住民の居住実態、避難行動要支援者の居住実態及び避難支援関係者、地区別の集合施設・避難経路・運送手段・運送担当機関、指定避難所、救援物資集積所	警察本部	
	19		交通規制に係る情報	道路網、幹線道路の整備状況、交通規制要点、危険個所、道路情報表示板等施設実態、各道路管理者・連絡先	警察本部	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
3 救援	1		避難施設名簿	避難施設名、所在地、収容可能人数、備蓄物資の種別、数量、管理者の名称、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	2		緊急物資状況一覧	緊急物資の種別、数量、所在地、管理者の名称、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	3		県の公有財産表	品目、所在地、管理者等	総務部	
	4		商工業団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	商工労働部	
	5		医師団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、人数	福祉保健部	
	6		歯科医師団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、人数	福祉保健部	
	7		看護師団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、人数	福祉保健部	
	8		助産師団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、人数	福祉保健部	
	9		薬剤師団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、人数	福祉保健部	
	10		一般病院名簿	一般病院名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、ベッド数、医師数、看護師数、助産師数	福祉保健部	
	11		感染症指定医療機関等名簿	感染症指定医療機関等名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、入院可能人数	福祉保健部	
	12		医療派遣チーム	チームの編成、編成数	福祉保健部 病院局	
	13		備蓄医薬品	種類、数量、場所、連絡先	福祉保健部	
	14		医療、助産、救護所	開設適地	福祉保健部	
	15		火葬施設名簿	火葬施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、火葬能力	生活環境部	
	16		埋葬施設名簿	埋葬施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、埋葬能力	生活環境部	
	17		葬祭事業者名簿	葬祭事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、遺体搬送能力	生活環境部	
	18		生活関連物資等事業者名簿	生活関連物資等事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、生活関連物資等品目、数量	生活環境部	
	19		仮設住宅事業者名簿	仮設住宅事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、仮設住宅供給能力	生活環境部	
	20		仮設住宅建設可能地一覧	仮設住宅建設可能地名称、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、仮設住宅建設可能戸数、電気、上下水道状況	生活環境部	
	21		仮設住宅用資材	仮設住宅用資材、応急修理資材の供給可能量	生活環境部 農林水産部	
	22		公営住宅等の状況	県営住宅、県職員住宅、市町村住宅、市町村職員住宅	生活環境部	
	23		防疫関係連絡先名簿	市町村担当課名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	生活環境部	
	24		入浴施設名簿	施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、収容能力	生活環境部	
	25		給水点	場所、給水可能量、飲料水の可否	生活環境部	
	26		食料備蓄量	米穀、乾パン、乾燥米穀の保有状況	農林水産部	
	27		弁当供給業者名簿	業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、緊急時提供可能食数	農林水産部	
	28		災害救助用米穀保管倉庫一覧	業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、保有数量	農林水産部	
	29		農業団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	農林水産部	
	30		林業団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、木材可能供給量	農林水産部	
	31		水産業団体名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	農林水産部	
	32		獣医師団体名簿	獣医師団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	農林水産部	
	33		家畜飼料等事業者名簿	家畜飼料等事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、家畜飼料供給能力	農林水産部	
	34		建設業協会名簿	団体名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール	県土整備部	
	35		土木建築資材一覧	建設業協会名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、土木建築資材品目、数量	県土整備部	
	36		県立病院名簿	県立病院名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、ベッド数、医師数、看護師数、助産師数	病院局	
	37		文化財名簿	文化財名、種別、所有者等所在地、電話、ＦＡＸ、メール	地域社会振興部	
	38		学校等名簿	学校等名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、児童・生徒数、教員数、保管危険物	総務部 教育委員会	
	39		給食施設名簿	給食施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、供給可能食数	教育委員会	
4 武力攻撃災害への対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	種別ごとの施設の所在地、名称、管理者、連絡窓口、セキュリティーシステム、緊急時マニュアル、被災時の影響、警戒ポイント等	警察本部	
	2		危険区域等	河川、海岸、ダム、砂防、急傾斜地、治山施設	県土整備部	
	3		生活関連等施設管理者名簿	生活関連等施設管理者国民保護担当所属、所在地、防災無線、電話、ＦＡＸ、メール	危機管理部	
	4		危険物質等取扱者名簿	危険物質等取扱者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、危険物質等の種別、数量	危機管理部	
	5		危険物貯蔵所名簿	危険物貯蔵所名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、危険物の種別、数量	危機管理部	
	6		ガス事業者名簿	ガス事業者国民保護担当所属、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、ガス供給量	危機管理部	
	7		電気通信事業者名簿	電気通信事業者国民保護担当所属、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、通信設備供給量	令和の改新戦略本部 危機管理部	
	8		電気事業者名簿	電気事業者国民保護担当所属、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、電気供給量	企業局	
	9		電力施設名簿	発電所、発電用ダム、変電所、送電系統図、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、電気供給量	企業局	
	10		工業用水施設名簿	工業用水施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、工業用水供給量	企業局	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
4 武力攻撃災害への対処	11		毒物劇物営業者等名簿	毒物劇物営業者等名、所在地、電話、毒物劇物種別（一般・農業用品目・特定品目の別）	福祉保健部	
	12		下水道事業者名簿	下水道事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、下水処理能力	生活環境部	
	13		廃棄物処理事業者名簿	一般・産業廃棄物処理事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、廃棄物処理能力	生活環境部	
	14		清掃事業者名簿	清掃事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、清掃能力	生活環境部	
	15		し尿処理事業者名簿	し尿処理事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、し尿処理能力	生活環境部	
	16		死亡獣畜処理施設名簿	死亡獣畜処理施設名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、死亡獣畜処理能力	生活環境部	
	17		特定物資事業者名簿	特定物資事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、特定物資品目、数量	生活環境部	
	18		上水道事業者名簿	水道事業者、水道水供給事業者名、所在地、電話、ＦＡＸ、メール、上水供給能力	生活環境部	
	19		海上漂流物	位置、場所、種類、発見者、回収者、保管場所、危険の有無	農林水産部	

２　緊急避難段階

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
1 共通	1	ミサイル発射情報		準備している国、燃料の注入、発射、飛翔状況、迎撃状況、着弾位置	危機管理部	
	2	異常な兆候の発見		異常な発症例のパターン、多くの人が一斉に異常を訴える、大量の鳥等が死ぬ	危機管理部	
	3	使用された兵器の種類の特定		ＮＢＣ兵器	危機管理部警察本部	
	4	救急医療方法		国による専門情報	福祉保健部	
	5	気象情報		風向、風速、気温、日照、湿度、降水量、気圧、大気現象等	危機管理部	
	6		被害状況	被害地域、程度	危機管理部	
	7		安否情報		地域社会振興部	
	8		除染剤、応急医療用医薬品	保管の位置、種類、数量、輸送時間	福祉保健部	
	9		救急医療の体制	国による専門家チームの派遣	福祉保健部	

３　避難準備段階

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
1 共通	1	避難措置の指示		どの地域が、いつ、どこに、どのように避難するのか	危機管理部	
	2	相手国に係る情報		相手国の具体的な武力攻撃動向（目的、手段、態様、規模、時期等）	警察本部	
	3		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理部 地域社会振興部 警察本部	
	4	武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報		県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	5	地域人口数			地域社会振興部	
	6	避難行動要支援者等数		避難行動要支援者、病人	危機管理部 福祉保健部	
	7		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協議事項	警察本部	
	8		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	9		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項	警察本部	
	10	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	11		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1	避難準備の進捗状況			危機管理部	
	2		線路の使用可能状況	線路の損壊箇所、被害状況	輝く鳥取創造本部	
	3		列車の使用可能状況	使用可能列車の所在地、台数、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	4		バスの使用可能状況	使用可能バスの所在地、台数、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	5		トラックの使用可能状況	使用可能トラックの所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	6		県内在住外国人の連絡先	外国人の氏名、性別、住所、電話、国籍	輝く鳥取創造本部	
	7		情報ハイウェイの使用可能状況	情報ハイウェイの損壊箇所、被害状況	令和の改新戦略本部	
	8		在宅障がい者の状況	障がい者の氏名、性別、住所、電話、障がいの種別、重度	危機管理部 福祉保健部	
	9		在宅高齢者の状況	高齢者の氏名、性別、住所、電話、障がいの種別、重度	危機管理部 福祉保健部	
	10		在宅母子、児童の状況	母子、児童の氏名、性別、住所、電話	子ども家庭部	
	11		海上の使用可能状況	海上の安全、漂流物	農林水産部	
	12		船舶の使用可能状況	使用可能船舶の所在地、台数、輸送可能人数	農林水産部	
	13		農道、林道の使用可能状況	農道、林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	農林水産部	
	14		道路の使用可能状況	道路の損壊箇所、被害状況、積雪状況	県土整備部	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
2 避難	15		河川の危険状況	河川の危険箇所、危険度	県土整備部	
	16		急傾斜地等の危険状況	急傾斜地等の危険箇所、危険度	県土整備部	
	17		空港の使用可能状況	空港の損壊箇所、被害状況	輝く鳥取創造本部	
	18		港湾・漁港の使用可能状況	港湾・漁港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	19		公園の利用可能状況	県立公園の損害箇所、被害状況	生活環境部	
	20		避難住民の誘導に係る情報	警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区集合施設、避難先（所）、避難経路、自衛隊の使用道路、運送計画、避難行動要支援者の避難確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、滞在者・旅行者の所在実態・対応、県外避難先の受入体制	警察本部	
	21		交通規制に係る情報	避難経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況	警察本部	
	22		所管県有施設の避難住民受入可能状況	（通信手段確保の状況を含む）	各部局	
3 救援	1	救援準備の進捗状況			危機管理部	
	2		避難先地域市町村の収容可能状況	避難先地域市町村の収容可能人数	危機管理部	
	3		避難先地域一般病院の使用可能状況	科別入院可能人数	危機管理部	
	4		避難先地域県立病院の使用可能状況	科別入院可能人数	危機管理部	
	5		避難先地域感染症指定医療機関等の使用可能状況	入院可能人数	危機管理部	
	6		安否情報（避難住民）	避難住民の氏名、年齢、性別、避難先	地域社会振興部	総務省
	7		安否情報（負傷者）被災情報（人的被害）	負傷者の氏名、年齢、性別、避難先、負傷程度	地域社会振興部	総務省
	8		安否情報（死者）被災情報（人的被害）	死者の氏名、年齢、性別、遺体安置所	地域社会振興部	総務省
	9		要避難地域一般病院の状況	科別入院患者の人数、重度特別な避難方法を要する人の人数	福祉保健部	
	10		一般病院の医療チーム派遣可能状況	派遣可能医師、看護師等の人数	福祉保健部	
	11		要避難地域感染症指定医療機関等の状況	感染症患者の種別、人数、重度	福祉保健部	
	12		受入地域一般病院の使用可能状況	科別入院可能人数	福祉保健部	
	13		県内病院の医療チーム派遣要請状況	派遣希望医師、看護師等の人数	福祉保健部	
	14		受入地域感染症指定医療機関等の使用可能状況	入院可能人数	福祉保健部	
	15		障がい者施設の受入可能状況	障がい者施設の受入可能人数	福祉保健部	
	16		高齢者施設の受入可能状況	高齢者施設の受入可能人数	福祉保健部	
	17		児童福祉施設（母子生活支援施設を含む）の受入可能状況	児童福祉施設（母子生活支援施設を含む）の受入可能人数	子ども家庭部	
	18		鳥取砂丘こどもの国の受入可能状況	鳥取砂丘こどもの国の受入可能人数	子ども家庭部	
	19		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	危機管理部	
	20		避難施設生活環境状況	避難施設の生活環境、衛生状況、問題点	生活環境部	
	21		避難施設廃棄物処理状況	避難施設の廃棄物発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	22		避難施設し尿処理状況	避難施設のし尿発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	23		県営住宅の受入可能状況	県営住宅の受入可能人数	生活環境部	
	24		受入可能入浴施設状況	受入可能入浴施設名、収容可能人数、問題点	生活環境部	
	25		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	26		農業大学校の受入可能状況	農業大学校の受入可能人数	農林水産部	
	27		花回廊の受入可能状況	花回廊の受入可能人数	農林水産部	
	28		土地開発公社所有地の受入可能状況	土地開発公社所有地の受入可能人数	県土整備部	
	29		住宅供給公社所有地の受入可能状況	住宅供給公社所有地の受入可能人数	生活環境部	
	30		空港、港湾、漁港用地の受入可能状況	空港、港湾、漁港用地の受入可能状況	輝く鳥取創造本部 県土整備部	
	31		県立公園の受入可能状況	県立公園の受入可能人数	生活環境部	
	32		要避難地域県立病院の状況	科別入院患者の人数、重度特別な避難方法を要する人の人数	病院局	
	33		県内の避難先地域県立病院の使用可能状況	科別入院可能人数、県立病院の被害状況、医師・看護師・医薬品等の不足状況	病院局	
	34		県立病院の医療救護班派遣可能状況	派遣可能医師、看護師等の人数	病院局	
	35		児童・生徒受入状況	受入児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	36		教職員受入状況	受入教職員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	37		公立学校等の受入可能状況	公立学校等受入可能児童、生徒数	教育委員会	
	38		職員宿舎の受入可能状況	職員宿舎の受入可能人数	総務部	
	39		少年自然の家等の受入可能状況	少年自然の家等の受入可能人数	教育委員会	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
3 救援	40		医療・養護関係施設等に係る情報	総合病院、特別養護老人ホーム、刑務所等の避難体制・見通し・支援の必要性	警察本部	
	41		避難先地域市町村の収容可能状況	避難先地域市町村の収容可能人数	危機管理部	
	42		備蓄物資の使用可能状況	使用可能備蓄物資の品目、数量、所在	危機管理部	
	43		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	44		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	45		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	46		他県等の医療チーム派遣可能状況	派遣可能医師、看護師等の人数	危機管理部	
	47		私立学校の受入可能状況	私立学校受入可能児童・生徒数	総務部	
	48		工業団地の受入可能状況	工業団地の受入可能人数	商工労働部	
	49		県対策本部による直接運送業務に利用可能な公用車数	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	50		県対策本部による直接運送業務に動員可能な運転士数	運転士の所属、氏名、連絡先等	各部局	
4 武力攻撃災害への対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	

４　避難段階

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
1 共通	1	相手国に係る情報		相手国の具体的な武力攻撃動向（目的、手段、態様、規模、時期等）	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理部 地域社会振興部 警察本部	
	3	武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報		県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協議事項	警察本部	
	5		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項	警察本部	
	7	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	8	県内の武力攻撃災害の兆候		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	9		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1	避難の進捗状況			各部局	
	2		線路の使用可能状況	線路の損壊箇所、被害状況	輝く鳥取創造本部	
	3		列車の使用可能状況	使用可能列車の所在地、台数、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	4		バスの使用可能状況	使用可能バスの所在地、台数、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	5		トラックの使用可能状況	使用可能トラックの所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	6		県内在住外国人の連絡先	外国人の氏名、性別、住所、電話、国籍	輝く鳥取創造本部	
	7		情報ハイウェイの使用可能状況	情報ハイウェイの損壊箇所、被害状況	令和の改新戦略本部	
	8		農道、林道の使用状況	農道、林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	農林水産部	
	9		道路の使用状況	道路の損壊箇所、被害状況、積雪状況	県土整備部	
	10		河川の危険状況	河川の危険箇所、危険度	県土整備部	
	11		急傾斜地等の危険状況	急傾斜地等の危険箇所、危険度	県土整備部	
	12		空港の使用状況	空港の損壊箇所、被害状況	輝く鳥取創造本部 県土整備部	
	13		港湾・漁港の使用状況	港湾・漁港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	14		公園利用可能状況	県立公園の損害箇所、被害状況	生活環境部	
	15		避難住民の誘導に係る情報	警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区集合施設、避難先（所）、避難経路、自衛隊の使用道路、運送計画、避難行動要支援者の避難確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、滞在者・旅行者の所在実態・対応、県外避難先の受入体制	警察本部	
	16		交通規制に係る情報	避難経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況	警察本部	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
3 救援	1	救援の進捗状況			危機管理部	
	2		避難先地域市町村の収容状況	避難先地域市町村の収容人数	危機管理部	
	3		避難先地域一般病院の使用状況	科別入院人数	危機管理部	
	4		避難先地域県立病院の使用状況	科別入院人数	危機管理部	
	5		避難先地域感染症指定医療機関等の使用状況	入院人数	危機管理部	
	6		安否情報（避難住民）	避難住民の氏名、年齢、性別、避難先	地域社会振興部	総務省
	7		安否情報（負傷者）被災情報（人的被害）	負傷者の氏名、年齢、性別、避難先、負傷程度	地域社会振興部	総務省
	8		安否情報（死者）被災情報（人的被害）	死者の氏名、年齢、性別、遺体安置所	地域社会振興部	総務省
	9		受入地域感染症指定医療機関等の使用状況	入院人数	福祉保健部	
	10		障がい者施設の受入状況	障がい者施設の受入人数	福祉保健部	
	11		高齢者施設の受入状況	高齢者施設の受入人数	福祉保健部	
	12		児童福祉施設（母子生活支援施設を含む）の受入状況	児童福祉施設（母子生活支援施設を含む）の受入人数	子ども家庭部	
	13		鳥取砂丘こどもの国の受入状況	鳥取砂丘こどもの国の受入人数	子ども家庭部	
	14		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	危機管理部	
	15		県営住宅の受入状況	県営住宅の受入人数	生活環境部	
	16		受入入浴施設状況	受入入浴施設名、収容人数、問題点	生活環境部	
	17		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	18		農業大学校の受入状況	農業大学校の受入人数	農林水産部	
	19		花回廊の受入状況	花回廊の受入人数	農林水産部	
	20		土地開発公社所有地の受入状況	土地開発公社所有地の受入人数	県土整備部	
	21		住宅供給公社所有地の受入状況	住宅供給公社所有地の受入人数	生活環境部	
	22		空港、港湾、漁港用地の受入状況	空港、港湾、漁港用地の受入状況	輝く鳥取創造本部 県土整備部	
	23		県内の避難先地域県立病院の使用可能状況	科別入院可能人数、県立病院の被害状況、医師・看護師・医薬品等の不足状況	病院局	
	24		県立病院の医療救護班派遣状況	派遣可能医師、看護師等の人数	病院局	
	25		児童・生徒受入状況	受入児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	26		教職員受入状況	受入教職員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	27		公立学校等の受入状況	公立学校等受入児童、生徒数	教育委員会	
	28		職員宿舎の受入状況	職員宿舎の受入人数	総務部	
	29		少年自然の家等の受入状況	少年自然の家等の受入人数	教育委員会	
	30		避難受入に係る情報	避難施設、避難住民数、受入時期、運送計画、避難経路	警察本部	
	31		避難先地域市町村の収容状況	避難先地域市町村の収容人数	危機管理部	
	32		備蓄物資の使用状況	使用備蓄物資の品目、数量、所在	危機管理部	
	33		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	34		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	35		他県等の医療チーム派遣状況	派遣医師、看護師等の人数	危機管理部	
	36		私立学校の受入状況	私立学校受入可能児童・生徒数	総務部	
	37		工業団地の受入状況	工業団地の受入人数	商工労働部	
	38		県対策本部による直接運送業務に利用可能な公用車数	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	39		県対策本部による直接運送業務に動員可能な運転士数	運転士の所属、氏名、連絡先等	各部局	
4 武力攻撃災害への対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	

５　避難生活段階

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
1 共通	1		相手国に係る情報	相手国の具体的な武力攻撃動向（目的、手段、態様、規模、時期等）	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理部 地域社会振興部 警察本部	
	3		武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報	県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受入状況	警察本部	
	5		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6		関係機関との連携に係る情報	県等関係機関の復旧活動状況、関係機関との協力事項	警察本部	
	7		特殊標章・身分証明書の交付・使用に係る情報	関係機関における特殊標章・身分証明書の交付・使用状況	危機管理部 警察本部	
	8	被災情報		被災状況、住民被害、人的被害	各部局	
	9	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	10		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
2 避難	1	児童・生徒、避難状況		被災児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	2	教員避難状況		被災教員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	3		交通規制に係る情報	避難経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険個所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況、空港・港湾・ＪＲの使用の可否又は有無	警察本部	
	4		交通規制に係る情報	緊急通行車両の指定・標章交付状況、緊急交通路の指定が必要な路線	警察本部	
	5		応急措置の実施に係る情報	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	
3 救援	1	避難先地域市町村の収容状況		避難先市町村の収容人数、性別、年齢、避難行動要支援者人数	危機管理部	
	2		備蓄物資の使用可能状況	使用可能備蓄物資の品目、数量、所在	危機管理部	
	3		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	4		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	5		被災情報（その他）	被害の種別、品目、数量等	危機管理部	
	6		職員派遣要請状況	派遣要望職員の職種、人数	総務部	
	7		職員受入要請状況	受入要望職員の職種、人数	総務部	
	8	県有施設への避難受入状況		受入状況、施設、設備の状況	総務部	
	9		消費者物価指数	消費者物価指数	総務部	
	10		ＮＰＯ、ボランティア活動状況	ＮＰＯ、ボランティアの人数、活動内容	人口戦略推進本部	
	11		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	危機管理部	
	12		義援金の状況	義援金の額	福祉保健部	
	13		義援物品の状況	義援物品の種別、数量	危機管理部	
	14		一般病院の使用可能状況	一般病院の被害状況、医師、看護師、医薬品等不足状況	福祉保健部	
	15		避難施設における感染症発生状況	感染症患者の種別、所在、人数、重度	福祉保健部	
	16	避難施設生活環境状況		避難施設の生活環境、衛生状況、問題点	生活環境部	
	17		避難施設廃棄物処理状況	避難施設の廃棄物発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	18		避難施設し尿処理状況	避難施設のし尿発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	19		被災情報（ライフライン）	上水道、下水道の被災箇所、被害の種別、重度	生活環境部	
	20		生活関連物資等需給状況	生活関連物資等事業者名、品目、販売数量、価格状況	生活環境部	
	21		特定物資在庫状況	特定物資事業者名、品目、在庫数量、価格状況	生活環境部	
	22		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	23		被災情報（ライフライン）	電気の供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	企業局	
	24		被災情報（ライフライン）	ガスの供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	危機管理部	
	25		被災情報（ライフライン）	通信の疎通状況、被害状況、復旧状況・見通し	令和の改新戦略本部	
	26		県立病院の使用可能状況	県立病院の被害状況、医師、看護師、医薬品等不足状況	病院局	
	27	避難住民の救援に係る情報		県及び関係機関が実施する救援措置、被災者の有無・捜索救出の必要性、安否情報、避難所における治安状況、避難住民の要望	警察本部	
4 武力攻撃災害への対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	
	2		発電所、電気設備の状況	発電所、電気設備の被害状況	企業局	
	3		危険物質等管理状況	危険物質等の種別、数量、管理状況	危機管理部	
	4		隣接県放射性物質等放出状況	放出された放射性物質等の種別、数量、影響範囲、影響程度	危機管理部	
	5		家畜伝染病発生状況	家畜伝染病患畜の種別、所在、頭数、重度	農林水産部	
	6		応急措置の実施に係る情報	県内における緊急対処事態の発生状況、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・退避指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	

６　復帰段階

細部は、当時の状況によります。

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
	1	復帰に関する情報		いつ、どのように復帰するのか	危機管理部	
	2	復帰先の被災状況		ライフライン 住宅 インフラ 県有施設（業務利用の可否、復帰者一時受入の可否）	各部局	総務省
	3	復帰の進捗状況			危機管理部	
	4	復帰の方法に関する情報		復帰の経路、復帰の手段、その他	各部局	
	5		安否情報		地域社会振興部	総務省
	6		その他の被災情報		各部局	総務省
	7		国の動向		各部局	

７　生活再建段階

細部は、当時の状況によります。

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
	1	被災状況			各部局	総務省
	2	復旧復興状況			危機管理部	
	3		復興に係る国の方針	法令、支援制度	各部局	
	4		安否情報		地域社会振興部	総務省
	5		他県の状況		各部局	
	6		県有施設		各部局	

８　避難受入段階

(1)　受入誘導段階

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
1 共通	1	相手国に係る情報		相手国の具体的な武力攻撃動向（目的、手段、態様、規模、時期等）	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理部 地域社会振興部 警察本部	
	3	武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報		県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協議事項	警察本部	
	5		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項	警察本部	
	7	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	8	県内の武力攻撃災害の兆候		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	9		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1	避難受入の進捗状況			各部局等	
	2	避難受入に係る情報		要避難地域、受入住民数、受入時期、輸送計画、受入経路	危機管理部	
	3		線路の使用可能状況	線路の損壊箇所、被害状況	輝く鳥取創造本部	
	4		列車の使用可能状況	使用可能列車の所在地、台数、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	5		バスの使用可能状況	使用可能バスの所在地、台数、輸送可能人数	輝く鳥取創造本部	
	6		トラックの使用可能状況	使用可能トラックの所在地、台数、輸送可能量	商工労働部	
	7		情報ハイウェイの使用可能状況	情報ハイウェイの損壊箇所、被害状況	令和の改新戦略本部	
	8		農道、林道の使用状況	農道、林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	農林水産部	
	9		道路の使用状況	道路の損壊箇所、被害状況、積雪状況	県土整備部	
	10		河川の危険状況	河川の危険箇所、危険度	県土整備部	
	11		急傾斜地等の危険状況	急傾斜地等の危険箇所、危険度	県土整備部	
	12		空港の使用状況	空港の損壊箇所、被害状況	輝く鳥取創造本部	
	13		港湾・漁港の使用状況	港湾・漁港の損壊箇所、被害状況	県土整備部	
	14		公園利用可能状況	県立公園の損害箇所、被害状況	生活環境部	
	15		住民の避難受入誘導に係る情報	警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区避難施設、避難受入経路、自衛隊の使用道路、運送計画、避難行動要支援者の避難受入確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、避難施設の受入体制	危機管理部 警察本部	
	16		交通規制に係る情報	避難受入経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、避難経路周辺の危険個所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況	警察本部 県土整備部	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
3 救援	1	救援の進捗状況			危機管理部	
	2		受入地域市町村の受入状況	受入可能人数、受入人数	危機管理部	
	3		外国人の受入状況	受入人数、氏名、性別、国籍、避難施設	輝く鳥取創造本部	
	4		安否情報（避難住民）	氏名、年齢、性別、避難先	地域社会振興部	総務省
	5		安否情報（負傷者）被災情報（人的被害）	氏名、年齢、性別、避難先、負傷程度	地域社会振興部	総務省
	6		安否情報（死者）被災情報（人的被害）	氏名、年齢、性別、遺体安置所	地域社会振興部	総務省
	7		受入地域一般病院の受入状況	科別受入可能人数、受入人数、医師・看護師・医薬品等の不足状況	福祉保健部	
	8		受入地域感染症指定医療機関等の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	9		障がい者施設の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	10		高齢者施設の受入状況	受入可能人数、受入人数	福祉保健部	
	11		児童福祉施設（母子生活支援施設を含む）の受入状況	受入可能人数、受入人数	子ども家庭部	
	12		鳥取砂丘こどもの国の受入状況	受入可能人数、受入人数	子ども家庭部	
	13		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	危機管理部	
	14		県営住宅の受入状況	受入可能人数、受入人数	生活環境部	
	15		受入入浴施設状況	受入入浴施設名、収容人数、問題点	生活環境部	
	16		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請者、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	17		農業大学校の受入状況	受入可能人数、受入人数	農林水産部	
	18		花回廊の受入状況	受入可能人数、受入人数	農林水産部	
	19		土地開発公社所有地の受入状況	受入可能人数、受入人数	県土整備部	
	20		住宅供給公社所有地の受入状況	受入可能人数、受入人数	生活環境部	
	21		空港、港湾、漁港用地の受入状況	受入可能人数、受入人数	県土整備部 輝く鳥取創造本部	
	22		受入地域県立病院の受入状況	科別受入可能人数、受入人数、医師・看護師・医薬品等の不足状況	病院局	
	23		県立病院の医療救護班派遣状況	医師、看護師等の派遣可能人数、派遣人数	病院局	
	24		児童・生徒受入状況	受入児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	25		教職員受入状況	受入教職員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	26		公立学校等の受入状況	受入可能人数、受入人数	教育委員会	
	27		職員宿舎の受入状況	受入可能人数、受入人数	総務部	
	28		少年自然の家等の受入状況	受入可能人数、受入人数	教育委員会	
	29		備蓄物資の使用状況	使用備蓄物資の使用可能状況、使用状況（品目、数量、所在）	危機管理部	
	30		救援物資の被要請状況	被要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	31		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	32		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請先、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	33		他県等の医療チーム派遣状況	派遣医師、看護師等の人数	福祉保健部	
	34		私立学校の受入状況	受入可能人数、受入人数	総務部	
	35		工業団地の受入状況	受入可能人数、受入人数	商工労働部	
	36		公用車の使用状況	車種、ナンバー、乗車定員、最大積載量、管理所属、保管場所	各部局	
	37		運転士の動員状況	運転士の所属、氏名、連絡先等	各部局	
4 武力攻撃災害への対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	

(2)　救援段階

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
1 共通	1		相手国に係る情報	相手国の具体的な武力攻撃動向（目的、手段、態様、規模、時期等）	警察本部	
	2		自衛隊、米軍の対応に係る情報	自衛隊・米軍の対応状況・確定事項・対処方針等	危機管理部 地域社会振興部 警察本部	
	3		武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態に係る情報	県内における武力攻撃災害、テロ等緊急対処事態発生の可能性・態様・規模・時期等	警察本部	
	4		関係機関との連携に係る情報	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受入状況	警察本部	
	5		情報通信に係る情報	広報手段、関係機関との情報通信手段、非常通信手段、通信統制・制限等の有無・内容	警察本部	
	6		特殊標章・身分証明書の交付・使用に係る情報	関係機関における特殊標章・身分証明書の交付・使用状況	危機管理部 警察本部	
	7	被災情報		被災状況、住民被害、人的被害	各部局	
	8	県内の武力攻撃災害発生状況		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局	
	9		県有施設等の被害状況	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	

種類	No.	必要な情報		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最も優先度の高い情報	その他の情報			
2 避難	1	児童・生徒、避難状況		被災児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	教育委員会	
	2	教員避難状況		被災教員の氏名、避難前勤務学校名、避難施設名	教育委員会	
	3		交通規制に係る情報	受入経路、幹線道路の交通障害の有無、自衛隊・米軍の使用道路、受入経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況、空港・港湾・ＪＲの使用の可否又は有無	警察本部	
	4		交通規制に係る情報	緊急通行車両の指定・標章交付状況、緊急交通路の指定が必要な路線	警察本部	
	5		応急措置の実施に係る情報	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	
3 救援	1	受入市町村の収容状況		受入市町村の収容人数、性別、年齢、避難行動要支援者の数	危機管理部	
	2		備蓄物資の使用状況	使用備蓄物資の使用可能状況、使用状況（品目、数量、所在）	危機管理部	
	3		救援物資の被要請状況	被要請救援物資の要請者、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	4		救援物資の不足状況	不足救援物資の品目、数量	商工労働部	
	5		救援物資の要請状況	要請救援物資の要請先、品目、数量、受入場所、施設等	商工労働部	
	6		被災情報（その他）	被害の種別、品目、数量等	危機管理部	
	7		職員派遣要請状況	派遣要請職員の要請者、職種、人数	総務部	
	8		職員受入要請状況	受入要請職員の要請先、職種、人数	総務部	
	9	県有施設への受入状況		受入可能人数、受入人数、施設、設備の状況	各部局	
	10		消費者物価指数	消費者物価指数	総務部	
	11		ＮＰＯ、ボランティア活動状況	ＮＰＯ、ボランティアの人数、活動内容、要望状況	福祉保健部	
	12		避難施設のライフライン不足状況	電力、ガス、上水道、下水道、通信施設の不足品目、数量	危機管理部	
	13		義援金の状況	義援金の額	福祉保健部	
	14		義援物品の状況	義援物品の種別、数量	危機管理部	
	15		一般病院の使用可能状況	一般病院の被害状況、科別受入可能人数、医師、看護師、医薬品等不足状況	福祉保健部	
	16		避難施設における感染症発生状況	感染症患者の種別、所在、人数、重度	福祉保健部	
	17	避難施設生活環境状況		避難施設の生活環境、衛生状況、問題点	生活環境部	
	18		避難施設廃棄物処理状況	避難施設の廃棄物発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	19		避難施設し尿処理状況	避難施設のし尿発生状況、処理状況、問題点	生活環境部	
	20		被災情報（ライフライン）	上下水道の供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	生活環境部	
	21		生活関連物資等需給状況	生活関連物資等事業者名、品目、販売数量、価格状況	生活環境部	
	22		特定物資在庫状況	特定物資事業者名、品目、在庫数量、価格状況	生活環境部	
	23		災害救助用米穀の要請状況	要請救援物資の要請先、数量、受入場所、施設等	農林水産部	
	24		被災情報（ライフライン）	電気の供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	企業局	
	25		被災情報（ライフライン）	ガスの供給状況、被害状況、復旧状況・見通し	危機管理部	
	26		被災情報（ライフライン）	通信の疎通状況、被害状況、復旧状況・見通し	令和の改新戦略本部	
	27		県立病院の使用可能状況	県立病院の被害状況、科別受入可能人数、医師、看護師、医薬品等不足状況	病院局	
	28	避難住民の救援に係る情報		県及び関係機関が実施する救援措置、被災者の有無・捜索救出の必要性、安否情報、避難施設における治安状況、避難住民の要望	警察本部	
4 武力攻撃災害への対処	1		生活関連等施設の安全確保に係る情報	各施設の自主警戒状況、警察による警備強化の必要性、必要な警備体制	警察本部	
	2		発電所、電気設備の状況	発電所、電気設備の被害状況	企業局	
	3		危険物質等管理状況	危険物質等の種別、数量、管理状況	危機管理部	
	4		隣接県放射性物質等放出状況	放出された放射性物質等の種別、数量、影響範囲、影響程度	危機管理部	
	5		家畜伝染病発生状況	家畜伝染病患畜の種別、所在、頭数、重度	農林水産部	
	6		応急措置の実施に係る情報	県内における緊急対処事態の発生状況、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	警察本部	

別紙第２

平素の段階の計画

要旨	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。 ①　国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。 ②　県対策本部が設置されるまでの間は、「鳥取県危機管理対応指針」で対応します。 ③　国民保護措置に必要な各種計画の概要を作成します。 ④　国民保護関係機関・団体の連携を強化します。 ⑤　国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画
	鳥取県危機管理対応指針、避難施設管理運営指針
	収容施設消防基準
	避難施設管理運営マニュアル、県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアル

避難タイプとの関係

各避難タイプによる差はありません。 共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。

１　状況

(1) 期間

ア　対象期間

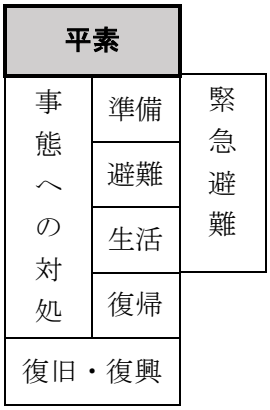

←　武力攻撃（予測）事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備をする期間

イ　この期間に予想される状況と留意点

県対策本部の設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

(2) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 活動方針

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(2) 実施要領

ア　継続的な情報収集

(ｱ) 情報の収集を継続的に行い、収集した情報は、整理分析し、不測の事態に備えるとともに、迅速な対処が行えるように準備します。

(ｲ) 警報等については、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

イ　実施体制の確立

(ｱ) 関係機関との相互の連携協力体制

国民保護措置の的確な実施と関係機関が行う国民保護措置の総合的な推進のために、関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(ｲ) 国民保護措置を実施する設備面の整備と安全対策

(ｳ) 職員及び住民の啓発

(ｴ) 国民保護訓練の実施

(ｵ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

ａ　計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他計画及びマニュアルを作成します。

ｂ　計画の修正

訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他計画等を随時適切に修正します。

ウ　避難の準備

被害想定に基づき、運送必要量の見積もり、運送計画の策定、運送体制の整備を図ります。

エ　避難住民の救援の準備

知事は、救援を行うため、必要な資機材の充実、十分な整備及び点検などを準備します。

救援の委任について、事前に関係者と十分協議を行います。

市町村へは一括して委任し、日本赤十字社へは日本赤十字社の自主性を尊重しつつ、一部を委託します。

オ　武力攻撃災害の予防、対処準備

危険物資等による災害の発生を防止するため、危険物資等の保管場所、種類、量等について経常的に把握します。

カ　住民の生活の安定

知事（生活環境部）は、武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応するため、生活関連物資等の価格や供給についての監視体制の準備及び関係事業者団体への要請の準備等、必要な準備を行います。

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
令和の改新戦略本部	1　国民保護に関する広報 2　報道機関との連絡調整 3　国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4　関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7　県議会に関すること（臨時議会の招集） 8　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　避難住民運送手段の確保・計画 2　外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備 3　観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4　外国人に対する広報、避難、救援 5　外国人の安全確保及び支援 6　空港施設の把握、対策
男女協働未来創造本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
危機管理部	1　県対策本部等に関すること 2　国民保護措置の準備 3　国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 4　避難施設の指定 5　特殊標章等の交付、使用許可 6　緊急物資等の備蓄、整備、点検 7　危険物資の保安対策 8　自主防災組織との連絡調整 9　国民保護等に係る訓練に関すること 10　国際人道法の普及に関すること 11　避難所の運営体制整備 12　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援
総務部	1　庁舎の管理、運用、調査 2　県の公有財産の管理、運用、調査 3　職員の服務、給与に関すること 5　職員の動員、派遣要請、受入に関すること 6　職員の補償に関すること 7　国民保護措置の実施に要する物品の購入契約 8　私立学校に関すること

機　関　名	事務又は業務
地域社会振興部	1　安否情報・被災情報の収集等の体制整備 2　人権の擁護の確保 3　文化財の保護に関すること
福祉保健部	1　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 2　義援金の収配等に関すること 3　医療、医薬品等に関すること 4　保健衛生に関すること 5　赤十字標章等の交付、使用許可 6　医療機関等の保全及び機能回復に関すること 7　ボランティア等の支援に関わる総合調整 8　他部局に属しない生活支援及び保護に関すること
子ども家庭部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
生活環境部	1　上下水道の被害調査、復旧 2　有害物質使用事業所に関すること 3　死亡獣畜処理に関すること 4　廃棄物等の処理に係る調整 5　生活関連物資の需給に関すること 6　行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬等 7　入浴施設の確保 8　食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること 9　応急給水に関すること 10　応急仮設住宅の供給 11　公営住宅の調査、復旧 12　被災者住宅の再建支援 13　県営住宅の通常の保全 14　住宅融資などの相談窓口の開設 15　建築制限、緩和 16　住宅供給公社との連絡調整
商工労働部	1　商工労働団体・機関との連絡調整 2　物資運送手段（トラックその他）に対する支援要請体制の確立に関するこ と 3　物資運送手段（トラックその他）の運送能力の把握 4　県内工業団地の状況の把握 5　救援物資の集配の総合調整

機　関　名	事務又は業務
農林水産部	1　農林水産業団体との連絡調整 2　食品供給業者（県内）の把握 3　中国四国農政局との連絡調整 4　家畜伝染病予防及び防疫 5　応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の把握 6　農道、林道状況の把握、対策 7　漁船による運送に関すること 8　漂流物等に関する情報収集
県土整備部	1　道路状況の把握、対策 2　特殊車両の通行に関すること 3　道路の除雪 4　市街地状況の把握、対策 5　河川、海岸、ダム状況の把握、対策 6　砂防、急傾斜地、治山施設等の把握、対策 7　港湾、漁港施設の把握、対策 8　公園緑地施設の把握、対策 9　土木資材等の需給対策 10　土地の使用に関すること 11　建設業協会等との連絡調整
会計管理部	1　国民保護措置の実施に要する費用の出納
企業局	1　発電施設・工業用水施設の把握 2　県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアルの整備
病院局	1　県立病院の避難計画、訓練に関すること 2　県立病院の救護班の編成
教育委員会	1　文教施設等の保全 2　避難学校の確保 3　公立学校等への警報の伝達体制整備 4　国際人道法の普及、教育に関すること
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援

機　関　名	事務又は業務
警察本部	1　警備体制の整備 2　情報の収集・連絡体制の整備 3　住民等に対する情報伝達・広報体制の整備 4　交通規制に係る体制及び施設の整備 5　生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備 6　装備資機材の整備 7　関係機関との協力体制の構築 8　武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保 9　特殊標章の交付及び使用に係る体制の整備 10　警察通信システムの整備 11　教養訓練の実施

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	1　国民保護計画、体制等の整備 2　国民保護措置に係る県との連絡調整 3　警報等の住民への伝達体制の整備 4　住民の避難誘導に関する体制の整備 5　避難、避難受入体制の整備 6　備蓄の実施 7　訓練の実施 8　住民への普及啓発 9　その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	1　国民保護措置に関する訓練等の実施
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。

４　活動要領

(1) 情報

ア　情報の収集、整理

「通常監視体制」をとり、総務省消防庁等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。

情報収集は、24 時間体制で危機対策・情報課と、東京本部を通じて行います。

(ｱ) 情報収集項目、収集体制

別紙第１「情報計画」を参照

イ　警報等の迅速確実な伝達の準備

(ｱ) 知事（危機管理部）は、市町村、関係機関・団体等に対し、迅速確実に警報等が通知できるよう体制、機器等を整備します。

(ｲ) 市町村は、住民に対し、迅速確実に警報等が伝達できるよう体制、機器等を整備します。

ウ　安否情報収集のための準備

知事（地域社会振興部）は、県内の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を整備するとともに、あらかじめ収集に協力を求める可能性のある関係機関を把握し、安否情報の報告先、様式等の周知を図ります。

エ　通信

県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理、整備を行います。

また、平素から非常通信の実施に備えて非常通信協議会との連携を図ります。

(2) 実施体制

ア　県の国民保護体制の準備

県は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から体制を整備します。

(ｱ) 知事は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。

(ｲ) 知事は、非常参集体制を構築し、職員に周知します。

(ｳ) 各部局は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

(ｴ) 県は、ＮＢＣテロ等の対処や被害の想定について知見を有する専門家から助言を受けることができるようアドバイザーや防災顧問の確保に努めます。

(ｵ) 緊急を要する弾道ミサイル攻撃に対しては、県は、ミサイル発射予告や国からの確度の高い情報が提供された場合、情報連絡会議を開催し、今後の対応方針等を市町村等関係機関と情報共有します。

イ　県対策本部等の設置準備

(ｱ) 県対策本部の設置準備

県は、必要に応じ速やかに県対策本部及び県現地対策本部が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。

(ｲ) 第２５条第１項の規定による国からの県対策本部の設置が指定されていない場合の対応

県対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部により対応します。

ａ　緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部会議の設置

武力攻撃やテロ攻撃の可能性の高い情報を入手した場合等には、知事（危機管理部）は、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、状況に応じて次のとおり対応します。

１　武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 ２　国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき。 ３　各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき。	情報連絡室の設置
１　県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、危機管理部長が必要と認めたとき。 ２　国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	緊急対応チームの招集
１　県外で警報が発令されたとき。 ２　国の国家安全保障会議の緊急大臣会合が開催されたとき。 ３　県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	危機管理委員会の開催
１　県内で警報が発令されたとき。 ２　県対策本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	危機管理対策本部の設置

ｂ　初動方針の決定

緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部は、速やかに第１回会議を開催します。

目　　的	項　　目
認識の共有	・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各部局の状況 ・国、市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
初動活動方針の決定	・情報収集の強化 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認

(ｳ) 法第２５条第１項の規定による国からの県対策本部の設置が指定され、法第２７条第１項の規定により県対策本部が設置された場合の体制変更

国から県対策本部設置の指定を受け、県対策本部を設置した場合は、速やかに緊急対策チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部から県対策本部の体制に移行します。

(ｴ) 県対策本部設置の指定要請

知事（危機管理部）は、県対策本部の設置を必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき都道府県としての指定を要請します。

市町村から要請があった場合は、内閣総理大臣に対して県対策本部を設置するべき市町村の指定を要請します。

ウ　国現地対策本部等の設置準備

県及び市町村は、国現地対策本部及び武力攻撃事態等合同対策協議会が設置された場合に備え、平素から設置場所や要員の配置、通信機器等の整備等の検討を行い、受入体制を整備します。

エ　関係機関との相互の連携協力体制の構築

市町村は、当直等の強化、連絡体制の整備、職員の配置基準の整備等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制の整備を行うよう努めるものとします。

指定地方公共機関は、参集基準等の整備を行う等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制の整備を行うよう努めるものとします。

県は、平素からそれぞれ国民保護の体制を整備するとともに、定期的な連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、県内の国民保護関係機関相互の情報共有、連絡体制の整備を図ります。

(ｱ) 連絡窓口の設定
(ｲ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集
(ｳ) 広域救援体制の整備
(ｴ) 運送体制、運送能力の把握
(ｵ) 救援実施体制
(ｶ) 国民保護訓練
(ｷ) 職員のあっせん
(ｸ) 隣接県等に及ぶ広域交通規制及び広域的交通管理体制の整備

(3) 補給支援

ア　業務実施の基本的事項

県は、市町村及び関係機関と連携し、避難に要する物資、資機材等を整備、備蓄、把握するとともに、各種補給品の調達方法及び運用方法について、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、必要な協定等を整備します。

イ　補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、物資拠点及びこれらを結ぶ補給幹線の計画と整備を行います。

ウ　各補給品の把握

食品	県内外の食品供給可能数量を把握します。
燃料	火災・爆発の危険性があるため、現存の保管場所と量を把握します。
復旧資材等	応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握します。 土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握します。 建設業協会等との連絡網等を確認します。 避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置します。
日用品、し好品	県内外の供給可能数量を把握します。
衛生資機材	流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握します。
給水	給水施設位置の把握と汚染された水源の検知体制を確立します。

(4) 運送

ア　業務実施の基本的事項

知事（輝く鳥取創造本部、商工労働部）は、指定（地方）公共機関である運送事業者等と連絡調整を行い、必要に応じ的確かつ迅速に避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施できるよう、平素から運送体制を整備します。

イ　運送支援施設

(ｱ) 運送網

知事（輝く鳥取創造本部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）を行います。

(ｲ) その他

知事（危機管理部）は、運送に要する給油・整備・通信施設等を把握し、避難時における中継・休憩場所等についても事前に調査、確保します。

ウ　運送業務

(ｱ) 運送計画等の作成準備

ａ　運送計画の概要作成

知事（危機管理部、総務部、輝く鳥取創造本部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部）は、次の計画について概要を作成します。

①　運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

② 道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

・道路状況の把握

・特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討

・鉄道、空港、港湾の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道、空港、港湾、漁港を使用した経路の検討

・冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備

③ 運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送実施の概要を作成します。

b 交通規制計画の概要作成

警察は、道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

c 避難実施要領のパターンの作成に係る支援

知事（危機管理部）及び警察は、市町村が避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するに当たって、必要な助言を行います。この際、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

(ｲ) 運送手段に係る連絡調整

知事（総務部、輝く鳥取創造本部、商工労働部、農林水産部）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議します。

(ｳ) 避難行動要支援者の避難

a 避難行動要支援者の避難に係る連絡調整

知事（危機管理部、福祉保健部、輝く鳥取創造本部）は、平素から市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、避難行動要支援者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、必要な体制、資機材などを整備します。

b 避難行動要支援者の避難に関する計画の概要作成

知事（危機管理部、福祉保健部、輝く鳥取創造本部）は、関係機関・団体の協力を得て、平素から避難行動要支援者の避難に関する計画の概要を作成します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

(ｱ) 知事（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などが提供できるよう、医療等の提供体制を整備します。

(ｲ) 知事（農林水産部）は、農業テロの監視及び被災後の速やかな家畜伝染病の蔓延防止に備え、家畜防疫体制を整備します。

イ 衛生支援施設

知事（福祉保健部）は、病院局との連携により臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設開設のための準備を行います。

ウ 治療業務

知事（福祉保健部）は、速やかな医療の提供を確保するため、近隣県を含めた医療機関（許可病床数等）の把握、日本赤十字社県支部との連携、治療のために必要な資機材の整備、救護班編成計画の概要作成と赤十字特殊標章の交付を準備します。

エ　搬送業務

(ｱ) 要搬送人数の把握

知事（福祉保健部）は、入院患者数及び入院患者のうち有事に搬送が必要な人数を把握します。

(ｲ) 搬送能力の把握

知事（福祉保健部）は、有事に搬送が必要な者の搬送能力（搬送手段及び搬送可能人数）を把握します。

オ　防疫業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。

(ｱ) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療

(ｲ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による生物兵器に対する兆候の発見

(ｳ) 避難所等における防疫体制の整備

(ｴ) 防疫（特に個人衛生）の必要性の普及

カ　健康管理業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。

(ｱ) 避難・救援の際の健康管理体制の整備

(ｲ) 健康診断、予防接種その他の衛生業務の実施体制についての整備

(6) 施設

ア　業務実施の基本的事項

知事（危機管理部）は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに救援施設に必要な候補施設等を選定します。

候補施設等の選定にあたっては、位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握しておきます。

イ　避難施設の指定、管理

(ｱ) 避難施設の指定

知事（危機管理部）は、文書等により管理者の同意を確認した上で避難施設を指定し、避難施設の改廃等の状況管理を実施します。

指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、変更に関する届出を行うものとします。

(ｲ) 避難施設の周知

知事（危機管理部）は、避難施設を指定、変更した時は、市町村と協力して住民に周知します。

(ｳ) 避難施設の整備

知事（危機管理部）は、市町村と協力して以下のとおり避難施設を整備し、指定した避難施設については状況を確認します。

県は、県有施設の新設、改廃に当たっては、避難所としての利用についても配慮します。

整備項目	整　備　内　容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	避難所の衛生、被災者のプライバシーの確保

(ｴ) 資機材の整備

知事（危機管理部）は、市町村と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備考
消防用設備	収容施設消防基準
通信設備	指定（地方）公共機関
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料
炊き出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品

(ｵ) 避難施設管理者との事前協議

県（危機管理部）は、避難施設管理運営指針及びマニュアルに基づき、市町村と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア　職員の派遣、あっせん、配置変更

知事（総務部）は、必要に応じ的確かつ迅速に職員の派遣、あっせん、配置変更等が実施できるよう、平素から市町村、指定（地方）行政機関、特定指定公共機関との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的応援体制を整備します。

(ｱ) 部局別・職種別人員数等の把握

(ｲ) 支援の必要な分野の洗い出し

(ｳ) 要請体制、要請内容等の検討

(ｴ) 必要な協定の締結等

イ　人身に係る安全確保措置

警察は、国民の安全を確保し、治安の維持に当たるため、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材等を整備します。また、中国四国管区警察局等と連携し、警察災害派遣隊の充実・強化を図ります。

(ｱ) 公共の安全と秩序の維持

(ｲ) 安全な避難誘導等、安全確保の措置

ウ　埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

⑻ 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア　兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

イ　生活関連等施設の安全確保

(ｱ) 生活関連等施設の把握

県（各部局）は、県内の生活関連等施設について把握します。

(ｲ) 生活関連等施設に係る情報等の提供等

知事（危機管理部）は、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に対し、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を提供するとともに、関係する機関相互の連絡体制の整備に努めます。

(ｳ) 管理者への通知等

a　管理者に対する安全確保の留意点の通知

・知事（各部局）は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知します。

・知事（危機管理部）、警察は、海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知します。

・知事（危機管理部）は、関係機関と生活関連等施設の管理者との連絡網を整備します。

b　管理者に対する要請

県（各部局）は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請します。

c　管理者に対する助言

警察等は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行います。

(ｴ) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県（各部局）は、国の安全確保の留意点に基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について検討し、定めます。

(ｵ) 市町村が管理する生活関連等施設の安全確保

市町村は、その区域内の生活関連等施設について、県等の関係機関と連携を図るとともに、国の安全確保の留意点に基づき、安全確保措置の実施方法について検討し、定めるものとします。

ウ　武力攻撃原子力災害への対処準備

知事（危機管理部）は、資機材の整備、専門家の派遣要請手続き、関係機関・団体との連携強化など、武力攻撃原子力災害への対処準備を整備します。

対処準備については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行います。

なお、以下に引用する地域防災計画（原子力災害対策編）は、令和７年 11 月に修正されたものです。

> 第２章　第７節　緊急事態応急体制の整備
>
> 16．専門家の派遣要請手続き
>
> 県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力安全顧問に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

(9) 国民生活の安定に関する措置

知事（生活環境部）は、関係機関と連携し、県民生活と関連性が高い物質や役務については、価格や供給について監視を行い、物資の不足や物価の高騰に注意します。

(10) 広報、広聴活動

ア　広報活動

(ｱ) 啓発活動の実施

県は、県民に積極的に情報提供を行い、国民保護制度及び国民保護措置の重要性を啓発し、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制を整備します。特に、弾道ミサイル落下時の行動等、県民が極めて短時間に行動しなければならない重要な情報については、平素から様々な方法により周知します。このため、県は関係機関と協力した啓発活動を実施します。

警察は、効果的な広報の実施及び広報の徹底を図ることができるよう、必要により県、市町村、自治会等の関係機関に広報を要請するなど、協力体制を確保します。

(ｲ) 啓発活動の内容

a　国民保護講座等行事への住民の参加
b　住民説明会、職員説明会の開催
c　インターネット（ホームページ）による広報
d　県民の声に対する説明
e　広報紙（市町村報等）の発行
f　国のパンフレット等の配布

イ　広報資料の作成、配布、掲示

県は、市町村と協力し、次の事項について住民への広報資料を作成、配布、掲示します。

県は救援について広報し住民の理解を得るとともに、避難指示をした際に住民が安心して避難できるようにします。

避難施設、集合施設の所在等	①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの　　等

警察は、避難住民や被災者等に提供が必要な情報、広報すべき事項、効果的な広報手段等について研究・整理し、広報に係る体制の整備を図ります。

ウ　報道機関との連携

知事（令和の改新戦略本部）は、報道機関の特性・能力等を把握するとともに、報道機関との信頼関係を保持します。

警察は、交通の規制、犯罪の予防等につき、報道機関を通じて住民等に効果的な情報提供及び広報が行えるよう、必要な体制を整備します。

(11) その他

ア　県民の協力が行われるための支援

(ｱ) 自主防災組織の強化

市町村が行う、情報の提供、活動場所の提供、活動のコーディネートなどを支援します。

(ｲ) ボランティアの育成

平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。

５　その他

(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加

計画的に訓練を行い、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を促進します。

(2) 職員の研修

必要な知識、技能及び状況判断能力等を有する職員の育成、配置に努めるとともに、一般職員についても防災危機管理に必要な知識の教育に努めます。

(3) 啓発

県民に積極的に情報提供を行い、国民保護措置の重要性について、啓発を行います。

(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

また、県教育委員会は、学校の立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等の際の避難計画、応急教育計画を策定します。

(5) 文化財の保護

知事（地域社会振興部）は、指定文化財の所有者との連絡体制を把握します。

また、指定文化財の所有者に事前の対処措置を要請するとともに、所有者の支援体制を整備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の設置に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア　避難経路の整備

避難経路となる運送網については、計画的かつ着実に整備します。

(ｱ) 一般道

危険予想箇所の減少を目的とした改良を行います。

(ｲ) 新規路線

県は、避難住民の運送及び緊急物資の運送を迅速かつ的確に行うため、運送路の高速化及び多重化を推進します。

イ　建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

別紙第３

緊急避難段階の計画

要旨	時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。 住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の類型により、避難の方法が異なるので注意が必要です。

関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

避難タイプとの関係

各避難タイプによる差はありません。
共通で、警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示を行います。
避難住民の誘導の支援、救援の実施は、他の段階に準じて行います。

１　状況

(1) 期間

ア　対象期間

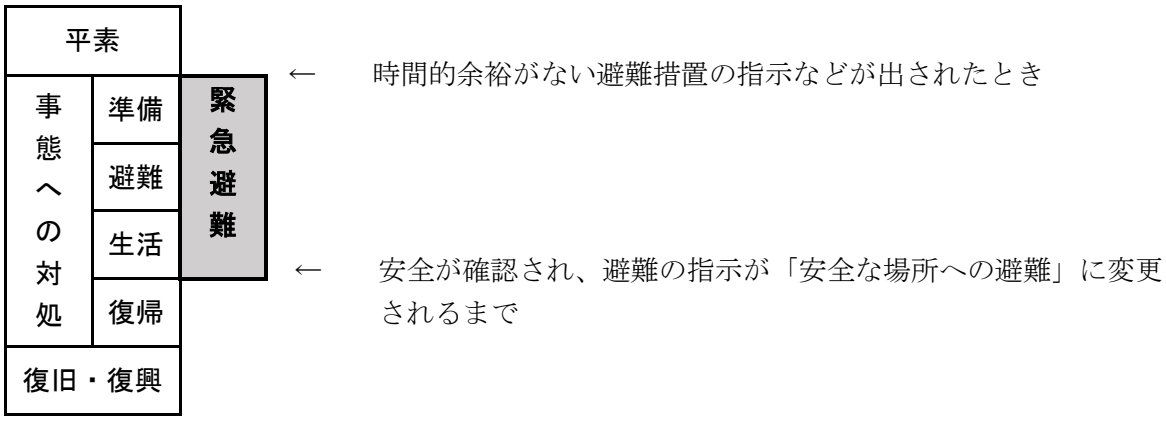

イ　この期間に予想される状況と留意点

・避難の指示が事態発生の直前になることが予想されます。
・ＮＢＣ（核、生物、化学）兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の類型

ア　攻撃の類型

(ｱ) ゲリラや特殊部隊による攻撃
(ｲ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃
(ｳ) ＮＢＣ攻撃

イ　被害の類型

(ｱ) 爆発

(ｲ) ＮＢＣ災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）

(ｳ) 要人の暗殺

(3) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 活動方針

県は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合で、市町村が対応できない場合は、的確かつ迅速に住民に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

また、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(2) 実施要領

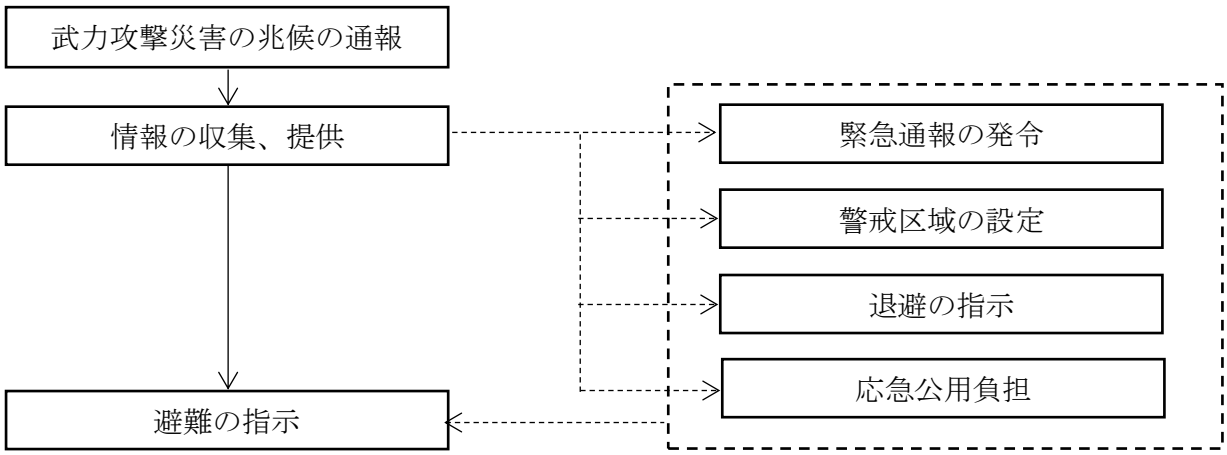

(ｱ) 武力攻撃災害の兆候の通報

第２章　国民保護措置の概要の「２　実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ　武力攻撃災害対処」の「(ｱ) 兆候の通報（法第 98 条)」に準じて実施します。

(ｲ) 情報の収集、提供

(ｳ) 緊急通報の発令

第２章　国民保護措置の概要の「２　実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｲ) 緊急通報の発令（法第 99 条～第 101 条)」に準じて実施します。

(ｴ) 退避の指示

第２章　国民保護措置の概要の「２　実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｳ) 退避の指示（法第 112 条)」に準じて実施します。

(ｵ) 警戒区域の設定

第２章　国民保護措置の概要の「２　実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｴ) 警戒区域の設定（法第 114 条)」に準じて実施します。

(ｶ) 応急公用負担

第２章　国民保護措置の概要の「２　実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｵ) 応急公用負担（法第 113 条)」に準じて実施します。

(ｷ) 緊急の避難の指示

ア　情報の収集、提供

(ｱ) 情報の収集

武力攻撃災害後は、使用された兵器の特定を優先します。

(ｲ) 情報の提供

手段	内容
①　定期的記者会見・ホームページ ②　スポット放送 ③　資料提供 ④　電話による問い合わせ（原則事項のみに限定）	①　被害の最新情報 ②　行動指針 ③　技術的問題 ④　ただし電話による問い合わせでは一般情報に限定

イ　実施体制の確保

(ｱ) 県対策本部の設置

知事（危機管理部）は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合には、速やかに県対策本部を設置します。（当該指定がない場合に、県対策本部を設置すべきであると判断したときは、内閣総理大臣に当該指定を行うよう要請します。）

また、県現地対策本部を設置し、国民保護措置の実施について市町村及び関係機関と調整し連携を図ります。

対処基本方針の決定前又は対処基本方針が決定されない場合は、危機管理委員会や危機管理対策本部会議を招集します。

緊急対処事態対処方針にあっても、上記に同じです。なお、緊急対処事態の後に武力攻撃事態の認定が行われた場合は、県対策本部を設置します。

(ｲ) 情報収集体制の確保

知事（危機管理部、福祉保健部）は、ＮＢＣ兵器使用の兆候あるいは使用された場合は、県対策本部事務局に、ＮＢＣ兵器の被害情報に関する次の資料を作成するよう指示し、県対策本部長を補佐します。

資料作成に際して、技術的援助が必要な場合、知事（総務部長）は、指定行政機関に対し専門職員の派遣を要請します。

1　気象資料の作成 2　爆心地、核出力、爆発形式の判定 3　ＮＢＣ兵器による被害に関する資料 4　Ｎ兵器のフォールアウト予報（図）の作成及びＢＣ兵器の風下危険地域の判定 5　汚染状況図の作成 6　放射線被ばく線量の推定

(ｳ) 知事（危機管理部）は、国民保護等派遣を要請します。

(ｴ) 知事（危機管理部）は、緊急消防援助隊を要請します。

ウ　武力攻撃災害への対処

(ｱ) 対処要領

知事（危機管理部・他各部局）は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該武力攻撃災害を防除し、及び当該武力攻撃災害による被害を軽減するため、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、拡大防止等の対処措置を実施します。

ａ　県、市町村による対処

県は市町村と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、次のとおりその区域に係る武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施します。

１　武力攻撃災害の発生を防止します。 ２　武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。 ３　武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。 ４　その他被害の最小化に資する措置を実施します。

ｂ　県の能力を超えた場合の対処（知事の国への出動要請）

関係地方公共団体が協力して対処しても、その能力では耐えることができない場合は、国対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請します。

関係地方公共団体が協力して対処しても、その能力に耐えないとき １　武力攻撃災害が著しく大規模である場合 （例）　大規模な山火事、コンビナート火災 ２　武力攻撃災害の性質が特殊である場合 （例）　生物剤や化学物質を用いた武力攻撃を受け、特殊な武力攻撃災害が拡大 ３　その他の事情による場合

ｃ　市町村の能力を超えた場合の対処（市町村長の県への要請）

市町村長は、知事（危機管理部）に対し、対処を要請するものとします。

知事（危機管理部）は、武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施し、県の能力を超える等必要な場合には、国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行います。

（国による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できるという状況と考えられます。）

ｄ　消防による対処

消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減するものとします。

(ｲ) 緊急の避難の指示

a　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 （屋内避難）	近隣要避難地域の指定 **避難の指示（屋内避難）**	避難の指示の伝達	・屋内への一時的避難
	（緊急通報の発令） **（退避の指示）** **警戒区域の設定**		・立入の制限 ・退去 ・外出の抑制、制限
情報の提供 →			情報の入手 ・テレビ、ラジオ ・インターネット
移動の安全確認 →			
避難措置の指示	**避難の指示**	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握 →			・避難

ＮＢＣ兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「ＮＢＣ攻撃」に準じます。

b　ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 （屋内避難）	近隣要避難地域の指定 **避難の指示（屋内避難）**	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	（緊急通報の発令） **（退避の指示）**		
	警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
弾頭種類 被害状況 の確認 →			
情報の提供 →			情報の入手 ・テレビ、ラジオ ・インターネット
避難措置の指示	**避難の指示**	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握 →			・避難

弾頭にＮＢＣが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「ＮＢＣ攻撃」に準じます。

国対策本部が設置されていない場合においても、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等によりミサイルの発射情報を伝達します。

※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達（再掲）

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があると国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接県民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

＜ミサイル発射時のＪアラートによる情報伝達の流れ＞

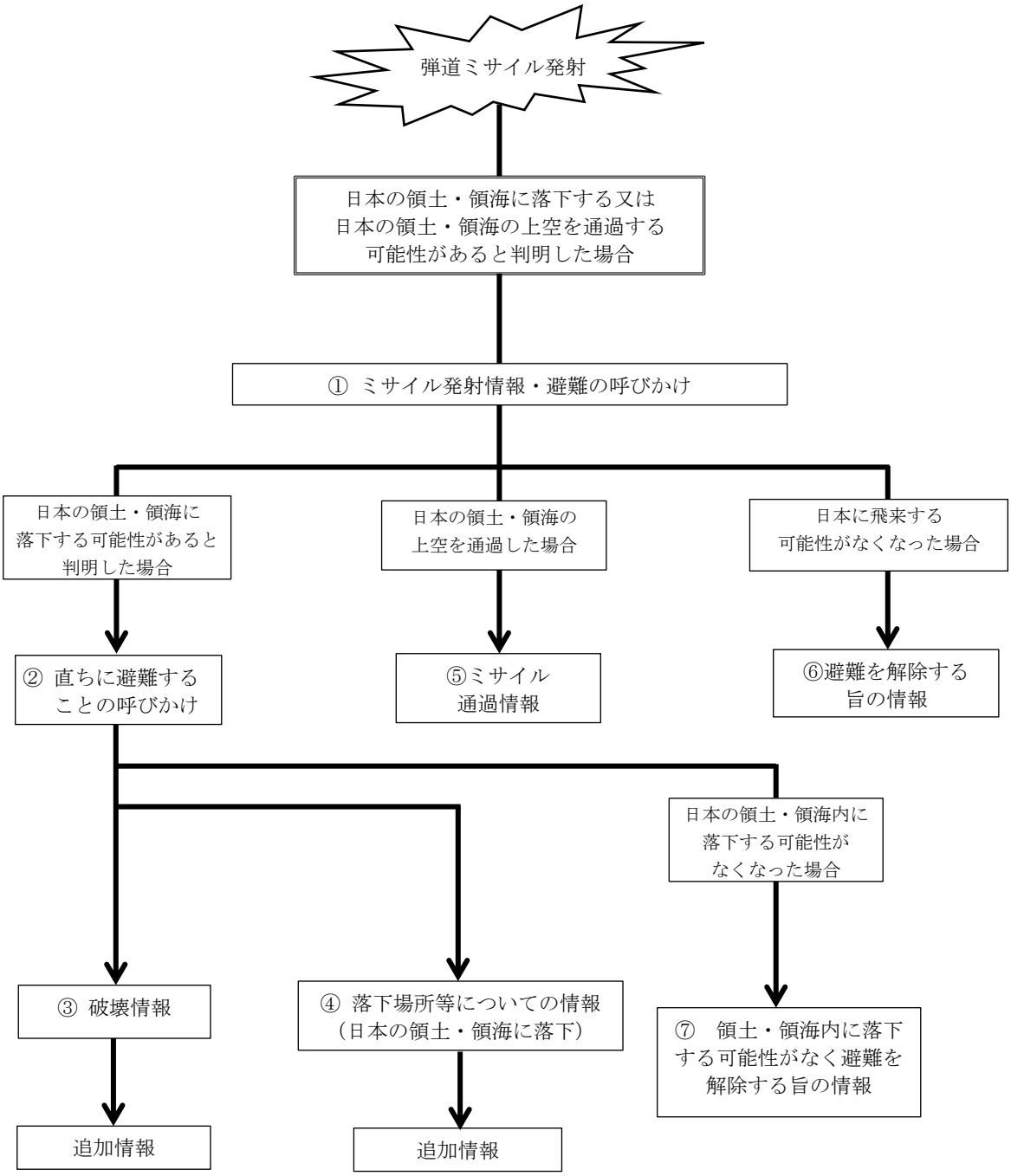

この場合、県では、下記のとおり県民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール、ＳＮＳ等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段等によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続いて避難行動をはじめとした県民の取るべき行動について市町村等と協力して迅速に県民に周知し、安全の確保に努めます。

例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）
○屋外にいる場合　「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」
○建物がない場合　「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
○屋内にいる場合　「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」

c　ＮＢＣ攻撃の場合

県は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。ただし、発生から当面の間は、ＮＢＣ攻撃であることも含め、汚染原因、汚染物質の規模等が明らかにならない可能性があることに留意します。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がＮＢＣ攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じます。

国対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 （屋内避難）	近隣要避難地域の指定 **避難の指示（屋内避難）**	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	（緊急通報の発令） **（退避の指示）**		
	警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
弾頭種類 被害状況 の確認	→		個人防護
情報の提供	→		情報の入手 ・テレビ、ラジオ ・インターネット
避難措置の指示	**避難の指示**	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握	→	→	・避難

(ｳ) ＮＢＣ災害への対処

各攻撃類型において、ＮＢＣ災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

ａ　Ｎ（核）攻撃

要　　点	・爆風、熱線、放射線への対応、爆発、放射線による被害 ・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 ・正しい情報を入手する
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカッパを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、２重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
退避の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内退避	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオに限定 ※電磁パルス(EMP)によりインターネット、携帯は使用不可
治　　療	専門医による治療 （留意事項） ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により、指定公共機関（量子科学技術研究開発機構、国立病院機構）、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	県は、核攻撃や放射能攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。 救援にあたっては、医療機関と連携し対処します。

ｂ　Ｂ（生物兵器）攻撃

指　　標	・異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 ・予定されていない異例の空中噴霧 ・廃棄された噴霧装置
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮 ・口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う ・皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク） ・石けんと水で肌を洗う ・警察、消防に連絡 ・汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する
退避の指示	風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 危険区域内の住民を区分して避難させる
屋内退避	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオ
治　　療	専門医による治療とワクチン接種 （留意事項） ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
県の措置	・県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。 ・県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行います。また、衛生環境研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じます。

c　C（化学兵器）攻撃

要　　点	被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指　　標	・大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている ・負傷者に一定の症状がある ・病気が、ある地理上の区域に限定されている ・動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ、時期でもないのに植物が枯れる ・気象条件では説明がつかない不自然な液滴 ・不自然な臭い ・天候、スモッグ又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 ・不自然な金属片
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
退避の指示	責任者の正確な避難の指示に従う 風下を避けて遠くに離れる 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内退避	地階より上の、窓のない奥まった部屋に避難 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど
治　　療	専門医による治療 （留意事項） ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
県の措置	県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。 警察は、消防機関、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と連携し、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、速やかな医療機関への救急搬送及び救急医療の実施を支援します。

d　武力攻撃原子力災害

要　　点	・放射線への対応 ・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 ・正しい情報を入手する
個人防護	帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカッパを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
退避の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内退避	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやフタをする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオなど
治　　療	専門医による治療 （留意事項） ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	以下のとおり

※　武力攻撃原子力災害への対処（法第 105 条）

県は、原子力事業所が武力攻撃を受けた場合、又は武力攻撃に伴い原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下、「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）に放射性物質等の放出又は放出のおそれがある場合、周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講じます。

この場合、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じます。

１　地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等に準じた措置の実施

２　放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

（１）知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣若しくは原子力規制委員会から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、原子力事業所周辺市町村長（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）及び指定（地方）公共機関に連絡します。

（２）知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行います。

（３）知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、市町村及び指定（地方）公共機関その他関係機関に当該公示の内容を通知します。

（４）知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行います。

（５）通報を受けた場合の専門家の招集及び現地への派遣については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行います。

なお、引用する地域防災計画（原子力災害対策編）は、令和７年 11 月に修正されたものであり、枠内で示す以下の各項目の引用も全て同様です。

第３章　第３節　活動体制の確立

５．専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めるとともに、必要に応じて鳥取県原子力安全顧問に対して参集を要請するものとする。

３　モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行います。

第３章　第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

４．放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

②警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態の発生を認知した場合、モニタリング本部を設置する。モニタリング本部は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国によるＥＭＣ（緊急時モニタリングセンター）の立上げ準備に協力するものとする。

③ＥＭＣの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、ＥＭＣを立ち上げるものとされている。県は、国によるＥＭＣの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

④緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、ＥＭＣの統括の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。

⑤緊急時モニタリング実施計画の改訂

国は、原子力災害対策指針、初動対応段階の緊急時モニタリングの結果及びＥＭＣからの意見等に基づき、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するものとされている。

⑥緊急時モニタリング結果の共有

国（ＥＭＣ）は緊急時モニタリングの結果の妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、防護措置の判断等のために共有し、活用する。県は、原子力災害対策本部放射線班が評価した緊急時モニタリング結果及び関連情報を関係市町等と情報共有する。

県モニタリング本部が実施した測定結果については、必要に応じてオフサイトセンターで行われる原子力災害合同対策協議会等で共有する。

また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。

４　住民の避難等の措置

知事は、国対策本部長による警報の発令や以下の避難等の措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難等を指示します。

この場合において、屋内への避難等や移動による避難等の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行います。

・国対策本部長は、緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に相当する地域については、まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとします。
・緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとします。
・なお、屋内退避については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとします。

なお、知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難等の措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じます。

５　武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

県は、国現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。

なお、国の現地対策本部は、原則として、オフサイトセンターに設置されますが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置されることがあります。

県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施します。

６　国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請します。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請します。

７　安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行います。

第３章　第４節　屋内退避、避難等の防護措置

９．安定ヨウ素剤の服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずるものとする。

（１）緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、判断を踏まえ、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することとされている。

（２）県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用指示を行うとともに、併せて事前配布を受けている住民への服用指示を行うものとする。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職が関与する体制で配布・服用を行うものとする。

８　避難退域時検査及び簡易除染の実施

避難退域時検査及び簡易除染の実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行います。

第３章　第４節　屋内退避、避難等の防護措置

６．避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、次のとおり避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

（１）県は、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のＯＩＬに基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む）を避難所に受け入れするまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で、避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、ＯＩＬに基づく簡易除染を行うものとする。

また、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査（車両検査先行実施）を行うものとする。

なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。

（２）主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとする。

（３）避難退域時検査及び簡易除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、大型除染テント等の資機材を用いて行う。また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材を効率的に輸送するよう努めるものとする。

① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。

② 車両や携行物品の除染を講ずるための基準を超える場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。

③ 乗員の代表者がＯＩＬ４を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

④ 車両以外で避難している住民等については、全員に対して検査を行う。

⑤ 検査の結果、ＯＩＬ４を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品については簡易除染を行う。また、簡易除染によってもＯＩＬ４を超える住民等は除染が行える原子力災害拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行い、物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

（４）車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。

なお、これまでの県の基本的な考え方に基づき、車両の検査でＯＩＬ４を超えない場合であっても、乗員が希望すれば避難退域時検査を行うものとする。

（５）車両除染、避難退域時検査及び簡易除染での作業において、放射性物質の拡散が生じないよう対策を講ずるものとする。

（６）避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行し、紛失しないよう注意喚起を行う。

（７）車両除染、避難退域時検査及び簡易除染で発生した洗浄水、放射性物質等が付着した防護服等の汚染物については、発災元の原子力事業者が処理するものとする。

（８）外国人や高齢者、障がい者等の要配慮者の不安を払拭するため、多言語表記やイラスト、やさしい日本語を用いた検査方法等の説明資料などを用い、検査及び簡易除染を実施する。

９　飲食物の摂取制限等

飲食物の摂取制限等については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行います。

第３章　第６節　飲食物の摂取制限及び出荷制限

（１）国は、放射性物質が放出された後、ＯＩＬに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

（２）国は、ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、ＯＩＬの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。

（３）県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

10　要員の安全の確保

・　県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報の速やかな提供、被ばく管理等などにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

(ｴ) 汚染拡大の防止（法第 107 条～第 110 条）

知事（危機管理部）は、汚染（※）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

（※＝武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染）

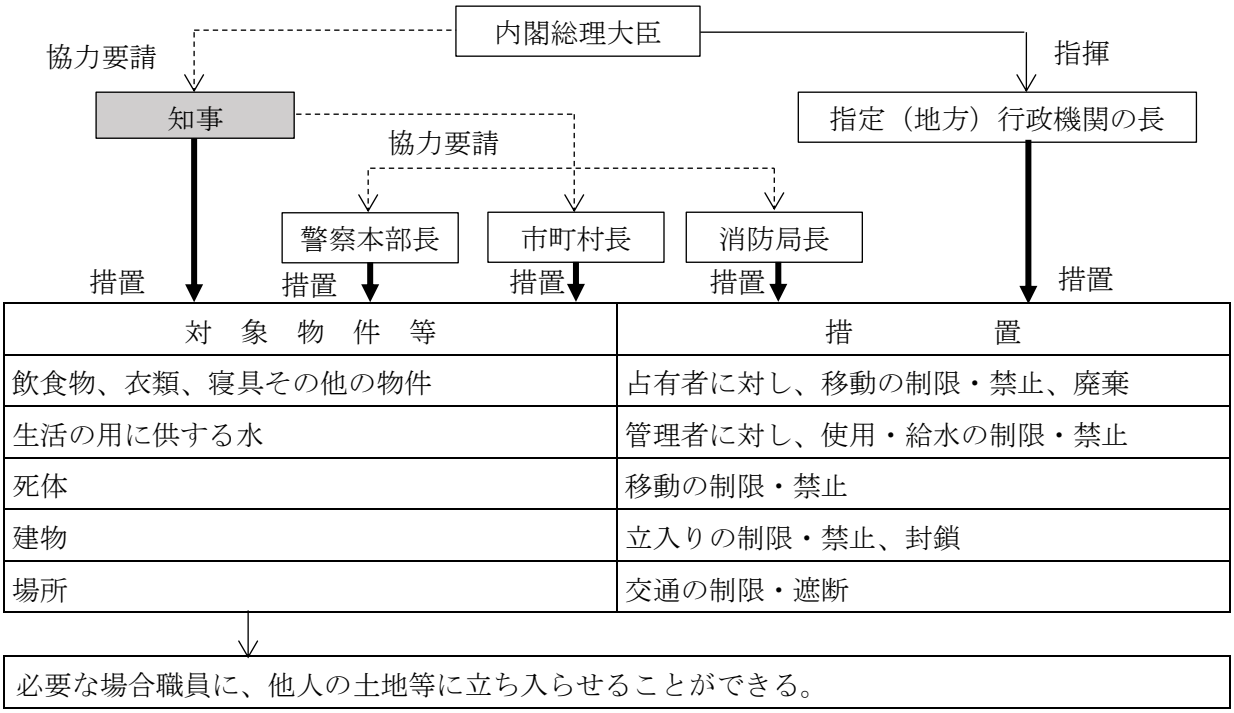

(ｵ) 住民の救援

知事は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行います。

安全が確認された後、医療救援を行います。

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
令和の改新戦略本部	1　国民保護に関する広報 2　報道機関との連絡調整 3　国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4　関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7　県議会に関すること（臨時議会の招集） 8　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　避難住民運送手段の確保・計画 2　外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備 3　観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4　外国人に対する広報、避難、救援 5　外国人の安全確保及び支援 6　空港施設の把握、対策
男女協働未来創造本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
危機管理部 （事務局）	1　県対策本部等に関すること 2　国民保護措置の準備 3　国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 4　避難施設の指定 5　特殊標章等の交付、使用許可 6　避難物資等の備蓄、整備、点検 7　危険物資の保安対策 8　自主防災組織との連絡調整 9　国民保護等に係る訓練に関すること 10　国際人道法の普及に関すること 11　避難所の運営体制整備 12　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援
総務部	1　庁舎の管理、運用、調査 2　県の公有財産の管理、運用、調査 3　職員の服務、給与に関すること 5　職員の動員、派遣要請、受入に関すること 6　職員の補償に関すること 7　私立学校に関すること 8　国民保護措置の実施に要する物品の購入契約

機　関　名	事務又は業務
地域社会振興部	1　安否情報・被災情報の収集等の体制整備 2　人権の擁護の確保 3　文化財の保護に関すること
福祉保健部	1　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 2　義援金の収配等に関すること 3　医療、医薬品等に関すること 4　保健衛生に関すること 5　赤十字標章等の交付、使用許可 6　医療機関等の保全及び機能回復に関すること 7　ボランティア等の支援に関わる総合調整 8　他部局に属しない生活支援及び保護に関すること
子ども家庭部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
生活環境部	1　上下水道の被害調査、復旧 2　有害物質使用事業所に関すること 3　死亡獣畜処理に関すること 4　廃棄物等の処理に係る調整 5　生活関連物資の需給に関すること 6　行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬等 7　入浴施設の確保 8　食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること 9　応急給水に関すること 10　応急仮設住宅の供給 11　公営住宅の調査、復旧 12　被災者住宅の再建支援 13　県営住宅の通常の保全 14　住宅融資などの相談窓口の開設 15　建築制限、緩和 16　住宅供給公社との連絡調整
商工労働部	1　商工労働団体・機関との連絡調整 2　物資運送手段（トラックその他）に対する支援要請体制の確立に関すること 3　物資運送手段（トラックその他）の運送能力の把握 4　県内工業団地の状況の把握 5　救援物資の集配の総合調整

機　関　名	事務又は業務
農林水産部	1　農林水産業団体との連絡調整 2　食品供給業者（県内）の把握 3　中国四国農政局との連絡調整 4　家畜伝染病予防及び防疫 5　応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の把握 6　農道、林道状況の把握、対策 7　漁船による運送に関すること 8　漂流物等に関する情報収集
県土整備部	1　道路状況の把握、対策 2　特殊車両の通行に関すること 3　道路の除雪 4　市街地状況の把握、対策 5　河川、海岸、ダム状況の把握、対策 6　砂防、急傾斜地、治山施設等の把握、対策 7　港湾、漁港施設の把握、対策 8　公園緑地施設の把握、対策 9　土木資材等の需給対策 10　土地の使用に関すること 11　建設業協会等との連絡調整
会計管理部	1　国民保護措置の実施に要する費用の出納
企業局	1　発電施設・工業用水施設の把握 2　県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアルの整備
病院局	1　県立病院の避難計画、訓練に関すること 2　県立病院の救護班の編成
教育委員会	1　文教施設等の保全 2　避難学校の確保 3　公立学校等への警報の伝達体制整備 4　国際人道法の普及、教育に関すること
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援

機　関　名	事務又は業務
警察本部	1　警備体制の整備 2　情報の収集・連絡体制の整備 3　住民等に対する情報伝達・広報体制の整備 4　交通規制に係る体制及び施設の整備 5　生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備 6　装備資機材の整備 7　関係機関との協力体制の構築 8　武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保 9　特殊標章の交付及び使用に係る体制の整備 10　警察通信システムの整備 11　教養訓練の実施

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	1　避難の指示の伝達 2　市町村国民保護対策本部の設置 3　武力攻撃災害に係る国民保護措置 4　武力攻撃災害情報等の収集伝達 5　住民等への情報の提供

(3) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	1　国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　国民保護措置の連絡調整等 2　武力攻撃災害に係る国民保護措置 3　武力攻撃災害情報等の収集伝達

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

４　活動要領

(1) 緊急避難後の活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「４　活動要領」に準じて行います。

ア　避難準備

別紙第４「避難準備段階の計画」

イ　避難

別紙第５「避難段階の計画」

ウ　避難生活

別紙第６「避難生活段階の計画」

別紙第４

避難準備段階の計画

要旨	未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、以下のとおり対処します。 ①　速やかに国民保護措置が実施できるよう所要の準備を完了します。 ②　国民保護措置に必要な各種計画を概成します。 ③　武力攻撃災害の発生に備えます。 ④　関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
情報の収集、広報 避難先都道府県との連絡調整	情報の収集、広報 避難先都道府県及び受入市町村との連絡調整	情報の収集、広報 受入市町村と連絡調整

１　状況

(1) 期間

ア　対象期間

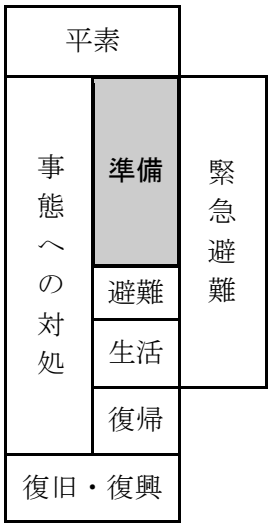

← 武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

← 県、市町村を含む地域に警報が発令され、県に避難措置の指示が伝達されたとき

イ　この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 活動方針

県は、住民避難に必要な諸準備を速やかに整え、市町村の避難住民の誘導が安全かつスムーズに行われるようにします。

この際、避難の指示の住民への確実な伝達を重視します。

(2) 実施要領

ア　情報の収集強化

情報の収集を強化し、的確かつ迅速に提供が行えるよう確認するとともに、住民に対し適時適切に広報、広聴を行います。

イ　実施体制の確立

県は、速やかに組織を国民保護体制へ移行し、国民保護対策本部を設置します。

ウ　避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難が実施できるよう必要な確認及び準備を完了します。

エ　救援の準備

救援指示の際は、速やかに救援が実施できるよう必要な確認及び準備を完了します。必要に応じ物資の売渡要請等の措置を実施します。

オ　武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ　住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等を実施します。

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	1　他の部局応援に関すること

機　関　名	事務又は業務
令和の改新戦略本部	1　国民保護に関する広報 2　報道機関との連絡調整 3　国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4　関東地区所在政府機関等の連絡調整、情報収集 5　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7　県議会に関すること（臨時議会の招集） 8　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　避難住民運送手段の確保、計画 2　駅、空港等への警報等の伝達 3　観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4　外国人に対する広報、避難、救援 5　外国人の安否情報・被災情報の収集等 6　外国人の安全確保及び支援
男女協働未来創造本部	1　他の部局応援に関すること
危機管理部（事務局）	1　県対策本部事務局の庶務 2　国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3　国民保護に関わる市町村との連絡調整 4　被害情報等の収集及び通信連絡の総括 5　県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 6　県対策本部における通信施設の保全 7　特殊標章等の交付、使用許可 8　避難所の運営 9　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 10　前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1　庁舎の管理、運用、調査 2　県の公有財産の管理、運用、調査 3　仮庁舎の設営 4　職員の服務、給与に関すること 5　職員の動員、派遣要請、受入 6　職員の補償に関すること 7　県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用 8　国民保護措置の実施に要する物品の購入契約 9　私立学校に関すること
地域社会振興部	1　市町村の行財政運営の支援 2　安否情報・被災情報の収集等 3　人権の擁護の確保 4　文化財の保護 5　国民保護に関する広聴

機　関　名	事務又は業務
福祉保健部	1　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 2　医療、医薬品に関すること 3　保健衛生に関すること 4　赤十字標章等の交付、使用許可 5　医療機関等の被害調査、対策 6　ボランティア等の支援に関する総合調整 7　他部局に属しない生活支援及び保護
子ども家庭部	1　他の部局応援に関すること
生活環境部	1　有害物質使用事業所に関すること 2　入浴施設の確保 3　食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること 4　応急給水に関すること 5　応急仮設住宅の手配
商工労働部	1　物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2　商工労働団体・機関との連絡調整 3　救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1　避難住民に対する食品の確保、供給 2　農林水産業団体との連絡調整 3　農林水産施設等の保全 4　営農指導及び家畜防疫 5　漁船に関すること 6　漂流物等に関する情報収集 7　農道、林道状況の把握、確保
県土整備部	1　道路状況の把握、確保 2　港湾施設等の把握、確保 3　公共土木施設等の把握、対策、復旧 4　市街地状況の把握 5　公共施設用地の供与、土地等の使用に関すること 6　土木等資材の需給対策
会計管理部	1　国民保護措置の実施に要する費用の出納
総合事務所（東部地区は東部地域振興事務所）	1　県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施

機　関　名	事務又は業務
企業局	1　県営発電施設・県営工業用水施設に関する保全等の必要措置の準備
病院局	1　県立病院の入院患者の避難準備 2　県立病院への患者受入可能状況の確認 3　県立病院救護班派遣可能状況の確認
教育委員会	1　文教施設の保全 2　被災児童・生徒の救護及び応急教育 3　被災児童・生徒の学用品の供給 4　避難所の確保 5　避難所の開設、運営に対する協力
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1　情報の収集・分析 2　住民等に対する警報等の伝達体制の確保 3　避難住民の誘導体制の確保 4　交通規制体制の確保 5　生活関連等重要施設の警備強化に係る体制の確保 6　警備用装備資機材の調達 7　関係機関との連絡体制の強化 8　武力攻撃災害に係る応急措置等に係る体制の確保 9　特殊標章等の交付及び使用許可に係る体制の確保 10　警察通信の確保

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	1　市町村国民保護対策本部の設置 2　国民保護措置の連絡調整等 3　武力攻撃災害に係る国民保護措置 4　武力攻撃災害情報等の収集伝達 5　住民等に対する国民保護措置の指導 6　その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	１　国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。

４　活動要領

(1) 情報

ア　県対策本部設置の指定

知事（危機管理部）は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに関係機関・団体へ通知します。

イ　情報収集、分析、提供

(ｱ) 知事（各部局）は、避難措置・救援の指示を受けたときは速やかに対応できるよう必要な情報を収集します。

(ｲ) 別紙第１「情報計画」参照

(ｳ) 知事（危機管理部）は、武力攻撃（予測）事態の内容、県及び県内各機関の活動状況、武力攻撃災害兆候及び被災情報等を市町村、関係機関・団体等へ迅速に提供します。

ウ　安否情報

知事（地域社会振興部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ　被災情報

知事（危機管理部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ　通信

非常通信設備・体制の確認と準備を行います。

(2) 実施体制

ア　県の国民保護体制への移行

知事（危機管理部）は、県対策本部を設置すべき県としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止し、組織・人員配置の変更、先遣隊の編成・派遣準備等国民保護体制へ移行します。

イ　県対策本部の設置

(ｱ) 第５章「国民保護対策本部等、通信」に従い、県対策本部を設置

a　本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保

b　通信システムの起動、資機材の配置等

c　議会報告及び市町村、指定（地方）公共機関等への通知

d　県現地対策本部、予備対策本部の設置準備

(ｲ) 県対策本部長は、速やかに第１回本部会議を開催

目　　的	項　　目
情報の共有	・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各部局の状況 ・政府、市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
基本活動方針の決定	・情報収集の強化 ・人命の最優先 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

ウ　関係機関の国民保護体制への移行

(ｱ) 市町村の国民保護体制への移行

市町村は、市町村対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止するなど、国民保護体制へ移行するとともに市町村対策本部を設置するものとします。

(ｲ) 警察の国民保護体制への移行

a　警察は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、武力攻撃災害の発生に備えます。

b　また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、公安委員会へ報告し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は公安委員会が応援を要請します。

(ｳ) 消防の国民保護体制への移行

a　消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えるよう努めるものとします。

b　また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないことが予想される場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請するものとします。

(ｴ) 他都道府県との連絡調整

a　知事（危機管理部）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受信したときは、直ちに関係する都道府県及び隣接県と連絡を取り、状況を確認します。

b　知事（危機管理部）は、県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受けたときは、関係する都道府県及び隣接県にその旨を通知し、避難・救援に要する車両、物資、資機材等に係る要請準備と事前の連絡調整を行います。

c　また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。

d　なお、知事（危機管理部・各部局）は、他都道府県知事から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を併せて行います。

(ｵ) 指定（地方）公共機関との連絡調整

a　指定（地方）公共機関の国民保護措置準備

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置の準備を行うよう努めるものとします。

b　指定（地方）公共機関の応援

指定（地方）公共機関について、県は、「(ｴ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c　日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社への委託を準備します。委託は災害救助法における実務に準じた手続により行います。

d　指定（地方）公共機関による運送の準備

知事（輝く鳥取創造本部、商工労働部）は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定（地方）公共機関と連絡調整を行い、運送体制を準備します。

(ｶ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

指定（地方）行政機関について、県は、「(ｴ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。

(ｷ) 自衛隊との連絡調整

a　知事（危機管理部）は、防衛大臣の指定する職員（連絡幹部）の出席を求め、情報の入手と連絡調整を行います。

b　知事（危機管理部）は、国民保護等派遣の要請準備と事前の連絡調整などを行います。

(3) 補給支援

ア　業務実施の基本的事項

(ｱ) 補給支援体制の準備

県は、避難・救援のため、避難住民数を想定し、速やかに避難住民の誘導中の補給支援体制の準備を行い、あわせて避難生活中の補給支援体制についても準備します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、必要な場合連絡員あるいは流通の専門家の派遣を要請します。

避難先地域の補給品の受入体制を準備するため、先遣隊の派遣を準備します。県外避難が予想される場合は、避難先都道府県と、現地調達と避難受入に関する連絡調整を密にします。

(ｲ) 補給支援組織の準備

県は、補給支援を担当する班を本部事務局内に設置し、円滑な準備と市町村の避難住民の誘導中の補給準備の支援を適切に行うほか、速やかに緊急物資集積地域、物資拠点及び補給幹線の確認、準備を行います。

補給支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、支援の準備（開設、改修、補充など）を実施します。

イ　補給能力

知事（各部局）は、避難・救援の際速やかに補給支援が可能となるよう、備蓄量及び関係機関・団体の補給能力について確認します。

この際、輸送能力との調整が必要となります。

ウ　取得

(ｱ) 補給品の購入準備避難住民の誘導に必要な燃料、食料などの補給品を優先的に取得します。

知事（各部局）は、関係機関・団体に協力準備を要請するとともに、発注準備を行います。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(ｲ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足が見込まれる品目等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

(4) 運送

ア　業務実施の基本的事項

避難の指示の際、速やかに避難住民の運送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資の運送を実施できるよう準備を完了します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、補給支援組織、輸送支援施設、輸送手段等の状況確認及び準備を行うなど、輸送体制を確保します。

この際、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。

イ　運送支援施設

知事（輝く鳥取創造本部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な準備（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を実施します。

ウ　運送業務

(ｱ) 運送計画の作成準備等

ａ　専門職員の派遣要請

知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部）は、連絡調整及び運送計画を策定するため、バス・鉄道事業者に対し専門職員の派遣を要請します。

ｂ　交通規制の準備

警察は、交通規制に必要な配置人員、装備、資機材及び体制等を準備します。

(ｲ) 運送手段の状況確認・準備

知事（輝く鳥取創造本部、商工労働部、農林水産部、総務部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認及び必要な準備（整備、通常運行の停止など）を実施します。

(ｳ) 避難行動要支援者の避難準備

ａ　状況確認・準備

知事（危機管理部、福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の状況並びにそれらの者に係る施設及び避難の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

ｂ　避難行動要支援者の避難に係る計画の概成

知事（危機管理部、福祉保健部）は、避難行動要支援者の避難に係る計画を概成し、運送手段を決定、手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(5) 衛生

ア　業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などが提供できるよう、短期的な医療等の提供体制の準備を完了します。

このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、医療等の提供体制の状況確認及び必要な準備を実施します。

また、感染症等の予防については、本段階から実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

なお、県立病院については、避難準備、医療等の提供準備を完了します。

イ　衛生支援組織

衛生支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、医療等の提供の準備（整備、補充など）を実施します。

ウ　治療業務

(ｱ) 状況確認・準備

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等提供体制の状況確認及び必要な準備（医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救護班編成準備など）を実施します。

(ｲ) 計画の概成

知事（福祉保健部）は、医療等提供計画を概成し、医療等の提供体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ｳ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、病院の患者受入の調整、臨時医療施設の設置、救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

エ　搬送業務

(ｱ) 状況確認・準備

知事（危機管理部、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施します。

(ｲ) 計画の概成

知事（危機管理部、福祉保健部）は、搬送計画を概成し、一元的な搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ｳ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（危機管理部、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ、搬送を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ　防疫業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施します。

また、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底します。

なお、感染症等が発生した場合には、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

カ　健康管理業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の健康管理体制の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ　県立病院業務

(ｱ) 状況確認・準備

知事（病院局）は、県立病院の状況を確認し、避難及び衛生確保に必要な準備（整備、補充など）を完了します。

(ｲ) 計画の概成

知事（病院局）は、県立病院避難計画を概成し、避難体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

また、医療等提供計画を概成し、医療等提供体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ｳ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（病院局）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、患者の受入れ、救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(6) 施設

ア　業務実施の基本的事項

知事は、速やかに必要な避難施設や救援施設が提供できるよう準備を完了します。

このため、市町村、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

(ｱ) 避難施設の状況確認

(ｲ) 救援施設（収容施設、臨時医療施設）の開設準備と必要な土地の使用の同意

(ｳ) 県有施設の転用準備

(ｴ) 必要に応じ、県現地対策本部などの設置準備

イ　供給可能量の把握

知事（各部局）は、あらかじめ避難施設、応急仮設住宅、公営住宅及びそれらに使用する土地等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等について確認します。

ウ　建設

(ｱ) 救援施設

ａ　避難施設

知事（危機管理部）は、市町村と連絡調整の上、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備します。

また、知事（各部局）は、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備します。

ｂ　救援施設（収容施設、臨時医療施設）

知事（生活環境部）は、救援施設の建設について関係機関・団体に連絡し、協力を要請するとともに、発注準備を行います。

また、不足が見込まれる資機材等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

なお、公営住宅については、一般の募集を停止します。

(ｲ) 公共施設

知事（総務部）は、必要に応じ県現地対策本部などが設置できるよう、候補施設（県総合事務所など）の確認、連絡調整等を行います。

エ　土地利用

(ｱ) 救援施設

知事（県土整備部ほか）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設候補地の状況確認、確保を行い、必要な受入準備を指示します。

また、知事（生活環境部）は、関係機関・団体への連絡、協力準備要請を行うとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

なお、不足が見込まれる用地については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを開始します。

公有用地については、一般の売却等を停止します。

(ｲ) 公共施設

知事（総務部）は、県現地対策本部などの候補施設のうち必要なものについて、管理者に連絡し、使用協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア　職員の確保

(ｱ) 職員の派遣、あっせんの準備

a　知事（総務部）は、市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに対応できるようあらかじめ見積もり、連絡調整等を行い、状況の確認及び派遣の準備を完了します。

b　また、市町村長から職員派遣のあっせんを求められたときは速やかに対応できるよう準備を行います。

(ｲ) 職員の派遣要請、あっせん要請の準備

a　知事（危機管理部）は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるようあらかじめ見積もり、確認、連絡調整等を行い、指定行政機関、他都道府県知事等へ職員の派遣要請を準備します。

b　また、必要な場合速やかに職員派遣のあっせんを求めることができるよう準備します。

(ｳ) 職員の配置変更

a　知事（総務部）は、部局を越える職員の配置変更について、必要な場合速やかに実施できるようあらかじめ準備を行い、各部局からの要請に応じ速やかに調整、対処します。

b　部局内の職員の配置変更については、必要に応じて総務部と調整の上、部局長が課・室内、地方機関内の配置変更については所属長がそれぞれ調整、対処します。

イ　被災者の捜索、救出

(ｱ) 警察は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(ｲ) 武力攻撃災害が発生した場合は、直ちに情報を収集し、被災者を捜索、救出します。

ウ　埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を確保、継続します。

不足が見込まれる施設、資機材、燃料等については、速やかに調達します。

エ　動物の保護

知事（生活環境部、農林水産部）は、飼養されている家庭動物等の保護収容等について準備します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア　武力攻撃災害の予防、対処準備

(ｱ) 関係機関との連携

知事（危機管理部）は、武力攻撃災害の発生、拡大を予防するため、市町村、関係機関・団体等との連絡、即応体制、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。

(ｲ) 生活関連等施設の安全確保（法第 102 条）

a　安全確保のため必要な措置の要請

知事（危機管理部・所管部局）は、特に必要であると認めるときは、公安委員会及び海上保安部長などの意見を聞いて、生活関連等施設の管理者（県施設を含む）に対し、安全確保のため警備の強化、施設の改善などを要請します。

また、必要な場合には、公安委員会又は海上保安部長等に立入制限区域の指定を要請します。

なお、その際、ダム及び危険物質等取扱所等については、速やかに要請し、発電所、駅、空港等については、危険が切迫している場合において、速やかに要請します。

ｂ　立入制限区域の指定

公安委員会、境海上保安部長及び鳥取海上保安署長は立入制限区域を生活関連等施設の周辺まで広げて設定し、警戒ラインを拡大するものとされています。

指定者	指定する場合	立入制限区域の指定等
公安委員会・境海上保安部長・鳥取海上保安署長	・知事から要請があったとき ・事態に照らして特に必要があると認めるとき	・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 ・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間その他必要な事項を公示 ・警察官・海上保安官は、立入制限区域が指定されたとき、許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる。
警察官・海上保安官	・立入制限区域が指定されたとき	・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる

※　生活関連等施設の管理者は、必要な場合は警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を求めるものとします。

(ｳ) 国対策本部長に対する武力攻撃災害対処に係る総合調整の要請

県対策本部長は、隣接する他県の区域の周辺において大規模な武力攻撃災害の発生や、性質が特殊な武力攻撃災害が発生した場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、立入制限区域の指定など必要な措置に係る総合調整を要請します。

イ　危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置（法第 103 条）

(ｱ) 知事（危機管理部・各部局）は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認める場合、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、又は軽減する場合、以下の措置を行います。

ａ　危険物質等取扱所の警備の強化

危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。

ｂ　危険物質等の取扱者に対する措置命令

緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命じます。

【危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

令第28条	危険物質等の種類	措置			要請権者
		取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄又は所在場所の変更	
1号	危険物 （消防法）	○ 第12条の３	●	●	知事
2号	毒物、劇物 （毒物及び劇物取締法）	●	●	●	（製造業者、輸入業者） 厚生労働大臣 （販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者） 厚生労働大臣、知事
3号	火薬類 （火薬類取締法）	○ 第45条	○ 同左	○ 同左	（販売、貯蔵（火薬庫設置）、廃棄） 知事 （譲渡、譲受、消費） 消防局長 （運搬） 公安委員会、国土交通大臣
4号	高圧ガス （高圧ガス保安法）	○ 第39条	○ 同左	○ 同左	消防局長
5号	核燃料物質等 （原子力基本法）	○ 国民保護法第106条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会、国土交通大臣
6号	核燃料物質 （放射線障害防止法）	●	●	●	原子力規制委員会
7号	放射性同位元素 （ＩＲ規制法）	○ 第33条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会
8号	毒薬、劇薬 （医薬品医療機器等法）	●	●	●	（製造業者、輸入業者） 厚生労働大臣 （薬局が所持するもの） 厚生労働大臣、知事 （専ら動物目的のもの） 農林水産大臣
9号	高圧ガス （電気事業法）	●	●	●	経済産業大臣
10号	生物剤、毒素 （生物兵器禁止法）	●	●	●	主務大臣
11号	毒性物質 （化学兵器禁止法）	●	●	●	経済産業大臣

●＝令第29条による措置　　○＝個別規制法により措置可能なもの

(ｲ) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導します。

a　危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置

b　混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

c　危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定

d　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

(ｳ) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
危機管理部	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国四国産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等及び鉱山における火薬類の消費現場が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うこととされています。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うこととされています。

(ｴ) 高圧ガス保管施設の応急措置

a　高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制

武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、知事（危機管理部）は、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。

b　高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制

武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、知事（危機管理部）は隣接県との間で情報連絡を実施します。

機関名	対応措置
市町村	武力攻撃災害時等には必要に応じ、次の措置を行うものとします。 1　住民に対する退避の指示 2　避難住民の誘導 3　避難所の開設 4　避難住民の保護 5　情報提供 6　関係機関との連絡
危機管理部	1　事故における措置 (1)　ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努めます。 (2)　災害が拡大する恐れがある場合、前記「高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制」に基づき、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示します。
警察本部	1　ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2　市町村長若しくは知事による避難の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3　避難区域内への車両の交通規制を行います。 4　避難経路の確保及び避難住民の誘導を行います。
消防局	1　ガスの拡散が急速で，市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行うものとします。 2　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めるものとします。 3　関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めるものとします。 4　武力攻撃災害に対する応急対策を実施するよう努めるものとします。
中国四国 産業保安 監督部	1　武力攻撃災害の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止することとされています。

(ｵ) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
福祉保健部 生活環境部	1　毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。 2　毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 3　関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を行います。
消防局	1　有毒物質等の拡散が急速で、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行うものとします。 2　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3　関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4　武力攻撃災害に対する応急対策を実施します。
教育委員会	発生時の活動について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。 1　発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2　出火防止及び初期消火活動 3　危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4　実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 5　児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6　被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7　避難場所及び避難方法

(ｶ) 放射線使用施設の応急措置

武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線障害防止法」に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告します。

原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

機関名	対応措置
消防局	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導します。 また、消防機関は、災害応急活動を実施します。 1　施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2　放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
生活環境部	ＲＩ使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、ＲＩ管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。

(ｷ) 危険動物の逸走時対策

機関名	対　応　措　置
消防局	・情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行うものとします。
生活環境部	・情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 ・情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整
生活環境部 農林水産部	・動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 ・逸走特定動物等の捕獲等必要な措置の実施
警察本部	・情報の受理及び伝達並びに必要な措置の実施

ウ　事前措置（法第 111 条）

武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。

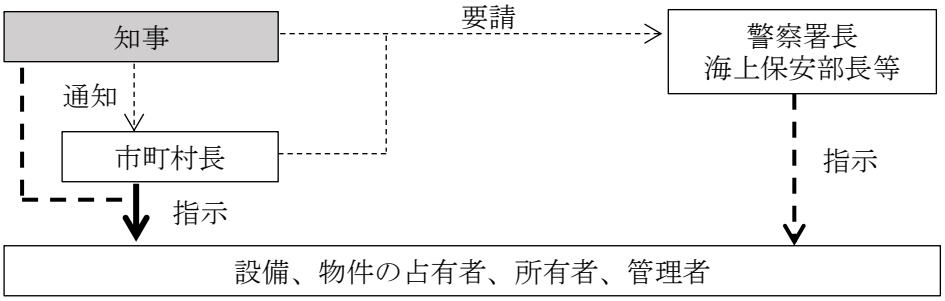

設備、物件の除去、保安、その他必要な措置

エ　知事の防御の指示（法第 117 条第１項）

知事（危機管理部）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。

オ　武力攻撃災害対処

(ｱ) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、**別紙第３「緊急避難段階の計画」**の「２ 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(ｲ) 緊急通報と退避の指示

a　避難の準備中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、**第２章　国民保護措置の概要** の「２ 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｲ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b　避難の準備中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、**第２章　国民保護措置の概要** の「２ 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ武力攻撃災害対処」の「(ｳ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ｳ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

⑼ 国民生活の安定に関する措置

ア　生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、**第２章　国民保護措置の概要** の「２ 実施要領」の「⑸ 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ　ライフライン等の確保

(ｱ) 知事（総務部、危機管理部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実に応急復旧の実施等により確保します。

(ｲ) また、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ｳ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。

ウ　防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、県（危機管理部）、警察本部は、**第２章　国民保護措置の概要** の「２ 実施要領」の「⑸ 国民生活の安定に関する措置」により、パトロール等、警戒を強化します。

エ　住民への周知

知事（令和の改新戦略本部）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

⑽ 広報、広聴活動

ア　報道機関への情報提供

県（令和の改新戦略本部、危機管理部）、警察本部は、資料提供等により報道機関へ情報を提供するほか、必要に応じ記者会見を行います。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。

イ　広報の強化

知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）は、広報センター及び地域広報センター等を設置し、広報を一元化、強化します。

(ｱ) 広報項目

ａ　武力攻撃（予測）事態の概要。

ｂ　冷静な対応の呼びかけ。

ｃ　テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること。

ｄ　「要請されたときの必要な協力やボランティア活動等」についての啓発

ｅ　住民からの有事に係る重要な情報について、市町村又は県対策本部宛に連絡するよう求めること。

ｆ　避難に備えて、手荷物品の制限、集合施設等を確認すること。

ｇ　その他（交通の規制、犯罪の予防、旅行の自粛、児童生徒の登下校に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

(ｲ) 広報手段

テレビ、ラジオ等による放送、あんしんトリピーメール、ホームページ（鳥取県公式サイト（とりネット））、ＳＮＳ、 Ｌアラート、緊急速報（エリア）メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を行います。

(ｳ) 注意事項

情報の趣旨について、誤解を招くことがないよう、充分に留意します。

(ｴ) 関係機関への要請

知事（令和の改新戦略本部、地域社会振興部、輝く鳥取創造本部）は、次のとおり広報の協力を依頼します。

依頼機関	内　　容
市町村	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等による住民への広報
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設	場内放送等による観光客への広報

(ｵ) 報道機関への広報協力依頼

知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）、警察は、国民保護措置に係る広報について、報道機関に対し協力を依頼します。

また、放送事業者である指定（地方）公共機関は、知事の武力攻撃災害緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づき放送するものとされています。

(ｶ) そ の 他

a　混乱発生のおそれが予測される場合は、県は、市町村と連携し、随時必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。

b　知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について適時適切に広報し、住民が安心して避難できるようにします。

c　警察は、交通規制、犯罪予防等に係る広報資料の作成、配布、掲示について、必要な準備を行います。

ウ　広聴

知事（地域社会振興部、危機管理部）、警察は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、必要箇所に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口に情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

また、市町村長は、県に準じて対応するよう努めるものとします。

５　その他

(1) 応急教育計画

ア　公立教育施設の避難、救援の準備

教育委員会は、児童・生徒の避難、救援に備え、次のことを公立教育施設に指示します。

(ｱ) 学校行事、会議、出張等の中止

(ｲ) 児童・生徒の避難準備、事前指導

(ｳ) 武力攻撃発生時の対処、保護者との連絡方法の検討

(ｴ) 市町村教育委員会、市町村、警察本部（署）、消防署（団）及び保護者への連絡網の確認

(ｵ) 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ　公立教育施設の応急教育の準備

教育委員会は、児童・生徒の救援・受入に備え、各公立教育施設の状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

ウ　私立学校に対する要請

知事（総務部）は、私立学校に対し、上記に順じ必要な準備を行うよう要請します。

(2) 文化財の保護

知事（地域社会振興部）は、文化財について可能であれば所在場所の変更、又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援します。

必要な場合は、所有者等に対し、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(3) 特殊標章等の交付等

ア　交付

知事（危機管理部・各部局）は、次の者に特殊標章又は身分証明書を交付します。

(ｱ) 県職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(ｲ) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　特殊標章の表示

知事（危機管理部・各部局）は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、県庁、地方機関等に特殊標章を表示します。

ウ　許可

知事（危機管理部）は、指定地方公共機関の申請を受けて、特殊標章、身分証明書の使用を許可します。

エ　警察職員への交付

警察は、国民保護措置に係る職務を行う警察職員に特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させます。

オ　赤十字標章等の交付

知事（福祉保健部）は、救護を行う医療機関、医療関係者に赤十字標章又は身分証明書を交付し、又は使用させます。

別紙第５

避難段階の計画

要旨	県は、避難措置の指示に基づき、次の事項を実施します。 ①　避難方法の方針を決定 ②　各種の避難計画を完成 ③　避難手段と避難経路の確保 ④　住民に避難を指示し、市町村等へ通知 ⑤　避難先の準備と救援の準備 市町村は、避難の指示を住民に確実に伝達し、避難住民の誘導を行うものとします。

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画
	避難所運営マニュアル
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画 避難実施要領
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等も不要

１　状況

(1) 期間

ア　対象期間

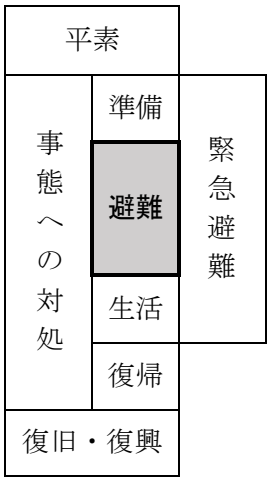

← 県・市町村を含む地域に警報が発令され、県に避難措置の指示が伝達されたとき

← 要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了したとき

イ　この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

避難住民の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 活動方針

県は、市町村が行う避難住民の誘導に必要な人的・物的支援を最大限に行います。

この際、関係機関との連携を重視します。

(2) 実施要領

ア　情報の的確かつ迅速な収集及び伝達

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な収集及び伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ　実施体制

県は、全庁をあげて避難住民の誘導を支援します。

ウ　避難の実施

要避難市町村が実施する避難住民の誘導を的確かつ迅速に支援するとともに、県内の関係機関・団体が実施する国民保護措置を総合的に推進し、速やかに避難を完了します。

(ｱ) 避難住民の誘導

(ｲ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

(ｳ) 避難先地域における住民との連絡

エ　救援の準備

(ｱ) 避難住民の受入準備

知事は、避難住民や武力攻撃災害の被害者に対して、救援を行うため、避難先地域の市町村及び関係機関・団体の協力を得て、速やかに救援の準備を完了するとともに、順次避難住民に対する救援を開始します。

(ｲ) 避難経路における住民の救援

県は、避難経路における宿泊、食品、飲料水、医療の提供などを支援します。

オ　武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

カ　住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処を行うとともにパニックを防止します。

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
令和の改新戦略本部	1　国民保護に関する広報 2　報道機関との連絡調整 3　国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4　関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7　県議会に関すること（臨時議会の招集） 8　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　避難住民運送手段の確保・計画 2　駅、空港等への避難の指示 3　観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4　外国人に対する広報、避難、救援 5　外国人の安否情報・被災情報の収集等 6　外国人の安全確保及び支援 7　空港施設の状況把握、確保
男女協働未来創造本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援

機　関　名	事務又は業務
危機管理部	1　県対策本部の事務局に関すること 2　国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3　国民保護に関わる市町村の連絡調整 4　特殊標章等の交付、使用許可 5　被害情報等の収集及び通信連絡の総括 6　県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 7　県対策本部における通信施設の保全 8　避難所の運営 9　避難行動要支援者（外国人を除く。）、一般病院の入院患者等の避難 10　前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1　庁舎の管理、運用、調査 2　県の公有財産の管理、運用、調査 3　仮庁舎の設営 4　職員の服務、給与に関すること 5　職員の動員、派遣要請、受入に関すること 6　職員の補償に関すること 7　私立学校に関すること 8　県有車両（警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。）の運用 9　国民保護措置の実施に要する物品の購入契約
地域社会振興部	1　避難住民運送手段の確保、計画 2　市町村の行財政運営の支援 3　安否情報・被災情報の収集等 4　国民保護に関する広聴 5　文化財の保護
福祉保健部	1　避難行動要支援者（外国人を除く。）、一般病院の入院患者等の避難 2　医療、助産（人員、医薬品、医療用資機材等） 3　救護班の派遣等、一般病院の医療救護活動 4　一般病院の患者受入 5　保健衛生に関すること 6　赤十字標章等の交付、使用許可 7　医療機関等の被害調査、対策 8　ボランティア等の支援に関わる総合調整 9　他部局に属しない生活支援及び保護

機　関　名	事務又は業務
生活環境部	1　有害物質使用事業所に関すること 2　入浴施設の確保 3　食品衛生、食中毒防止、水質検査等 4　応急給水 5　受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む）の準備 ※応急仮設住宅には、プレハブ協会供給のものと県収用建物等の修理による応急仮設住宅を含む。 6　建築制限、緩和
商工労働部	1　物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2　商工労働団体・機関との連絡調整 3　救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1　避難住民に対する食品の確保、供給 2　農林水産業団体との連絡調整 3　営農指導及び家畜防疫 4　応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 5　漁船に関すること 6　漂流物等に関する情報収集 7　農道、林道状況の把握、確保
県土整備部	1　道路状況の把握、確保 2　空港、港湾等の状況把握、確保 3　市街地状況の把握 4　公共施設用地の供与、土地等の使用 5　土木等資材の需給対策 6　支障となる工作物の除去
会計管理者	1　国民保護措置の実施に要する費用の出納
総合事務所（東部地区は東部振興監	1　県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1　県営発電施設・県営工業用水施設に係る保全等の必要措置の準備
病院局	1　県立病院の入院患者の避難 2　県立病院の患者受入 3　救護班の派遣等、県立病院の医療救護活動

機　関　名	事務又は業務
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
教育委員会	1　文教施設の保全 2　避難所の確保 3　避難所の開設、管理運営に対する協力
警察本部	1　避難の指示の伝達に係る市町村との協力 2　避難実施要領の決定に係る市町村への意見申述 3　警察官による避難住民の誘導等 4　避難住民の誘導に係る情報の提供、必要な措置の実施 5　危険防止の措置 6　住民等への協力要請 7　武力攻撃災害に係る兆候の通報 8　生活関連等施設の安全確保 9　放射性物質等による汚染の拡大防止 10　武力攻撃災害の拡大を防止するための事前措置 11　退避の指示等 12　応急公用負担等 13　警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令 14　漂流物又は沈没品の保管 15　被災者の救出救助 16　被災情報の収集等 17　交通の規制 18　特殊標章等の交付、使用許可 19　警備用装備資機材の調達 20　警察通信の確保

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	1　警報の伝達、通知 2　避難の指示の伝達（経由） 3　避難実施要領の策定、通知、伝達 4　避難住民の誘導 5　避難住民の誘導に係る連絡調整 6　避難住民の誘導中の避難住民に対する食品、飲料水、医療の提供 7　その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　本文「第３章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	1　国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　本文「第３章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

４　活動要領

(1) 情報

ア　警報及び避難の指示等

知事（危機管理部）は、警報の発令及び避難措置の指示を、住民、関係機関・団体へ伝達するとともに、避難の指示を行います。また、学校や病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者にも市町村等と協力して伝達するよう努めます。

(ｱ) 警報

知事（危機管理部）は、国対策本部長が発令した警報の通知の内容を速やかに市町村、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知します。

なお、警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。

この際、放送事業者には特に迅速に通知します。

警報	１　武力攻撃事態の現状及び予測 ２　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ３　住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

※市町村長の警報伝達の基準

市町村は、警報の通知を受信、確認した場合、並びに避難実施要領を定めたときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先・手段・順位）に従い、住民及び関係のある公私の団体（自治会等）へ伝達するものとされています。

１　要領

ア　当該市町村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとします。

イ　当該市町村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により、周知を図るものとします。

２　伝達手段

ア　防災行政無線、広報車、消防団や自主防災組織による伝達等最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとします。

イ　あらかじめ地域ごとの伝達組織、伝達方法を市町村避難実施計画で定めるものとします。

ウ　警察は、避難の指示が発令された場合、要避難地域を管轄する市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ避難の指示を伝達します。

３　留意事項

ア　知事（危機管理部・輝く鳥取創造本部・福祉保健部）は、市町村と連携し要配慮者への伝達に特に配慮します。

イ　警察は、市町村と協力して、警報の内容を的確かつ迅速に住民へ伝達します。

(ｲ) 避難措置の指示の通知

知事（危機管理部）は、国対策本部長の避難措置の指示を、速やかに、市町村、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知します。

この際、放送事業者には特に迅速に通知するとともに、要避難地域、避難先地域に該当する市町村については受信確認を行います。

避難措置の指示	1　要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2　避難先地域（住民の避難先となる地域） 3　住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(ｳ) 避難の指示の伝達

知事（危機管理部）は、避難措置の指示の内容を具体化した後、市町村長を通じて住民に避難を指示するとともに、他の執行機関、指定（地方）公共機関、避難先地域の避難施設の管理者その他の関係機関に通知します。

この際、放送事業者には特に迅速に通知するとともに、要避難地域、避難先地域に該当する市町村については受信確認を行います。

避難の指示	1　近接避難地域（※）を含めた要避難地域 2　避難先地域もしくは受入地域（具体的な避難先市町村及び受入避難住民数） 3　具体的な避難の経路（「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく） 4　避難のための交通手段（ただし、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を聞くものとします。） 5　具体的な避難の段取り（いつ、どのように住民を避難させるか） ※　要避難地域の拡大設定 地理的特性等に鑑み必要と判断した場合、知事は要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示します。

※【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

鳥 取 県 知 事
○月○日○時現在

○　本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
　要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○　本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
(1)　Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
・運送手段及び避難経路
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
※　○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※　細部については、Ａ市の避難実施要領による。
※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。

(2)　Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
・運送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※　関係機関が構ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(ｴ) 避難実施要領の伝達

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定するものされています。

市町村長は、避難実施要領を定めた場合、市町村国民保護計画に定めるところにより警報に準じて伝達するほか、市町村の他の執行機関、知事（危機管理部）、消防団長、警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知するものとします。

知事（危機管理部）は、市町村長から避難実施要領の通知を受信、確認した場合、警報の通知に準じて、関係機関等（当該避難実施要領を定めた市町村を除く。）に伝達します。

(ｵ) 警報・避難の指示・避難実施要領の通知・伝達先

区分	通知先	備考
市町村	県内市町村	
他都道府県	避難先地域の都道府県	※避難実施要領のみ通知
他の執行機関	労働委員会 企業局 病院局 教育委員会 警察本部 監査委員 人事委員会 県議会	
指定地方公共機関	鳥取ガス株式会社 米子瓦斯株式会社 一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会 日ノ丸自動車株式会社 日本交通株式会社 日ノ丸西濃運輸株式会社 若桜鉄道株式会社 智頭急行株式会社 一般社団法人鳥取県バス協会 一般社団法人鳥取県トラック協会 公益社団法人鳥取県医師会 公益社団法人鳥取県看護協会 一般社団法人鳥取県薬剤師会 一般社団法人鳥取県歯科医師会 医療法人里仁会北岡病院 医療法人財団共済会清水病院 医療法人十字会野島病院 特定医療法人仁厚会藤井政雄記念病院 医療法人同愛会博愛病院 医療法人育成会高島病院 医療法人元町病院	
	日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 株式会社エフエム山陰 株式会社鳥取テレトピア 日本海ケーブルネットワーク株式会社 株式会社中海テレビ放送 鳥取中央有線放送株式会社	☆放送 ・警報 ・避難の指示 ・緊急通報

区分	通知先		備考
指定地方公共機関	鳥取県農業協同組合中央会 一般社団法人鳥取県警備業協会 鳥取県石油商業組合		
関係機関	学校	県立学校 私立学校	教育委員会、総務部 を通じて
	生活関連施設等	生活関連施設 大規模集客施設 旅客輸送関連施設	
	鳥取県国民保護協議会委員		
	避難施設管理者		
国対策本部長	総務省消防庁		※避難の指示のみ報告

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】

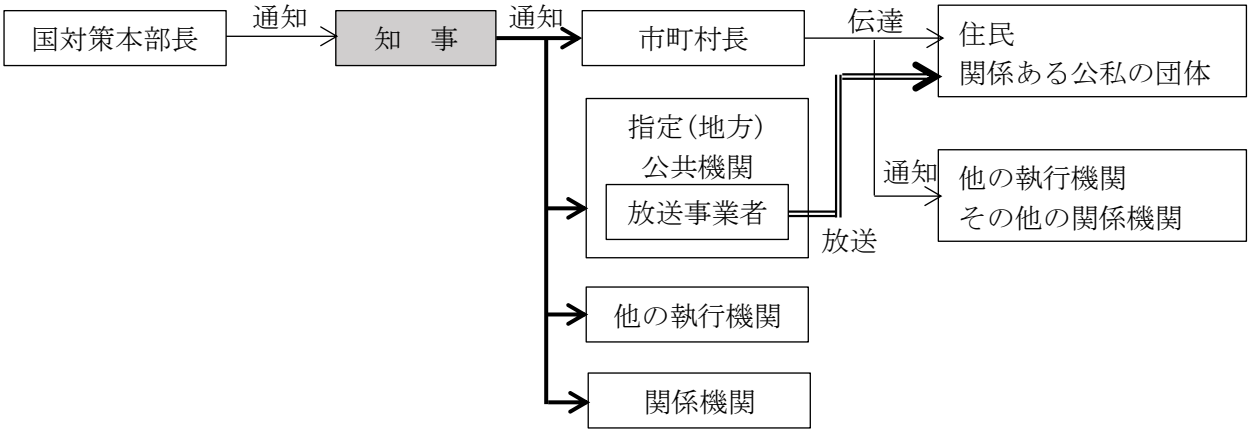

※　警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】

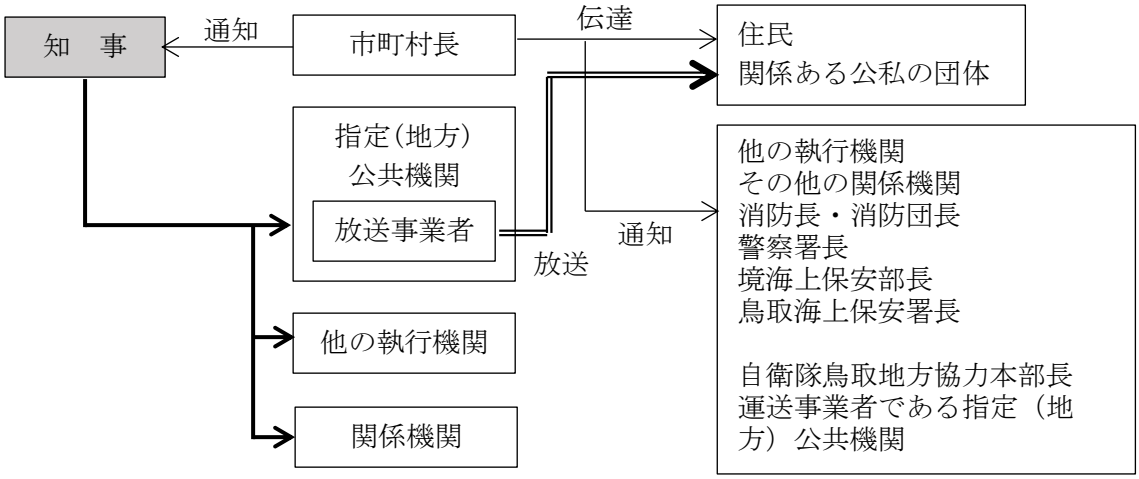

(ｶ) 緊急対処事態における警報の伝達

緊急対処事態において、国対策本部長は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされています。

県は、緊急対処事態における警報について、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行うほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じてこれを行います。

イ　情報収集・分析・提供

(ｱ) 情報収集

知事（危機管理部・各部局）は、市町村、関係機関・団体から避難の指示に必要な情報を収集し、危機管理部へ集約します。

また、市町村、関係機関・団体の活動状況、住民の避難状況等について的確に把握します。

情報収集項目、情報収集体制については**別紙第１「情報計画」**参照

情報項目	情　　報　　内　　容
要避難地域の状況	要避難人数、気象、市町村状況 等
避難先地域の状況	収容可能人数、気象、市町村状況 等
避難方法の状況	道路状況、バス・鉄道使用可能台数、食品・飲料水見積 等

(ｲ) 情報分析

市町村、関係機関の活動状況の問題点及び周辺状況の推移、予想に注意します。

武力攻撃災害が発生した場合、県対策本部の対応の初期に要救助者の発生地区とその概数を把握し、救援部隊の投入について関係機関と調整します。

(ｳ) 情報提供

避難住民の誘導・救援活動に必要な情報の提供に注意します。

※　情報提供項目

武力攻撃（予測）事態の状況、県、市町村、関係機関・団体等の活動状況、避難経路等の状況、住民の避難・救援状況、安否情報、被災情報等

ウ　武力攻撃災害兆候の通報

知事（危機管理部）は、市町村長、警察官、海上保安官及び消防吏員から武力攻撃災害の兆候発見の通報・通知を受けた場合、必要と認めたときは、その旨を消防局及び警察などの関係機関へ通知します。

エ　安否情報

知事（地域社会振興部）は、要避難地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供を開始します。

オ　被災情報

知事（危機管理部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、共有化を図るとともに、住民等に必要な情報を提供します。

カ　通信

非常通信体制の運用を開始するとともに、武力攻撃災害等により通信施設が使用できなくなったときは、必要に応じ、応急復旧により通信を回復します。

(2) 実施体制

ア　県の国民保護体制（避難住民の誘導支援体制）

県は、避難措置の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導支援体制へ移行します。

(ｱ) 知事は、必要に応じ、避難住民の誘導支援関連部局や要避難地域・避難先地域を所管する地方機関等の増員、先遣隊の派遣等、全庁で迅速な住民避難を支援します。

(ｲ) 知事（総務部・各部局）は、必要に応じ要避難地域・避難先地域市町村又は関係機関・団体に連絡員を派遣し、連絡調整に当たります。

(ｳ) 知事は、必要に応じ県庁、地方機関等の避難を実施します。

イ　県対策本部

県対策本部は、避難が指示された場合、速やかに次の業務を行います。

・避難住民の誘導について企画調整します。
・避難住民の誘導に要する情報について、収集、分析します。
・避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。
・避難住民の避難誘導に要する物資、運送の確保について企画調整します。
・必要と認めるときは、避難先地域等に県現地対策本部を設置します。

ウ　関係機関の国民保護体制

知事は、避難措置の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、被災者の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ｱ) 市町村の国民保護体制

市町村は、警報・避難の指示等を受け、避難住民の誘導体制に移行するものとします。

(ｲ) 消防の国民保護体制

a　消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、対策規模に応じた職員の招集等を行って所要の国民保護体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとされています。

b　また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。

(ｳ) 警察の国民保護体制

a　警察は、警報・避難の指示等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集等により所要の体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施します。

b　また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、公安委員会が、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請します。

(ｴ) 他都道府県との連絡調整

a　知事（危機管理部）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。

また、避難住民の救援の準備について必要な要請を行います。

b　知事（危機管理部）は、住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。

c　警察は、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る連絡調整を行い、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施します。

(ｵ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第 21 条）

a　指定（地方）公共機関の国民保護措置

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置を行うこととします。

b　指定（地方）公共機関の応援

指定（地方）公共機関について、県は、「(ｴ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c　日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社へ委託します。

d　指定（地方）公共機関による放送

放送事業者である指定（地方）公共機関は、国から警報、県から避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その内容をそれぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに放送するものとされています。

なお、避難の指示の放送については、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなくてはならないものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断によります。

また、知事（危機管理部）は、放送事業者に対し警報、避難の指示及び緊急通報を通知する際は、隣接県との緊密な連携を図ります。

e　指定（地方）公共機関による運送

知事（輝く鳥取創造本部、商工労働部）は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定（地方）公共機関と連絡調整を行い、運送の実施の要請・指示等を行います。

(ｶ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

指定（地方）行政機関について、県は、「(ｴ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。

(ｷ) 自衛隊の国民保護等派遣（法第 15 条）

a　知事（危機管理部）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備します。

b　市町村長は、避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令第８条第２項に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。

なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。

(3) 補給支援

ア　業務実施の基本的事項

避難住民の誘導中の補給支援については、市町村が実施する避難住民の誘導中の避難住民に対する食品供給等の支援を行います。

県外避難については、避難先都道府県との連絡調整を密にします。

イ　補給必要量

知事（各部局）は、避難中に必要な食品等について、市町村長に対する応援の要否及び必要量を確認します。

また、避難の指示の内容、要避難地域・避難先地域の状況等をもとに救援における補給必要量の見積りを策定するとともに、避難先地域、関係機関・団体等の供給可能量、準備・活動状況等について確認します。

この際、運送能力との調整が必要となります。

ウ　取得

(ｱ) 補給品の取得

避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得します。食品は、加工の必要がないものにします。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(ｲ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

(ｳ) 補給品の一次集積

取得した補給品については、緊急物資集積地域に一次集積します。

エ　配分

知事は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を運送、配分します。

また、必要に応じ、備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施します。

(4) 運送

ア　業務実施の基本的事項

速やかに避難住民を運送できるよう、補給支援組織、輸送支援施設、運送手段等を運用します。

次いで、救援に必要な物資について運送を開始します。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。

イ　運送支援施設

知事（輝く鳥取創造本部、農林水産部、県土整備部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

ウ　運送業務

(ｱ) 運送手段

a　運送計画の完成

①　運送力配分計画等の完成

知事（輝く鳥取創造本部、商工労働部、農林水産部、総務部）は、派遣専門職員の協力の下、関係機関・団体との連絡調整、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認を行い、運送力配分計画、運送実施計画を完成します。

②　道路使用計画の完成

知事（県土整備部）は、道路の状況及び運送能力を考慮し、侵害排除のための活動を行う自衛隊等の進路と避難経路を調整の上、道路使用計画を作成し、運送用道路を決定します。道路の利用指針が定められているときは、これに沿って調整・決定します。

b　運送力の確保

①　知事（輝く鳥取創造本部、商工労働部）は、運送事業者である指定（地方）公共機関に必要な運送力の確保を求めます。

② また、必要な場合は、運送事業者に対し、不足する運送力の確保について、協力を依頼します。

③ この際、県内で不足する運送力については、指定（地方）行政機関、他都道府県に対し協力を依頼します。

c 運送の実施

① 知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部、商工労働部）は避難の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。

この際、特に車両等の稼働状況、市町村の避難住民の誘導状況、交通規制の状況に注意します。

② また、必要な場合は、指定（地方）公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を求めます（法第 71 条、第 79 条）。この際、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。

③ 避難住民の運送及び緊急物資の運送が運送事業者である指定（地方）公共機関により的確かつ迅速に行われない場合、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定（地方）公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を指示します。

なお、指示に当たっては、指定（地方）公共機関の安全確保について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。指定公共機関が運送を行う場合にあっても、同様に、必要な情報を国及び指定公共機関に提供します。

また、指定（地方）公共機関に対し避難住民の運送及び緊急物資の運送を指示した場合において、運送の安全が確保されていないと認められる状況になったとき、知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部、商工労働部）は、指示を取消し、指定（地方）公共機関に速やかに連絡します。

(ｲ) 避難住民の誘導

a 避難実施要領の策定支援

① 知事（危機管理部）は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意見を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の指示の内容に照らし、円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な事項について意見を述べます。

② 警察署長は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意見を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な意見を述べます。

ｂ　市町村による住民の避難誘導

①　避難方式

項　　目	業　　務
避難住民の誘導方法	1　二段階避難方式 　原則として、避難に先立ち、地域、事業所等を中心に集合施設（一時集合場所）で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、市町村職員等の誘導により避難所への避難を実施します。 　なお、自家用車による避難者は、上記の一時集合場所に集結せず、「自家用車避難受付所」に移動し、同所において避難住民の確認等を受けた後、行政の手配する避難所への避難を希望する場合は避難所の指定を受け、自家用車で避難先に移動します。 　また、指定された避難所以外の避難先（親族の住居地等）に避難する者についても、必ず自家用車避難受付所における確認を行うものとします。 2　直接避難方式 　避難の指示、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1　避難行動要支援者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2　複数の地域、市町村が避難する場合、武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地域の避難を優先します。 　危険性が同程度である場合、より避難先地域に近い地域、市町村から順次避難を実施します。
携行品等	1　携行品は、必要最小限度にとどめます。 2　ペット等は携行はできません。（盲導犬等を除く。） 3　自家用車避難の場合、道路渋滞等を回避するため、避難に使用する自家用車は各世帯１台としますが、５人以上の世帯については２台目も使用可能とします。また、世帯全員が乗車可能な場合は、近隣住民等による乗合いを妨げないものとします。

・　避難方式は、原則として二段階避難方式とします。

・　自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難場所に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、避難場所に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。

【集合施設の選定基準】

区　分	内　　容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等
選 定 者	市町村が、自主防災組織や警察、消防等関係機関と協力し選定

・　避難住民は、自主防災組織のリーダー、市町村等の職員、警察官等の誘導により避難場所への避難を行います。
・　なお、状況により、避難の指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行います。
・　住民は、平素から、近隣の小公園など集合施設適地の状況・位置について確認することが必要です。

c　県による避難住民の誘導支援（法第 63 条）

①　知事は、市町村長から警察官等による避難住民の誘導について要請があった場合、必要に応じ調整を行います。

②　避難住民の誘導中の市町村長から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、以下のとおり避難住民の誘導を要請します。

要　　請　　先	要 請 内 容
警察本部長	警察官による避難住民の誘導
第八管区海上保安本部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令第８条第２項に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）	自衛官による避難住民の誘導

③　知事（危機管理部）は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施します。（法第 67 条）

避難住民の誘導	状　　況	業　　務
指 示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われないとき	市町村長に通知した上で、県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
補 助	市町村長が当該都道府県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

d　警察による避難住民の誘導

①　警察署長は、警察官等による避難住民の誘導について市町村長と協議し、市町村長ら通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施します。

②　避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置により避難を徹底します。

e　住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する市町村職員、県職員（補助を含む）、警察官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近に在る者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

この際、協力をする者の安全の確保に十分に配慮の上で、協力を要請するとともに、協力をする者の安全の確保を優先します。

援助を要請する誘導への協力は以下のとおりです。

・市町村職員等と一体となって避難住民を先導
・移動中における食品等の配給
・避難行動要支援者の避難の援助

f　避難拒否者等への対応

①　警告、指示

避難住民を誘導する市町村職員、県職員（補助を含む。）、警察官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうなおそれがあるときは、必要な警告、指示を行います。

②　立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じます。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、自衛官が措置を講じます。

③　避難拒否者等の説得

避難住民を誘導する市町村職員、県職員、警察官等は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとします。

④　警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で避難拒否者等を避難させることができます。

(ｳ) 避難行動要支援者の避難

a　避難行動要支援者の避難に係る計画の完成

知事（危機管理部、福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者及びそれらの施設及び避難行動要支援者の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者の避難に係る計画を完成します。

b　避難行動要支援者の誘導の支援

知事（危機管理部、福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の運送手段を手配するとともに、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

項　　目	業　　務
市町村長による避難行動要支援者の避難	1　在施設避難行動要支援者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。 2　在宅避難行動要支援者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅避難行動要支援者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅避難行動要支援者を誘導するものとします。

ｃ　避難行動要支援者の避難調整に係る手順は下記図を基本とする。

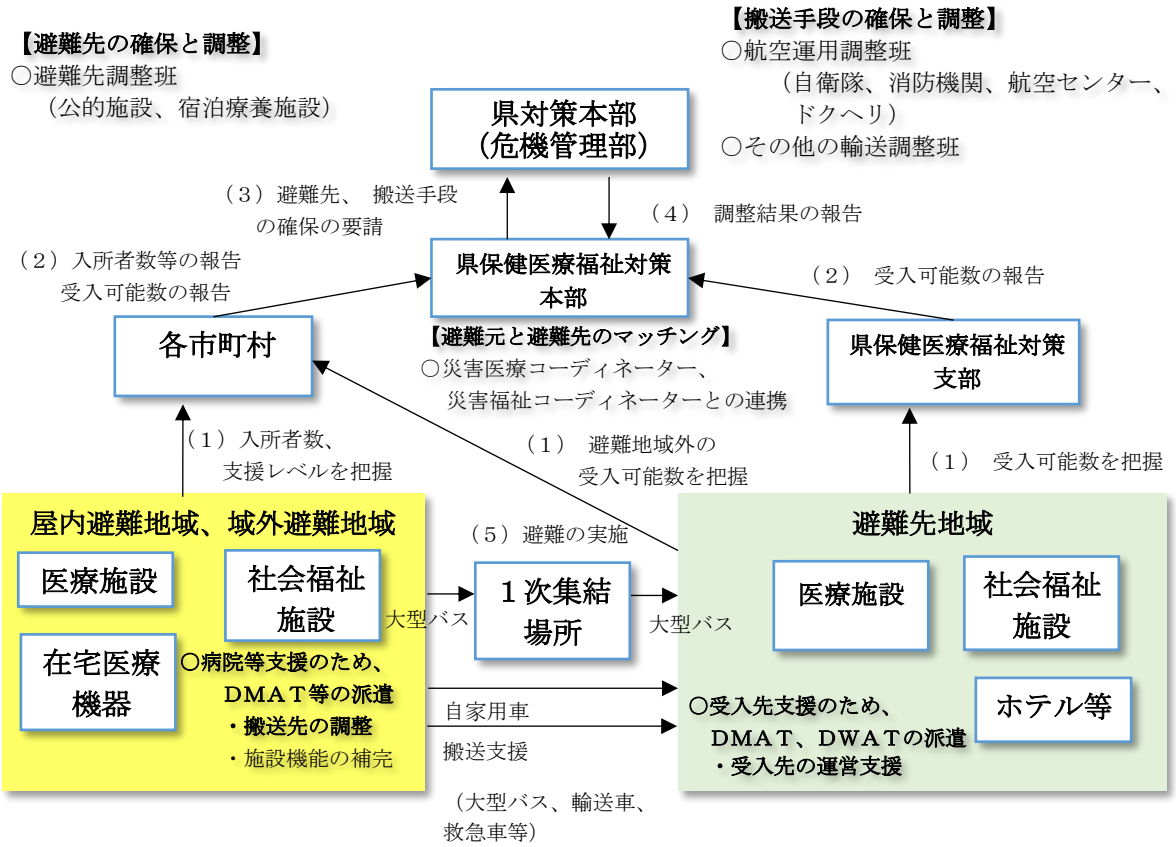

エ　交通規制の実施

警察は、交通規制計画を完成し、次のとおり交通規制を実施します。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護ための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。
内容	１　避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。 ２　交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。 ３　警察署長の助言 警察署長は、市町村が定める避難実施要領について、必要な助言をします。 ４　交通規制の決定 公安委員会は、避難の指示及び市町村長が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。 ５　標示の設置等 公安委員会は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置し、必要により交通検問所を設置します。 また、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。

	6　広報、連絡 　警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。 7　交通整理 　警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。 8　車両等の移動等の措置 　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。 9　緊急通行車両の確認 　公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。 10　交通規制の見直し 　公安委員会は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被害状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。 11　広域的な交通規制 　公安委員会は、本県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の隣接県警察との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。 　また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を図ります。

(5) 衛生

ア　業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、避難の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。

関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整の上、県内病院への患者受入要請及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行うとともに、避難先地域の医療機関との連絡調整を実施します。

感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期すとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

県立病院は、医療等を提供するとともに、避難が必要な場合は入院患者の避難を実施します。

イ　衛生支援組織

衛生支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、医療等を提供するとともに必要に応じ入院患者等の避難を実施します。

また、知事（福祉保健部）は、要避難地域の集合施設、避難経路に臨時医療施設の設置について、実施及び関係機関等へ要請を行います。

ウ　治療業務

(ｱ) 医療等提供計画の作成

知事（福祉保健部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を完成し、同計画に基づいて避難住民に対する医療等の提供を開始するとともに、関係機関・団体と連絡調整の上救援に必要な人員、資機材等を確保します。

(ｲ) 治療の実施

知事（福祉保健部）は、医療等施設及び医療等提供体制の状況を把握し、市町村、県医師会等関係機関・団体と連絡調整の上、医療の実施の要請、必要に応じ県内医療機関に対する患者受入要請、救護班編成・派遣要請、臨時医療施設での治療などを行います。

医薬品、医療用資機材等について随時状況を把握し、医療機関、臨時医療施設等から要請があった場合備蓄医薬品を提供するとともに、不足分については県薬剤師会・医薬品製造業者等に対して要請します。

(ｳ) 被災者等への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

エ　搬送業務

(ｱ) 計画の作成

知事（危機管理部、福祉保健部）は、避難・救援の状況に応じ搬送計画を作成し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ｲ) 搬送の実施

知事（危機管理部、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況を把握し、搬送を実施します。

この際、臨時医療施設への搬送のほか、要避難地域外への搬送を実施します。

(ｳ) 被災者等への対処

知事（危機管理部、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ　防疫業務

知事（福祉保健部）は、集合施設及び避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請します。

カ　健康管理業務

知事（福祉保健部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、要避難市町村が実施する避難住民の健康管理に必要な人員、資機材等を支援します。

キ　県立病院業務

(ｱ) 医療の実施

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定されなかった場合は、要避難地域・避難先地域の状況に応じて衛生提供計画を作成し、住民の避難中の医療等を提供します。

また、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、患者の受入れ、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ｲ) 県立病院の避難等

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定された場合は、直ちに県立病院避難計画を完成し、所在市と連絡調整の上速やかに避難を実施します。

また、県立病院が所在する地域が要避難地域に指定されなかった場合においても、避難の指示に備えた体制を確認、維持します。

(6) 施設

ア　業務実施の基本的事項

知事は、要避難地域・避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援に必要な避難所、救援施設について速やかに提供します。

また、必要に応じ県現地対策本部などを設置するとともに、被災した県有施設の応急復旧を実施します。

イ　必要量

知事は、避難住民数、負傷者数を把握し、収容施設、医療施設を臨時に開設します。

ウ　建設

(ｱ) 避難住民の誘導施設の開設・運用支援

知事（各部局）は、集合施設など要避難市町村の避難住民の誘導施設の開設・運用を支援します。

(ｲ) 救援施設の開設

a　避難所

知事（福祉保健部）は、避難所運営マニュアルに基づき、避難先市町村と協力して、あらかじめ指定している避難施設において避難所を開設します。その際、必要に応じて、改修や補修（防寒・防暑対策、仮設トイレの増設、通信機器の設置等）を行います。

項　　目	業　　務
避難施設と割振の決定	・避難先市町村への避難住民数に応じ、使用する避難所及びその割振を決定します。
職員等の割振の決定	・各避難施設を担当する県・市町村職員、消防団員等について割振を決定します。 ・当該職員等は、各避難所の受入、運営事務を行います。
資機材の準備	・通信機器、台帳類等を整備します。
物資とルートの確保	・照明機器、冷暖房機器、食品、飲料水、被服・寝具、トイレ、入浴施設、間仕切り、電話等の物資とその供給ルートを確保します。
警備の依頼	・必要に応じ、警察等に避難施設の警備を依頼します。
避難施設周辺への広報	・防災行政無線、広報車、自治会等により、避難施設周辺住民へ、避難住民が避難する旨を広報します。
消防、警察等への連絡	・避難所の開設状況について、消防、警察等に連絡します。

b　救援施設（収容施設、医療施設）の開設

知事（生活環境部、福祉保健部）は、避難住民数、負傷者数に基づき、救援施設建設の必要量を関係機関・団体に連絡し、協力を要請するとともに、救援施設を発注します。

また、不足が見込まれる資機材等については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施します。

なお、公営住宅についても、収容施設に転用します。

c　障害の除去

知事（県土整備部）は、避難経路、収容施設等に対して危険となり、又は工事の障害となる箇所等について、速やかに障害を除去し、安全を確保します。

(ｳ) 公共施設

知事（総務部）は、県有施設の被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討します。

また、必要に応じ県仮庁舎、県現地対策本部などの設置場所を決定し、管理者等と連携の上、回線の敷設、仮設建築物の建設等、設営を実施するとともに、不足が見込まれる資機材等を確保します。

エ　土地利用

(ｱ) 救援施設

知事（県土整備部ほか）は、避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、賃貸借契約の締結など救援施設建設用地を確保し、必要に応じて所管する用地を救援施設建設用地に転用します。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに支援を要請するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを行います。

(ｲ) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部等に必要な施設等について、管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等による確保を行います。

(7) 人に関すること

ア　職員の確保

(ｱ) 職員の派遣、あっせん

a　知事（総務部）は、避難住民の誘導に当たる市町村等からの職員派遣要請を集約し、必要な職員を派遣します。

b　また、避難住民の誘導に当たる市町村長等から指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんを求められた場合、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせんを要求します。

(ｲ) 職員の派遣要請、あっせん要請

a　知事（危機管理部）は、職員の状況を把握し、職種別不足人員数を集計の上、指定行政機関、他都道府県知事等に対し職員の派遣を要請します。

b　また、派遣要請が不調である場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんを要求します。

(ｳ) 職員の配置変更

a　知事（総務部）は、部局別・職種別人員数を把握し、避難住民の誘導支援に当たる各部局の要請を受けて、各部局間の調整、必要な技術者等の配置変更等を行います。

b　なお、部局内の職員の配置変更については必要に応じて総務部と調整の上部局長が、課・室内、地方機関内の配置変更については所属長がそれぞれ調整、対処します。

(ｴ) 職員の安全管理

知事は、各部局に対し、引き続き職員の安全確保に配慮するよう指示を行います。

イ　被災者の捜索、救出

警察は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は直ちに情報を収集し、被災者の捜索、救出を行います。

ウ　埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに火葬、埋葬を行います。

また、不足が見込まれる施設、資機材、燃料等については、速やかに手配します。

エ　動物の保護等

ペット等の飼養されていた家庭動物の保護等については、国のガイドラインを踏まえて対応します。

⑻ 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア　武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ　武力攻撃災害対処

(ｱ) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、**別紙第３「緊急避難段階の計画」**の「２構想」の「(2) 実施要領」の「ウ　武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(ｲ) 緊急通報と退避の指示

ａ　避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、**第２章　国民保護措置の概要**の「２　実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ　武力攻撃災害対処」の「(ｲ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

ｂ　避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、**第２章　国民保護措置の概要**の「２ 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｳ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ｳ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難中（要避難地域外）に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

⑼ 国民生活の安定に関する措置

ア　生活関連物資等の流通と価格の安定

警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、**第２章　国民保護措置の概要** の「２ 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ　ライフライン等の確保

(ｱ) 知事（危機管理部、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。

(ｲ) 知事（危機管理部、総務部、地域社会振興部、生活環境部、県土整備部）は、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ｳ) ライフライン事業者等は、住民の避難に必要なライフラインを最優先、避難住民の救援に必要なライフラインを次いで優先して確保するよう努めるものとします。

ウ　防犯等

(ｱ) 警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（危機管理部）、警察本部は、**第２章　国民保護措置の概要** の「２ 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

(ｲ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。

エ　住民への周知

知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①要避難地域住民、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア　報道機関への情報提供

知事は記者会見を行い、報道機関及び住民に対し情報を提供します。

また、知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）は、随時資料提供等により報道機関へ最新の情報を提供します。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、県においても前記の方法により発表します。

イ　広報の強化

(ｱ) 広報項目

a　武力攻撃の状況及び予測

b　冷静な避難の呼びかけ

c　集合施設への集合

d　住民の避難や被災者の救援の援助及び消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助

e　住民からの有事に係る重要な情報について、市町村国民保護担当所属に連絡するよう求めること

f　手荷物品の制限

g　その他（交通の規制、犯罪の予防、児童生徒の避難、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

(ｲ) 注意事項

情報の趣旨について、誤解を招くことがないよう、充分に留意します。

(ｳ) 関係機関への要請

知事（令和の改新戦略本部、地域社会振興部、輝く鳥取創造本部）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。

依頼先関係機関	広　報　内　容	広報媒体
市町村	・警報及び避難の指示の概要。 ・防災行政無線等に注意し、集合施設に集合すること。 ・携行品は最小限とすること。 ・戸締まり、火の元に注意すること。	防災行政無線 広報車 等
公共交通機関		車内放送 構内放送 等
放送事業者、報道機関		ＴＶ、ラジオ、号外等
観光施設、大規模集客施設等		場内放送等

(ｴ) 報道機関への広報協力依頼

知事（危機管理部）、警察は、住民の避難・救援等に係る広報について、報道機関に対し協力依頼します。

また、知事（令和の改新戦略本部）、警察は、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、交通規制、犯罪予防等について報道機関に情報を提供するとともに広報の協力依頼を行います。

なお、放送事業者である指定（地方）公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づきその内容を放送します。

(ｵ) その他

a　混乱の発生・拡大を防止するため、県及び市町村は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。

b　知事（令和の改新戦略本部）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について広報し、住民が安心して避難できるように努めます。

c　警察は、交通規制、犯罪予防等について住民等に周知を図るため、各種広報紙の発行、警察ホームページへの広報資料の掲載、パトカー等による現場広報等を実施します。

ウ　広聴

知事（地域社会振興部）、警察、市町村長は、相談窓口に情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体へ必要な協力を要請します。

特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

５　その他

(1) 応急教育

ア　教育施設の避難

(ｱ) 教育委員会

a　教育委員会は要避難地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は要避難地域の市町村立学校に対し、それぞれ避難の指示を伝達するものとします。

b　教育委員会は避難先地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は避難先地域の市町村立学校に対し、それぞれ応急教育の実施を指示するものとします。

c　教育委員会は、市町村教育委員会を支援します。

(ｲ) 学校長

公立学校の学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは所在市町村と協議し、児童生徒の下校又は避難を実施するものとします。

イ　武力攻撃災害への対処

(ｱ) 公立学校の学校長は、被災の有無や規模、児童生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県・市町村教育委員会に連絡するものとします。

(ｲ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童生徒・教職員の安全を最優先とし、直ちに関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む。）、初期消火、下校等を実施するものとします。

ウ　児童・生徒の保護

県・市町村教育委員会は、児童・生徒の安全と避難を保障し、児童・生徒の教育を最大限可能な限り継続するよう努めるものとします。

エ　私立学校への応急教育の要請

知事（総務部）は、要避難地域の私立学校に対し、上記に準じ必要な対策を講ずるよう要請します。

(2) 文化財の保護

知事（地域社会振興部）は、要避難地域に所在する文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援するとともに、必要な場合は、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

別紙第６

避難生活段階の計画

要旨	避難先での、避難住民等の生活を確保します。 各種避難のための計画の修正と救援に関する計画を作成します。 県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村で救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画
	避難所等の衛生管理マニュアル、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
救援なし ・救援を実施する避難先県との連絡調整 武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ 国民保護生活安定措置なし ・救援を実施する避難先都道府県との連絡調整	大規模救援 ・避難住民等は多数。他県からの応援あり 大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等 大規模国民保護生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模救援 ・避難住民等は小数。他県からの応援なし 小規模武力攻撃災害対処 ・被災市町村の災害対処等 小規模国民保護生活安定措置 ・避難先市町村の価格安定等

１　状況

(1) 期間

ア　対象期間

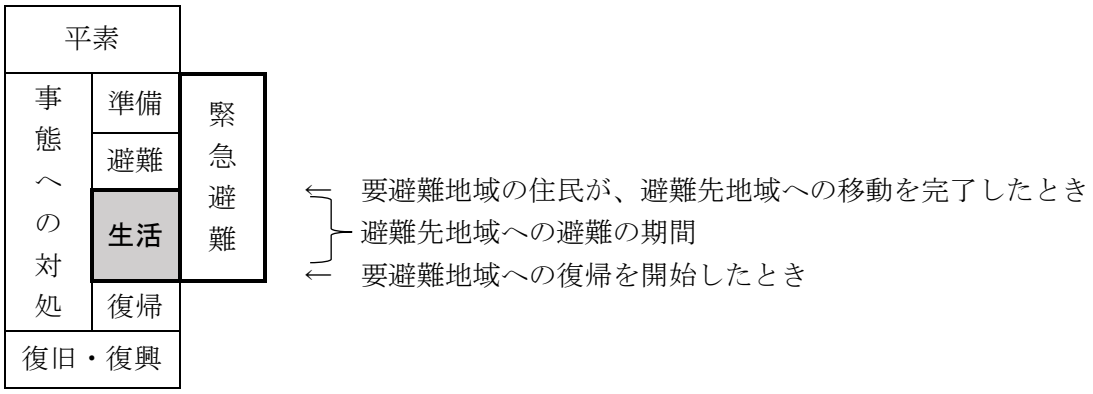

イ　この期間に予想される状況と留意点

この間、避難住民等は避難先地域で避難生活をおくり、県と避難先地域の市町村等は協力して避難住民等の救援を行います。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、避難住民等の再避難や武力攻撃災害対処の準備、社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 活動方針

県は、避難住民等に対し、必要な救援を行い住民を保護します。

この際、関係機関との連携と住民への情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

ア　情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

イ　実施体制

県は、避難住民の誘導支援の体制から避難住民等の救援の体制へ移行します。

ウ　再避難・復帰の準備

再避難・復帰の際は、速やかに実施できるよう必要な確認及び準備を行います。

エ　救援の実施

避難先地域の市町村及び関係機関・団体の協力を得て、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援を実施します。

救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行います。

オ　武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ　住民生活の安定確保

避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処を行うとともにパニックを防止します。

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	１　武力攻撃事態等における県各部局の応援

機　関　名	事務又は業務
令和の改新戦略本部	1　国民保護に関する広報 2　報道機関との連絡調整、法曹養成 3　国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4　県税の減免、徴収猶予 5　県議会に関すること（臨時議会の招集） 6　関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2　外国人に対する広報、避難、救援 3　外国人の安否情報・被災情報の収集等 4　外国人の安全確保及び支援 5　避難住民運送手段の確保、計画
男女協働未来創造本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
危機管理部	1　県対策本部事務局の庶務 2　国民保護に係わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3　国民保護に係わる市町村の連絡調整 4　退避の指示 5　被災情報等の収集及び通信連絡の総括 6　県対策本部における通信施設の保全 7　救援物資の確保、運送及び配分 8　避難施設の運営 9　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 10　前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1　庁舎の管理、運用、調査 2　県の公有財産の管理、運用、調査 3　仮庁舎の設営 4　職員の服務、給与に関すること 5　職員の動員、派遣要請、受入 6　職員の安否、補償 7　私立学校に関すること 8　県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用 9　国民保護措置の実施に要する物品の購入契約

機　関　名	事務又は業務
地域社会振興部	1　市町村の行財政運営の支援 2　安否情報・被災情報の収集等 3　人権の擁護の確保 4　文化財の保護 5　国民保護に関する広聴
福祉保健部	1　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 2　義援金の収配等 3　医療救援、助産（人員、医薬品、医療用資機材等）活動 4　保健衛生に関すること 5　医療機関等の被害調査、対策 6　ボランティア等の支援に関わる総合調整 7　他部局に属しない生活支援及び保護
生活環境部	1　上下水道の被害調査、復旧 2　有害物質使用事業所に関すること 3　死亡獣畜処理 4　廃棄物の処理に係る調整 5　生活関連物資の需給 6　遺体の処理及び埋葬等 7　入浴施設の確保 8　食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9　応急給水 10　受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む。）の供給 ※応急仮設住宅には、プレハブ協会供給のものと県収用建物等の修理による応急仮設住宅を含む。 11　建築制限、緩和
商工労働部	1　県内企業の状況把握 2　避難住民等の就職支援 3　物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 4　商工労働団体・機関との連絡調整 5　救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1　避難住民等に対する食品の確保、供給 2　農林水産業団体との連絡調整 3　農林水産施設等の保全 4　営農指導及び家畜防疫 5　農林漁業金融に関すること 6　応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 7　漁船に関すること 8　漂流物等に関する情報収集

機　関　名	事務又は業務
県土整備部	1　道路状況の把握、確保 2　空港、港湾施設の把握、確保 3　公共土木施設等の把握、対策、復旧 4　市街地状況の把握、復興 5　公共施設用地の供与、土地等の使用 6　土木等資材の需給対策 7　支障となる工作物の除去 8　避難生活用の物資運送のための道路、空港、港湾、漁港施設の管理 9　避難生活中の公共土木施設の管理 10　応急公用負担等
会計管理部	1　国民保護措置の実施に要する費用の出納
総合事務所（東部地区は東部地域振興事務所）	1　県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1　県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置
病院局	1　県立病院の医療救護活動
教育委員会	1　文教施設の保全 2　避難・被災児童及び生徒の救護並びに応急教育 3　被災児童及び生徒の学用品の供給 4　避難施設の確保 5　避難施設の運営に対する協力 6　授業料等の減免、徴収及び猶予
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援

機　関　名	事務又は業務
警察本部	1　避難による無人化地域、避難施設等の警戒 2　避難・被災者等に対する支援活動 3　武力攻撃災害に係る兆候の通報 4　生活関連等施設の安全確保 5　放射性物質等による汚染の拡大防止 6　武力攻撃災害の拡大を防止するための事前措置 7　退避の指示等 8　応急公用負担等 9　警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令 10　漂流物又は沈没品の保管 11　避難住民等の救出救助 12　被災情報の収集等 13　交通の規制 14　警備用装備資機材の調達 15　警察通信の確保

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	1　救援の実施、補助 2　安否情報の収集、整理、報告、提供 3　武力攻撃災害対処措置の実施 4　緊急通報の伝達、通知 5　退避の指示、警戒区域の設定等 6　廃棄物の処理 7　被災情報の収集、報告 8　生活関連物資等の価格安定措置 9　水の安定供給 10　消防、救急、救助の実施 11　その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	１　国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。

４　活動要領

(1) 情報

ア　救援の指示

(ｱ) 救援の指示の受信

知事（危機管理部）は、国対策本部長から救援の指示を受けたときは、速やかにその内容を市町村、関係機関・団体へ通知します。

(ｲ) 救援の委託等

知事（危機管理部）は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととします。

また、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示します。

イ　情報の収集、分析、提供

知事（危機管理部・各部局）は、市町村及び関係指定（地方）公共機関等から、避難住民等の救援に必要な情報及び要避難地域の被災情報を収集し、一元化します。

また、市町村及び関係指定（地方）公共機関等へ情報を提供するとともに、その協力を得て避難住民等に対し情報を提供します。

警察は、関係機関との連絡を密にし、被災情報の提供、避難住民等の救出救助、避難住民の誘導、交通規制等について、必要な要請を行います。

(ｱ) 情報収集項目、情報収集体制

別紙第１「情報計画」参照

(ｲ) 情報提供項目

武力攻撃（予測）事態の内容、県等の活動状況、安否情報、武力攻撃災害兆候、被災情報等

ウ　安否情報の収集、整理、提供、報告（法第 94 条、第 95 条、第 96 条）

知事（地域社会振興部）は、要避難市町村、避難先市町村、関係機関等と相互に協力して、安否情報の収集、整理、提供、報告を行います。この際、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮します。

また、安否情報を保有する関係機関は、相互に協力し、正確な情報管理に努めます。（**別紙第１「情報計画」参照**）

(2) 実施体制

ア　県の救援実施体制への移行

県は、要避難地域の住民が、避難先地域へ順次移動してきたときは、順次、避難住民の誘導支援体制から避難住民等の救援実施体制へ順次移行します。

(ｱ) 知事は、状況の推移に応じ、人員が不足している部署や、避難先地域を所管する地方機関等への増員、要避難地域を所管する地方機関等の体制の順次縮小等、全庁で柔軟な人員配分を行い、避難住民等の救援を実施します。

(ｲ) 知事は、避難した県庁、地方機関等について、必要に応じ仮庁舎等での業務を開始します。

イ　県対策本部

県対策本部は、救援が指示された場合、速やかに次の業務を行います。

・県内で行われる避難住民等の救援について企画調整します。
・避難住民等の救援に要する情報について、収集、分析します。
・避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。
・避難住民等の救援に要する物資、運送の確保について企画調整します。
・必要と認めるときは、避難先地域等に県現地対策本部を設置します。

ウ　関係機関の国民保護体制

知事は、避難住民等の救援措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため関係機関・団体、他都道府県との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。

また、救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、被災者の救出救助等について、必要な要請と連絡調整を行います。

(ｱ) 市町村

市町村は、知事（危機管理部）から救援の指示の通知を受けたときは、あらかじめ市町村国民保護計画で定めるところにより避難住民等の受入、救援等に必要な体制をとり、以下の業務を実施することとされています。

a　県が実施する救援の補助

①　避難住民等の救援については、原則として県が実施し、市町村はこれを補助することとされています。（法第 76 条第 2 項）

②　このため、市町村は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、県が実施する救援の補助を行うものとします。

b　市町村による救援の実施

①　県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援事務の一部を市町村が行うこととすることができるとされています。（法第 76 条第 1 項）

②　このため、県は避難の状況に応じ、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村が実施する救援の内容及び当該救援を行う期間を定め、市町村へ通知するとともにその旨を公示します。

③　市町村は、通知を受けたときは、自らの事務として当該救援事務を実施するとともに、必要に応じ収用や使用等の権限を行使するものとします。

④　なお、市町村が通知された救援事務を迅速かつ的確に行っていない場合には、県は当該救援を行うよう市町村へ指示します。

(ｲ) 警察の国民保護体制

警察は、避難先地域の防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における対策本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により公安委員会に報告の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保します。

(ｳ) 消防の国民保護体制

消防は、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による総合対策を実施するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めるものとします。

(ｴ) 他都道府県との連絡調整

a　知事（危機管理部）は、救援に要する施設、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。

b　知事（危機管理部）は、住民を他都道府県に避難させたときは、避難先地域の知事と避難住民等の救援について協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。

c　警察は、避難住民等の救援、犯罪の予防及び武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る協力要請等を行います。

(ｵ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第 21 条）

a　指定（地方）公共機関が行う救援

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより救援を行うものとします。

b　指定（地方）公共機関の応援

知事（危機管理部・関連部局）は、指定（地方）公共機関に対し、「(ｴ) 他都道府県との連絡調整」ａに準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c　日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託します。この場合、災害救助法における実務に準じた手続により行います。

d　指定（地方）公共機関による緊急物資の運送

知事（商工労働部）は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を求め、また、住民の身体、生命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に緊急物資の運送を指示します。

e　指定（地方）公共機関による医療の確保など

医療機関である指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより、医療を確保し、医療関係団体である指定（地方）公共機関は医療の確保に係る調整を行うよう努めるものとします。（法第 136 条）

また、知事（福祉保健部）は、医療関係団体である指定（地方）公共機関を通じ、医療関係者に医療の実施を要請・指示します。（法第 85 条）

(ｶ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

a　指定（地方）行政機関の応援

指定（地方）行政機関について、県は、「(ｴ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。

b　内閣総理大臣の応援の指示

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行います。

(ｷ) 自衛隊の国民保護等派遣（法第 15 条）

知事、市町村長は、避難住民等の救援において必要があると認めるときは、**別紙第５「避難段階の計画」**に準じて自衛隊の国民保護等派遣要請等を行います。

(3) 補給支援

ア　業務実施の基本的事項

(ｱ) 補給の実施

県は、避難先地域が県内市町村である場合は主体的に、他都道府県の場合は関係地方公共団体と連携して、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、迅速な救援活動を行います。特に食品、給水、医療については先行的な活動を行います。

そのため、避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握します。

その際、必要があると認めるときは、市町村長に対し救援に関する措置を指示します。

(ｲ) 補給支援施設

県対策本部は、緊急物資集積地域、物資拠点及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給及び運送の管理運営を行います。

緊急物資集積地域、物資拠点及び補給幹線の各施設管理者は、施設の開設、運用、維持管理を行います。

イ　補給必要量

県対策本部は、避難住民等の数を把握し、補給品の必要量の見積もりを行います。

この際、避難所のニーズをできるだけ把握し、日用品、し好品などの計画的な補給を行います。

ウ　取得

(ｱ) 補給品の取得

取得に当たっては、備蓄物資を活用するとともに、補給品の購入、関係機関・団体等への支援要請を行います。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(ｲ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置により確保します。

エ　配分

知事（各部局）は、避難状況、関係機関・団体等の状況を基に避難先地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、取得した補給品を緊急物資集積地域から物資拠点へ配分します。

また、必要に応じ、直送等の方法により配分を行います。

(4) 運送

ア　業務実施の基本的事項

的確かつ迅速に避難住民等を救援できるよう、補給支援組織、運送支援施設、運送手段等を運用します。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難住民等のニーズに応じた円滑な物資の供給、避難行動要支援者の救援に注意します。

イ　運送支援施設

知事（輝く鳥取創造本部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず運送網の情報を把握し、運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

ウ　運送業務

(ｱ) 運送計画の決定

知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部、県土整備部）は、以下の情報及び避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整に基づき、救援物資の運送経路を決定するとともに、道路使用計画等を修正します。

a　道路、鉄道、空港、港湾等及び武力攻撃災害の状況

b　救援の必要量の変化

c　「道路の利用指針」（特定公共施設利用法第 12 条）

(ｲ) 運送手段の確保

a　知事（総務部、輝く鳥取創造本部、商工労働部、農林水産部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の台数、運送範囲等の運送能力、稼働状況等を把握し、必要な対策（整備、運行の停止など）を実施します。

b　知事（輝く鳥取創造本部、商工労働部）は、運送事業者に必要な運送手段の確保を要請します。

この際、不足する輸送手段については、指定（地方）行政機関、他都道府県等に対し協力を要請します。

c　また、必要な場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送の求め（法第 79 条）等を行います。

(ｳ) 運送の実施

a　知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部、商工労働部）は、物資の供給や旅客運送、交通規制などと密接に連携した運送計画を修正し、この計画に基づいて輸送を行い、また、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

b　知事（危機管理部、輝く鳥取創造本部、商工労働部）は避難生活の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。

この際、特に車両等の稼働状況、避難先市町村の避難住民等の状況、交通路使用の規制状況に注意します。

c　また、指定（地方）公共機関に対し、物資の運送を求めます。この際、運送事業者である指定（地方）公共機関の運送が迅速かつ的確に行われないと認める場合は運送を指示するほか、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。

d　なお、指示に当たっては、指定（地方）公共機関の安全確保について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。

エ　交通規制

警察は、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、避難の段階に準じて、交通規制計画を修正し、交通規制を実施します。

(5) 衛生

ア　業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、救援の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。

このため、関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整の上、県内病院への患者受入要請・搬送及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行います。

また、感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期すとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

県立病院は、医療等を提供します。

なお、医療の提供及び助産等を、必要に応じて日本赤十字社県支部に委託します。

イ　衛生支援組織

県（福祉保健部）は、医療提供計画を作成し、県医師会等関係機関・団体と連携して、避難先地域への臨時医療施設の開設・運用、救護班の編成・派遣を実施します。

また、避難先地域の医療機関等は、医療等を提供します。

ウ　治療業務

(ｱ) 状況把握・対策

知事（福祉保健部）は、医療等施設及び医療等提供体制の状況を把握し、避難先市町村、医師会、看護協会等関係機関・団体と連絡調整の上、必要に応じ県内医療機関に対する患者受入要請、救護班派遣要請、避難所への臨時医療施設設置などを実施します。

また、医薬、医療用資機材等について随時状況を把握し、医療機関、臨時医療施設等から要請があった場合備蓄医薬品を提供するとともに、不足分については薬剤師会・医薬品製造業者等に対して調達要請を実施します。

(ｲ) 計画の修正

知事（福祉保健部）は、避難住民等の状況等に応じて医療等提供計画を修正し、これに基づいて医療等の提供を開始するとともに、関係機関・団体と連絡調整の上救援に必要な人員、資機材等を確保します。

(ｳ) 武力攻撃災害への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに被災状況（被災者数、被災の程度等）を収集し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処が実施できるよう人員、資機材、施設等の準備を行うとともに、武力攻撃災害が発生したときは直ちに必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、医薬品、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ｴ) 医療の要請及び指示など

ａ　医療の要請及び指示

知事（福祉保健部）は、県医師会等を通じ医療関係者に対し医療の実施の要請を行い、正当な理由なく要請に応じないときは、書面により医療を行うべきことを指示します。

この際、医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう情報提供等必要な措置を講じます。

ｂ　医薬品等の売渡要請など

知事（福祉保健部）は、特定物資である医薬品などについて、売渡要請、収用、保管命令等を行います。

ｃ　臨時の医療施設を開設するための土地等の使用

知事（福祉保健部）は、臨時の医療施設を開設するため、原則として土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用します。

エ　搬送業務

(ｱ) 状況把握・対策

知事（危機管理部、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況を把握し、即応可能な体制（資機材、医師派遣体制など）を維持します。

(ｲ) 計画の修正

知事（危機管理部、福祉保健部）は、避難住民等の状況に応じ搬送計画を修正し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ｳ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（危機管理部、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送、緊急消防援助隊の要請・受入など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ　防疫業務

知事（福祉保健部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報収集の上、的確かつ迅速に予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療の必要状況を把握、実施します。

特に、避難所の衛生を維持し、避難住民等の安全確保に努めます。

また、感染症の予防法及び発生時の対処等について避難住民等に対する広報を行うとともに避難所管理者、関係機関・団体等に徹底します。

なお、感染症等が発生した場合には、避難先市町村等を通じて遅滞なく発生情報を収集し、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ｱ) 飲料水の安全確保

武力攻撃災害時には、飲料水の安全確保を迅速に行う必要があります。

知事（生活環境部）は、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、環境衛生監視員２名、若しくは、環境衛生監視員１名・事務１名からなる「水の安全パトロール班」を編成し次の業務を行います。

１　井戸水等の塩素による消毒
２　飲料水が塩素で消毒されているかの確認
３　住民への消毒薬・簡易残留塩素検出チューブの配布
４　住民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

(ｲ) 食品の安全確保

武力攻撃災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されます。

このため、知事（生活環境部）は、必要に応じて食品衛生監視班を編成するなどして、食品の安全確保を図ります。

食品衛生監視班は、保健所長等の指揮のもとに、次の活動を行います。

1　炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
2　食品集積所の衛生確保
3　避難所の食品衛生指導
4　関係施設の貯水槽の簡易検査
5　仮設店舗等の衛生指導
6　その他食品に起因する危害発生の防止
7　食中毒発生時の対応

(ｳ) 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、知事（福祉保健部、生活環境部）は、市町村長と連携し、次の点に留意して、避難住民等に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行います。

1　避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
2　食品の衛生確保、日付管理等の徹底
3　手洗いの励行
4　調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
5　残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
6　情報提供
7　殺菌・消毒剤の手配、調整

(ｴ) 避難所の防疫措置

a　知事（生活環境部）は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施します。

b　知事（福祉保健部）は、避難所開設後速やかに健康調査及び健康相談を行います。また、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行います。

(ｵ) 消毒とその確認

a　知事（生活環境部）は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い又は消毒薬を配布して指導します。

b　知事（生活環境部）は、井戸が汚染された場合は、直ちに消毒します。それ以後は、消毒薬を住民に配布して自主的に行い、消毒の実施後、防疫班が消毒を確認します。

カ　健康管理業務

知事（福祉保健部）は、健康相談・指導、健康相談等窓口の設置などにより、避難先地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がいの予防等を行うとともに、患者の早期発見、感染症発生状況把握に努め、必要に応じて応急治療等を行います。

この場合、要配慮者のなどの心身双方の健康状態には特に配慮します。

また、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行います。

なお、感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患者・避難所の消毒の実施及び指導を行います。

キ　県立病院業務

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が避難先地域に指定された場合は直ちに避難住民等の救援を開始します。

また、県立病院が所在する地域が避難先地域に指定されなかった場合においても患者の受入れ、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

ク　その他

(ｱ) 避難所の衛生管理

知事（福祉保健部）は、避難住民等の生活環境の確保及び健康管理などを的確に行うため、県及び市町村が活動すべき標準的事項を示した「避難所等の衛生管理マニュアル」を作成し、マニュアルに基づき保健衛生対策を充実します。

a　避難所の衛生管理指導に関する活動方針

知事（福祉保健部）は、避難所の過密状況等に関する情報を集約し、避難所間及び各市町村間の適切な避難住民等の再配分を行ったうえ、適切な衛生管理を行います。

b　避難所の衛生管理指導に関する業務

知事（福祉保健部）は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて、避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持します。

このため、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等の間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項を周知します。

(ｲ) 入浴

知事（生活環境部）は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民等に対して情報の提供と衛生確保を支援します。

(ｳ) 洗濯

避難期間が長期になることが予想されるため、知事（生活環境部）は、避難住民等の衣類等の洗濯に留意します。

避難住民等が洗濯を行うことを基本とし、避難所への洗濯機の設置と洗濯に使用する水を確保します。

(ｴ) 避難所におけるし尿処理

避難期間が長期になることが予想されるため、知事（生活環境部）は、避難所等におけるし尿処理及び仮設トイレの確保等に留意します。

a　し尿処理の基本的考え方

①　水を確保することによって、下水道機能を確保します。

②　①の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（処理場の他に、幹線管きょを加えていく。）への投入により処理します。

③　し尿処理計画を策定し、これに対処します。

b　し尿処理方法

避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。
地　　域	ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用します。 なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知します。便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも利用し地域の衛生環境を確保します。

c　仮設トイレ等のし尿処理

仮設トイレの設置等	1　設置、管理等 仮設トイレ等を設置し、清掃、消毒等適切に管理します。 2　高齢者・障がい者に対する配慮 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮した機種を考慮し、選定します。 3　設置場所等の周知 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知します。
し尿処理計画	1　仮設トイレ等の設置状況の把握 仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備します。 2　応援体制の整備 他府県等への応援要請を行い、搬入する下水処理場を確定して、収集体制を調整します。 3　収集作業 被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をバキュームカーにより収集し下水処理場に搬入して、し尿を処理・処分します。

(6) 施設

ア　業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部、生活環境部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難の状況に応じ速やかに救援施設を提供するとともに、避難生活期間中適切に維持管理を行います。

なお、必要に応じ各部局において県仮庁舎、県現地対策本部などを設置・維持するとともに、被災した県有施設について情報を集約し必要な対応を実施します。

イ　必要量

(ｱ) 救援施設

知事（福祉保健部、生活環境部）は、確実に救援が行われるように、避難状況を適時適切に入手し、救援施設の必要量の変化を把握します。

(ｲ) 公共施設

知事（総務部）は、必要な場合県仮庁舎、県現地対策本部を設置し、可能な限り迅速に業務を開始するとともに、業務の状況に応じ適切な維持及び所要の充実を行います。

ウ　建設

(ｱ) 救援施設

a　避難所

①　避難所の開設

知事（危機管理部、各部局）と避難先地域市町村は、協力して避難住民等へ避難所を提供します。

機関名	内　　容
避難所管理者	1　避難所管理者は、避難所を開設します。 2　避難所管理者は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、知事（危機管理部）及び警察署、消防署等関係機関に連絡します。 3　避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に収容施設を開設します。 なお、野外に収容施設を開設した場合の知事（危機管理部）及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様です。 4　野外収容施設の開設に必要な資材が不足するときは、知事（危機管理部）に調達を依頼します。 5　野外収容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。
危機管理部	1　避難所の開設状況を把握するとともに、市町村から野外収容施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、会計管理部に所要量の調達を依頼します。 2　電気通信事業者と契約を締結し、避難住民等に電話、インターネット等の利用環境を提供します。 3　要配慮者に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配します。
生活環境部	1　避難が長期にわたることが見込まれる場合、早急に応急仮設住宅等を手配します。 2　応急仮設住宅の提供について、市町村間等で格差が生じることがないよう調整します。
会計管理部	危機管理部から野外収容施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達を手配します。 なお、調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期で設置可能なテントにします。
教育委員会	危機管理部から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力します。
電気通信事業者	電気通信事業者に対し、電話その他の通信設備の臨時設置、供用について協力を依頼します。

この際、避難状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、避難の長期化が予想される場合等は、可能な限り避難所の質的向上を図ります。

② 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、原則として県が行います。この場合において、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、必要に応じて市町村に協力を求めます。

機関名	内　　容
避難所管理者	避難所管理者は、避難所の管理・運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、適切に避難所を管理・運営します。
市町村	可能な限り町内会又は自治会単位に避難住民等の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入るよう努めるものとします。 避難施設に避難した避難住民等に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等を整備するよう努めるものとします。
危機管理部	市町村が避難所を管理・運営する際の指針として、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を提供します。
教育委員会	公立学校は、避難施設の管理・運営について、協力・援助を行います。 避難施設に指定されている公立学校の校長は、市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定します。
総務部	私立学校が避難施設に指定されている場合、知事（総務部）は、避難施設の管理・運営への協力を要請し、必要な事項を協議します。

(ｲ) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部などの施設管理者等と連携し、所要の維持、充実を実施します。

エ　土地利用

(ｱ) 救援施設

知事（危機管理部、生活環境部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設用地の確保、発注及び維持管理を行います。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに手配、支援要請を実施するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを実施します。

(ｲ) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部等に必要な土地等について、必要に応じて管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等確保、手配を行います。

オ　県が管理する公共施設等の応急復旧

知事（総務部）は、県有施設、通信設備などの被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討の上、必要に応じて応急復旧等を実施し、必要な場合は指定（地方）行政機関等に支援（人員、資機材の提供、技術的助言など）を求めます。

また、求めにより、市町村や指定（地方）公共機関の支援を行います。

カ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理など

(ｱ) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

県（生活環境部）は、住宅の被災状況（被災戸数、被災の程度）を収集し、応急修理のための施工者や資機材等を確保するとともに、応急修理の相談窓口の設置します。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に当たっては、応急修理の時期や優先箇所などの計画を作成し、日常生活に必要最小限の部分について、現物をもって行います。

(ｲ) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県（生活環境部）は、「(ｱ)武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理」に準じて障害物の除去を行います。

(7) 人に関すること

ア　職員の確保

(ｱ) 職員の派遣、あっせん

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の派遣、あっせんを行います。

(ｲ) 職員の派遣要請、あっせん要請

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の派遣要請、あっせん要請を行います。

(ｳ) 職員の配置変更

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の配置変更を行います。

(ｴ) 職員の安全管理

知事は、各部局に対し、引き続き職員の安全確保に配慮するよう指示を行います。

イ　被災者の捜索、救出

知事（危機管理部）は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等関係機関と連携するとともに、被災情報、安否情報等の情報収集に協力します。

警察は、避難の段階に準じて被災者・遺体の捜索、救出を行います。

ウ　埋葬、火葬、遺体の取扱い

(ｱ) 埋葬、火葬

知事（生活環境部）は、墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在等の情報を集約し、避難の段階に準じて埋葬、火葬を行います。

この際、「広域火葬計画の策定について」（平成９年 11 月 13 日衛企第 162 号厚生省生活衛生局長通知）などを踏まえ、あらかじめ策定している広域的な火葬計画等により対応します。

また、法第 122 条及び令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応します。

(ｲ) 遺体の取扱い

知事（生活環境部）及び警察は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等遺体を捜索する関係機関及び洗浄、縫合、消毒等の処理を行う関係機関と連携し、遺体の捜索、処理の時期や場所を調整します。

また、遺体の一時保管場所、搬送体制を確保し、身元の確認、搬送の手配、遺族への引渡などを実施します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア　武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ　武力攻撃災害対処

(ｱ) 武力攻撃災害への対処

避難生活中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、**別紙第３「緊急避難段階の計画」**の「２ 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(ｲ) 緊急通報と退避の指示

ａ　避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、**第２章 国民保護措置の概要**の「２ 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｲ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

この際、緊急通報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより速やかに緊急通報の内容を放送することとされています。

ｂ　避難生活中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、**第２章 国民保護措置の概要**の「２ 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ｳ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ｳ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難生活中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア　生活関連物資等の流通と価格の安定

避難先地域においては一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、知事（生活環境部）は、**第２章 国民保護措置の概要**の「２ 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ　ライフライン等の確保

ａ　知事（危機管理部、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。

ｂ　また、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。

ｃ　この際、避難住民等の救援に必要なライフラインを優先して確保します。

ウ　就労状況の把握と雇用の確保

県（商工労働部）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、県立ハローワーク、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び雇用の維持に関する措置を国と一体的に実施し、その避難住民等、地域の実情等に応じた雇用確保等に努めます。

エ　生活再建資金の融資等

県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施します。

また、県（商工労働部）は、事業再建資金等についても同様の対応を実施します。

オ　防犯等

警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。

カ　住民への周知

知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

県及び警察は、市町村と連携し、避難所等に対する巡回活動、各種広報資料の作成・配布等により、避難住民等に対して、被災情報、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供するとともに、問い合わせや相談等に応じる相談窓口を設置するなどして避難住民等に対する支援を行います。

ア　避難住民等の不安を取り除く広報の実施

(ｱ) 広報資料の配付、作成、掲示

知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）は、住民の不安と混乱を払拭するため、収集した被災情報を広報します。

また、市町村と協力し、避難所における注意事項等について避難住民等への広報資料を作成、配布、掲示します。

(ｲ) 広報の強化

ａ　広報項目

①　武力攻撃（予測）事態の概要

②　冷静な対応の呼びかけ

③　テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること

④　「要請されたときの必要な協力やボランティア活動等」についての啓発を求めること

⑤　住民からの有事に係る重要な情報について、市町村対策本部宛に連絡するよう求めること

⑥　避難所での生活等に関する注意事項、生活情報等

⑦　その他（交通の規制、犯罪の予防、旅行の自粛、児童生徒の登下校に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

ｂ　広報手段

①　テレビ、ラジオ等による放送

②　避難所を通じた広報

③　各種広報紙の発行、ホームページへの広報資料の掲載、パトカー等による現場広報等

ｃ　注意事項

情報の趣旨について、誤解の招くことのないように充分に留意します。

ｄ　そ の 他

①　混乱発生の恐れが予測される場合は、県及び市町村は、随時必要な対応及び放送機関等を通じて県民への広報、通報を行うものとします。

②　警察は、交通規制、犯罪予防等に係る広報資料を作成、配布、掲示します。

ｅ　関係機関への要請

知事（令和の改新戦略本部、地域社会振興部、輝く鳥取創造本部）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。

機関	内　　容
市町村	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ、インターネット等による住民への広報
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設	場内放送等による観光客への広報

イ　報道機関への情報提供

(ｱ) 情報提供

知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）は、資料提供と必要に応じ記者会見を行います。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。

(ｲ) 広報依頼

知事（令和の改新戦略本部、危機管理部）、警察は、収集した情報等救援に関する情報を避難住民等へ広報する必要があると認める場合には、避難先地域等の報道機関に対し広報への協力を依頼します。

また、警察は、交通の規制、犯罪の予防等について、住民等への周知徹底を図るため、報道機関に情報の提供を行うとともに、広報依頼を行います。

(ｳ) 放送の義務

放送事業者である指定（地方）公共機関は、緊急通報、警報の発令（解除）及び避難の指示（解除）の通知を受けた場合、その国民保護業務計画の定めるところに従い、速やかに放送を行うこととされています。

ウ　広聴

知事（地域社会振興部）、警察、市町村長は、関係機関、避難所管理者等と連携して避難先地域に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口に情報を集約し、安否情報、生活安全情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに相談内容に応じて関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

５　その他

(1) 応急教育

教育委員会は、児童生徒の救援、就学、進学、就職支援及び学用品並びに応急教員の確保及び手配に関する業務を行います。

公立学校が避難所として使用された場合等は、必要に応じて他施設、仮設校舎等を活用して応急教育を実施しつつ、避難スペースの確保等適切に施設管理を行います。

ア　実施すべき業務

県・市町村教育委員会は、避難先地域の各教育施設の状況及び避難住民等の数、割振等を確認し、公立学校の各学校長へ応急教育の開始を指示するとともに、必要な人員、資機材、学用品、施設等を手配します。

公立学校の学校長は、児童生徒の受入、応急教育の体制を整備し、順次応急教育を開始するものとします。

(ｱ) 教育委員会

ａ　教育委員会は避難先地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は避難先地域の市町村立学校に対し、それぞれ応急教育の実施を指示するものとします。

ｂ　教育委員会は、市町村教育委員会を支援します。

ｃ　教育委員会は、各市町村に対して管内の公立小・中・特別支援学校の次の事項について取りまとめを要請します。

①　学校運営の応急措置状況

②　児童・生徒の被災状況

③　教科用図書・学用品等の必要状況

④　カウンセラー配置の必要性　　など

d　教育委員会は、避難生活の段階において、必要な業務を次のとおり実施します。

①　児童生徒の救援、就学、進学、就職支援、学用品に関すること

②　公立学校（幼稚園を含む。）における学校運営の応急措置

③　児童生徒及び教職員の受入

④　授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

(ｲ) 公立学校の学校長

a　市町村立学校の学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うものとします。その際、避難状況と合致するよう速やかに調整するものとします。

b　市町村立学校の学校長は、応急教育の実施に当たって、市町村教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底するものとします。

c　市町村立学校の学校長は、職員を掌握して校舎の整備及び児童・生徒の被災状況を調査するものとします。

d　市町村立学校の学校長は、市町村教育委員会と連携し、教科書等の給付に協力するものとします。

e　市町村立学校の学校長は、応急教育計画に基づき、学校通学可能の児童・生徒は、学校において指導するものとします。

f　市町村立学校の学校長は、登下校の安全の確保に万全を期するよう留意し、指導内容は主として健康・安全教育、及び生徒指導に重点を置くものとします。

g　市町村立学校の学校長は、避難した児童・生徒について教職員の分担を定めるとともに地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問させるなどして、上記に準じた指導を行うものとします。

h　市町村立学校の学校長は、状況の推移を把握し、市町村教育委員会と緊密な連携を図り、平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡するものとします。

i　県立学校の校長においても、上記市町村立学校の学校長に準じて措置を行います。

イ　学用品の調達及び給与計画

教育委員会は、公立小・中・高等・特別支援学校の児童・生徒の被災状況、教科用図書・学用品等の必要状況に応じて、関係機関（文部科学省、危機管理部等）と連絡調整を図り、各市町村に対する支援を実施します。

(ｱ) 給与の対象

武力攻撃災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある小・中・高等・特別支援学校の児童・生徒に対し、被害の状況に応じ、教科書（教材を含む)、文房具及び通学用品を給与します。

(ｲ) 給与の期間

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

(ｳ) 給与の方法

学用品は原則として知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は市町村長が実施しますが、使用教科書が地域ごと、学校ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた市町村長が、校長及び教育委員会の協力を受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

(ｴ) 費用の限度

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

ウ　武力攻撃災害への対処

(ｱ) 公立学校の学校長は、被災の有無や規模、児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県・市町村教育委員会に連絡するものとします。

(ｲ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童・生徒・教職員の安全を最優先とし、直ちに関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内避難を含む。）、初期消火、下校等を実施します。

エ　私立学校への応急教育等の要請

知事（総務部）は、避難先地域の私立学校に対し、上記に順じ必要な対策を講ずるよう要請します。

(2) ボランティアの協力

ア　ボランティア活動の支援

ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。

県は、安全を確認した後、被災市町村及び避難先地域におけるボランティアの必要性及び要望をみながら、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、日本赤十字社その他ボランティア活動団体との緊密な連携のもとに相互に協力し、必要なボランティアの受入れとその調整及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援を行います。

市町村においては、県に準じて実施するよう努めるものとします。

また、自主防災組織等と連携・協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行います。

イ　医療救護関係ボランティア

県	1　保健所は、市町村と連携の上、各市町村の臨時医療施設の状況把握に努め、必要な情報を福祉保健部に報告します。 2　福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、日本赤十字社の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に要請します。
医師会	1　避難先地域の医師会は、随時受付けたボランティア及びリストに基づき、保健所、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼するよう努めるものとします。 2　避難先地域以外の地区医師会は、地区内のボランティアを受付け、保健所及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼するよう努めるものとします。 3　県医師会は、県対策本部と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たるよう努めるものとします。
日本赤十字社県支部	他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供することとされています。

ウ　生活支援ボランティア

県	避難先市町村の避難所等の状況を把握し、広域的なボランティアの派遣について県社協と連絡調整を行います。
社協	1　避難先市町村社協 (1)　避難先市町村と協力し、ボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による安否確認等を実施、指導するとともに、避難所等の情報を収集するよう努めるものとします。 (2)　避難先市町村と連絡調整の上、災害発生後受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し必要な部所への派遣依頼を行うよう努めるものとします。 (3)　ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請するよう努めるものとします。 2　避難先地区以外の市町村社協 (1)　受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し、出動意向調査を行い、その結果を県社協に報告するよう努めるものとします。 (2)　市町村社協、あるいは県社協からの派遣要請により、ボランティアへ派遣依頼を行うよう努めるものとします。 3　県社協 (1)　避難先市町村社協から情報収集を行い、広域的なボランティア派遣調整を行うよう努めるものとします。 (2)　必要に応じ、他府県の社協（ボランティアセンター）に派遣要請を行うよう努めるものとします。

エ　教育ボランティア

教育委員会は、必要に応じて、児童・生徒の学習支援や生活指導等を行うボランティア希望者に対し活動を要請します。

オ　ボランティアの受付

避難生活段階においては、他県等から多数のボランティア等が避難先地域に駆けつけることが予想されます。

県（福祉保健部）は、市町村及び県・市町村社会福祉協議会と協力して、これら参集したボランティア等が混乱なく、効率的・効果的に活動できるよう体制を整備する必要があるため、ボランティア等の一時受入拠点を設置します。

拠点では、全国から参集するボランティアを受け入れ、ボランティア等が避難先地域で効率的な活動ができるよう、被災状況やボランティアの要求等の情報を提供するとともに、ボランティアを必要とする避難所へ派遣します。

別紙第７

復帰段階の計画

要旨	避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。 復帰に当たっては、避難住民復帰計画を作成します。 事態の緊急性が低いと考えられるので、必ずしも誘導を行う必要はなく、当時の最適な方法により行います。

関連する計画等

市町村	避難住民復帰計画、避難住民の復帰要領

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の時の状況によります。		

１　状況

(1) 期間

ア　対象期間

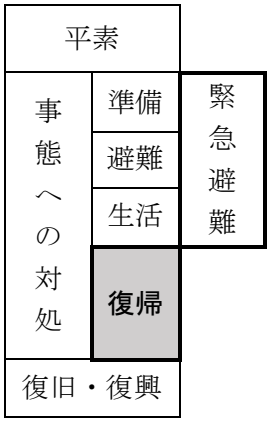

← 避難の指示が解除され、避難住民が復帰をはじめた段階

← 避難住民の復帰の完了
国民保護措置終了（対処基本方針の廃止）
救援の継続や復帰のための特別措置

イ　留意事項

(ｱ) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。

(ｲ) 復帰のための措置

ａ　誘導以外の措置

ｂ　市町村長、知事による誘導

(2) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 活動方針

県は、避難指示の解除後、市町村が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ります。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

ア　情報の収集、連絡

(ｱ) 情報の収集・連絡体制の整備

a　被災情報の収集、報告、整理

b　最も優先度の高い情報

①　復帰日時、復帰方法

②　復帰先の被害状況、安全確認

③　復帰の進捗状況安否情報

c　その他

①　安否情報

②　被災情報

(ｲ) 情報収集体制　　平時（レベル１）

イ　実施体制

(ｱ) 県対策本部の廃止

a　知事は、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部及び県現地対策本部を廃止します。(法第 30 条)

b　知事は、県対策本部を廃止したときは、県対策本部設置の通知に準じて県対策本部廃止の通知を行います。

(ｲ) 県現地対策本部の廃止

a　県現地対策本部が廃止された場合、県復帰支援センターを開設します。

b　開設期間は、おおむね復帰が完了と判断されるまでとします。

c　廃止に伴い、仮庁舎の撤去・原状回復、県現地対策本部の撤去・原状回復、その他、県有施設の原状回復を準備します。

(ｳ) 復帰先の被災状況、安全状況の確認

市町村と共同で調査隊を派遣します。

安全が確保されていないときは、関係機関に対し安全化を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。

(ｴ) 職員の派遣要請等

県職員の動員では人員が不足する場合は、指定行政機関等に対する職員の派遣要請、総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求を行います。

(ｵ) 市町村の支援

市町村等からの派遣要請（職種別人員数）を受け、必要な技術者等の職員の派遣、あるいは、市町村等からのあっせん要求に対応します。

ウ　避難、救援

(ｱ) 避難指示の解除（法第 55 条）

避難指示の解除については、避難の指示に準じて解除、通知します。

(ｲ) 避難住民の復帰要領

a　復帰先の安全、復旧状況の確認

b　市町村の避難住民復帰計画作成の支援

①　県は、復帰方法の大綱について決定し、交通手段、道路等のルートを選定します。

②　運送網を早期に構成し、通行の安全を確保します。

③　被災した運送路については、応急復旧します。

c　誘導による復帰

①　知事は、避難住民を誘導するため、指定地方公共機関等の旅客運送事業者に対し、避難住民の運送を求めます。

②　運送力を確保した後、各市町村に運送力を配分します。

③　避難行動要支援者については、できるだけ患者運送車による復帰を行います。

(ｳ) 被災者の救援

※ただし、救援の期間については、内閣総理大臣が示すまでの期間とします。

a　応急仮設住宅の建設

b　被災住宅の応急修理

c　食品の給与及び飲料水の供給

d　生活必需品の給与又は貸与

e　医療及び助産の提供

エ　武力攻撃災害への対処

(ｱ) 保健衛生の確保への協力

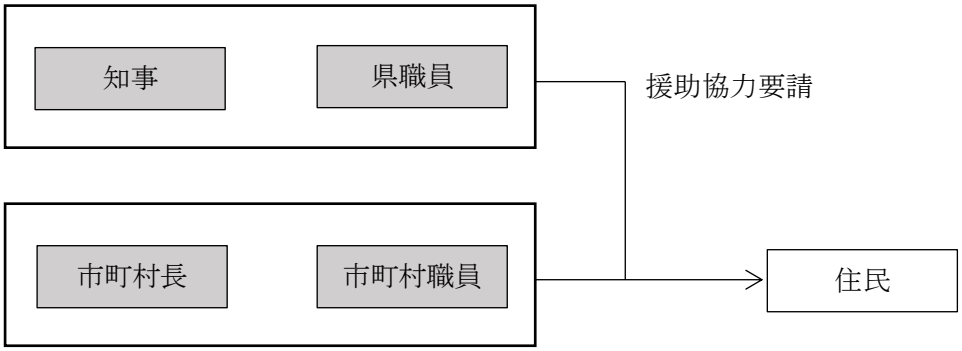

武力攻撃終結後、武力攻撃災害を受けた地域の公衆衛生を確保するため、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請します。

集団健康診断の実施、廃棄物の処理、側溝や被災箇所の防疫作業及び行政と住民の連絡役などについて協力を要請します。

(ｲ) 埋葬、火葬の早急な実施

(ｳ) 廃棄物の早急な回収、処分

(ｴ) 住民の生活の安定

a　被災者の生活確保

b　義援金品の配分

(ｵ) 応急復旧

a　ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧

b　公共施設等の応急復旧

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
令和の改新戦略本部	1　復帰情報の広報 2　関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 3　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 4　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　外国人の復帰支援 2　外国人の安否情報に関すること 3　避難住民の運送に関する計画 4　避難住民が復帰するための空港の状況確認及び復帰するための施設の確保
男女協働未来創造本部	1　男女共同参画の視点を活かした復帰の助言 2　武力攻撃事態等における県各部局の応援
危機管理部	1　復帰に関する総括 2　県対策本部の廃止 3　警報解除、避難指示解除の通知等 4　特殊標章等の回収 5　自主防災組織の支援 6　避難住民の復旧支援 7　要配慮者（外国人を除く。）の復帰に係る措置
総務部	1　職員の派遣等 2　国民保護措置の実施に要する物品の購入契約
地域社会振興部	1　市町村の行財政運営の支援 2　安否情報に関すること 3　文化財の保護・修復等 4　人権の擁護の確保 5　相談窓口の運営等の広聴
福祉保健部	1　要配慮者（外国人を除く。）の復帰に係る措置 2　赤十字標章等の回収
生活環境部	1　応急仮設住宅の供給 2　公営住宅の調査、復旧 3　廃棄物の処理等の準備 4　生活関連物資の需給に関すること 5　入浴施設の確保 6　食品衛生、食中毒防止、水質検査等 7　応急給水 8　下水道施設の保全

機　関　名	事務又は業務
商工労働部	１　物資運送力（トラックその他）の確保 ２　救援物資の集配の総合調整
農林水産部	１　食品の確保 ２　復帰後の食品の準備
県土整備部	１　被災道路の復旧及び道路情報の提供 ２　避難住民が復帰するための道路の選定 ３　避難住民が復帰するための港湾、漁港の状況確認及び復帰するための施設の確保
会計管理部	１　国民保護措置の実施に要する費用の出納
企業局	１　県営発電施設・県営工業用水施設の復旧
病院局	１　復帰段階における県立病院の患者受入調整
教育委員会	１　学校運営の応急措置（応急教育等）の対応
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	１　武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	１　情報の収集、伝達 ２　重要施設の警備 ３　交通規制 ４　犯罪の予防その他社会秩序の維持 ５　警察通信の確保

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	１　避難住民の復帰要領の作成 ２　避難住民の復帰のための措置 ３　市町村国民保護対策本部の廃止 ４　その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	１　国民保護措置の準備、実施 (1) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	警報の解除の放送、避難指示の解除の放送

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。

別紙第８

生活再建段階の計画

要旨	武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいです。このため、この段階については、大綱を計画します。 復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。

関連する計画等

県	市街地復興基本方針、中山間地復興基本方針
	市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

１　状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間

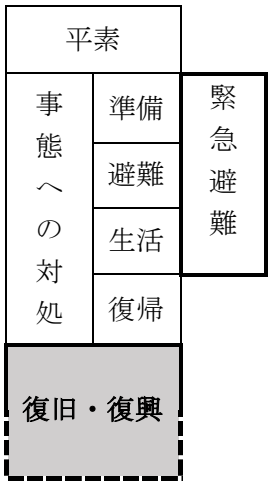

← 避難住民の復帰の完了

← 国民保護措置終了（対処基本方針の廃止）
武力攻撃災害の復旧に関する法律の制定

(2) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 段階区分

ア　復旧段階

イ　復興段階

(2) 復旧段階

ア　活動方針

県は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図ります。

この際、ライフライン関係の復旧を重視します。

イ　実施要領

復旧については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応します。

特殊標章の回収	知事は、対処基本方針の廃止に伴う国民保護措置の終了に伴い、交付していた特殊標章について回収します。
損害補償	不服申立て、争訟等の処理の総括を行います。
市町村措置の代行の終了	市町村措置代行終了の公示を行います。
農林水産業の復旧等	1　農林水産施設等の復旧 武力攻撃災害により被害を受けた農林地、農業用施設、農林道、水産施設等について、農林漁業者が速やかに生産活動に移行できるよう復旧します。 2　種苗、生産資材等の調達・あっせん 武力攻撃災害によって再作付が必要な場合には、次により応急対策を講じます。 ・「災害対策用雑穀種子配布要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給します。 ・種子もみを、申請により供給します。 ・「園芸種子需給安定措置要綱」に基づく種子検査計画により確保されている野菜種子を申請により供給します。 ・家畜飼料のあっせんを行うとともに申請により飼料作物種子を供給します。 ・生産に必要な資機材について、申請により供給します。 3　家畜の防疫 被害を受けた地域の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に県獣医師会、農業共済組合連合会、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織を編成して次により対処します。 ・知事（農林水産部）は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ族、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じます。

農林水産業の復旧等	・また、家畜伝染病予防の必要があると認められるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴または投薬を受けさせるよう命じます。 ・知事（農林水産部）又は市町村長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めます。 ・復帰地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能又は不適当と認められる場合には、地域外からの診療班の応援を求めるものとし、地域の家畜保健衛生所及び県畜産課において計画実施に当たります。
住宅の復旧	市町村、関係機関・団体と連携し応急仮設住宅の建設に必要な資材及び応急修理に必要な資材を調達します。
公共土木施設の復旧	公共土木施設（河川、道路、港湾等）が被害を受けた場合には、遅滞なく道路啓開など必要な応急復旧を実施します。また、県民の生活安定のため、国と調整し迅速に本復旧を行います。なお復旧は、施設管理者において実施します。
学校施設の復旧	県立学校施設が甚大な被害を受けた場合には、当該施設の復旧までの代替施設を確保します。また、市町村立学校施設とあわせて早急な復旧に努めます。 教育委員会は、復旧段階において、必要な業務を以下のとおり実施します。 ①　学校運営の応急措置（応急授業その他）の実施状況等について確認し、必要な対応を実施します。 ②　児童生徒の学用品の被災状況の取りまとめを行い、必要な対応を実施します。 ③　児童生徒に関するカウンセラーの配置の必要性等について確認し、必要な対応を実施します。 ④　県外の被災児童生徒及び被災教職員の受入希望等の情報を確認し、必要な対応を実施します。
その他の公共施設の復旧	公共施設の災害復旧事業は、施設管理者において実施します。
廃棄物処理	災害等により排出される大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。 知事及び市町村長は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、それに基づき迅速に処理します。

(3) 復興段階

ア　活動方針

県は、復帰後、地域住民相互の助け合いを促進し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進めます。

この際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。

項　目	基　本　的　考　え　方
生活復興	1　生活復興の目標 (1) 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるようにします。 (2) 産業復興 事業の再開、創業を支援し、県民の雇用を確保します。 2　生活復興の推進 (1) 教育復興 各校等の復興を最優先で支援します。 (2) 産業復興 生活基盤の基礎となる事業の再開、創業並びに雇用の確保を関係機関との緊密な連携の上、いち早く行います。
県土復興	1　市街地復興 (1) 市街地復興の目標 被災後の市街地復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な市街地復興を図ります。 (2) 市街地復興の推進 被災状況の把握、市街地復興基本方針の策定、市街地復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行います。 2　中山間地復興 (1) 中山間地復興の目標 被災後の中山間地復興における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な中山間地復興を図ります。 (2) 中山間地復興の推進 被災状況の把握、中山間地復興基本方針の策定、中山間地復興基本計画の策定、復興対象地区区分等を行います。

イ　実施要領

復興については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

市街地の復興	市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策・復興に関する支援を行います。
中山間地域等の復興	中山間地域復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 中山間地域等は、平野の外側の周辺部から山間地までの、県土の骨格部分であり、農業・農村の中で重要な地位を占めており、食料確保の点からも、早急に復興します。

商工業の復興	１　復興のための商工業金融対策の実施 　武力災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県は次の措置を実施します。 ・中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼します。 ・金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請します。 ・市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図ります。 ・鳥取県企業自立サポート融資により、中小企業の資金繰りを支援します。 ・金融機関及び信用保証協会への補助により、鳥取県企業自立サポート融資の金利及び保証料の軽減を行います。 ２　被災者の就職支援 　武力攻撃災害等による離職者に対する就職支援は、県立ハローワークのほか、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。
農林水産業の復興	県は被害を受けた農林漁業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導あっせんを行い、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を図ります。
教育の復興	教育委員会は、公立の学校において必要とする教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。 児童生徒のＰＴＳＤに留意します。
文化財の保護	文化財の保護に関し、必要な措置を行います。

(4) 復旧、復興対策本部

復旧、復興の実施に当たっては、知事を本部長とする復旧、復興対策本部を設置します。

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
令和の改新戦略本部	1　復旧、復興情報の広報 2　関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 3　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 4　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　外国人の安否情報に関すること 2　観光の復興 3　観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4　公共輸送機関の復旧支援
男女協働未来創造本部	1　男女共同参画の視点を活かした受入の助言 2　武力攻撃事態等における県各部局の応援
危機管理部	1　復旧の総括 2　臨時収容施設の運営 3　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援
総務部	1　職員の派遣等 2　復旧に係る組織体制の整備 3　私立学校の振興 4　国民保護措置の実施に要する物品の購入契約に関すること
地域社会振興部	1　市町村の行財政運営復興の支援 2　安否情報に関すること 3　文化財の保護・修復等 4　相談窓口の運営等の広聴 5　人権の擁護の確保
福祉保健部	1　医療、助産施設の復旧支援 2　福祉施設の復旧支援 3　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 4　義援金の収配等 5　医療、医薬品に関すること 6　保健衛生に関すること 7　医療機関等の被害調査、対策 8　ボランティア等の支援に関わる総合調整 9　他部局に属しない生活支援及び保護

機　関　名	事務又は業務
生活環境部	1　応急仮設住宅の供給 2　入浴施設の確保 3　食品衛生、食中毒防止、水質検査等 4　応急給水 5　上下水道施設の復旧、復興 6　廃棄物の処理に係る調整 7　生活関連物資の需給 8　公営住宅の調査、復旧 9　被災者住宅の再建 10　県営住宅の保全 11　住宅融資などの相談窓口の開設 12　臨時収容施設等における建築基準法の緩和
商工労働部	1　商工業施設等の復旧支援 2　物資運送力（トラックその他）の確保 3　商工業関係の被害調査・把握 4　国等の商工業復旧支援措置の把握 5　商工業団体との連絡調整 6　復興のための商工業金融対策等の実施 7　労働関係機関との連絡調整 8　復帰住民、被災者の就職支援 9　救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1　農林水産施設等の復旧支援 2　家畜伝染病の予防及び防疫 3　種苗、家畜飼料、生産資機材の調達・あっせん 4　応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の調達・あっせん 5　農林水産業の復興 6　農林水産物の安定的供給
県土整備部	1　公共土木施設等の復旧 2　市街地の復旧、復興 3　土木資機材、水防資機材等の提供 4　公共施設用地等の供与（空港、港湾、漁港施設用地等） 5　宅地等の危険度調査
会計管理部	1　国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること
企業局	1　県営発電施設・県営工業用水施設の復旧 2　電気・工業用水の安定供給

機　関　名	事務又は業務
病院局	1　県立病院の復旧、運営
教育委員会	1　教職員の確保 2　文教施設の復旧 3　応急教育 4　児童・生徒のＰＴＳＤに関すること 5　学用品の給与 6　学校給食の再開 7　公立の学校において安定した教育活動（学校運営）を行うための支援
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1　重要施設の警備 2　犯罪の予防その他社会秩序の維持 3　交通の規制

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	1　武力攻撃災害の復旧、復興

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	１　国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 ※　災害派遣規定（自衛隊法第 83 条）は、武力攻撃災害には適用されません。
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	１　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。

別紙第９

避難受入段階の計画

要旨	他都道府県から避難住民等を受け入れる段階では、県と受入地域市町村で受入、救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画
	避難所等の衛生管理マニュアル、避難所管理・運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 要避難都道府県、受入市町村との協議、避難生活段階の計画に準じた救援を行います。		

１　状況

(1) 期間

ア　対象期間

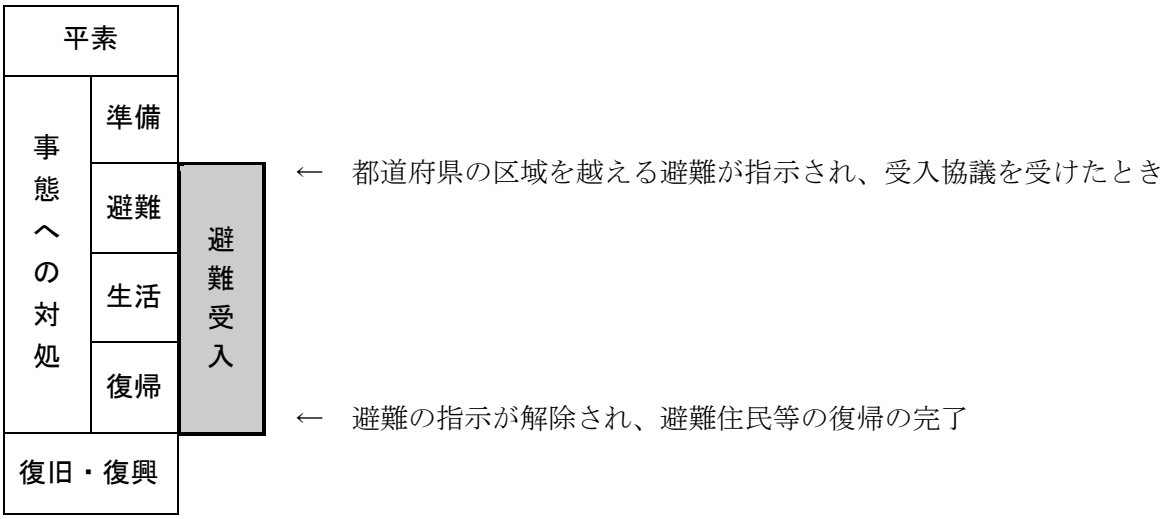

イ　この期間に予想される状況と留意点

他都道府県からの避難住民等は、受入地域で避難生活をおくり、県と受入地域の市町村等は協力して避難住民等の受入、救援を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、避難住民等の再避難や武力攻撃災害の対処の準備、受入に伴う社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第１「情報計画」参照

２　構想

(1) 活動方針

県は、避難住民等の受入、配分等を決定し、必要な救援を行います。

この際、関係機関と連携し、市町村が行う避難住民等の受入と受入地域住民への周知についての支援を重視します。

(2) 実施要領

ア　受入地域の決定

都道府県の区域を越える避難において、県内に避難先地域が定められたときは、速やかに受入地域を決定し、受入地域である市町村長及び避難元の都道府県知事に通知します。

また、各市町村長、他の執行機関、関係指定（地方）公共機関並びに避難施設の管理者にも併せて通知します。

イ　情報の的確かつ迅速な収集、受入決定及び住民への提供

避難住民等の受入、救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、市町村、関係機関・団体と共有するとともに、受入地域住民へ周知します。

ウ　実施体制の活動

県は、市町村、関係機関・団体と連携し、避難住民等の受入、救援体制へ移行します。

県対策本部は、避難住民等の受入を総合的に推進します。

エ　再避難・復帰の準備

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、再避難・復帰の準備を行います。

オ　救援の実施

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等に対する救援を実施します。

カ　武力攻撃災害の対処準備及び対処

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、武力攻撃災害の対処準備、防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

キ　住民生活の安定確保

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

３　各機関の役割

(1) 県

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
人口戦略推進本部	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
令和の改新戦略本部	1　国民保護に関する広報 2　報道機関との連絡調整、放送要請 3　国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4　避難住民等の県税の減免、徴収猶予 5　県議会に関すること（臨時議会の招集） 6　関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7　関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8　東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9　鳥取情報ハイウェイに関すること
輝く鳥取創造本部	1　外国人の安否情報・被災情報の収集等 2　外国人に関する広報、避難、救援 3　空港施設の把握、確保 4　避難生活用の物資運送のための空港施設の管理運用
男女協働未来創造本部	1　男女共同参画の視点を活かした受入の助言 2　他部局の応援に関すること
危機管理部	1　受入のための県対策本部の設置、運営 2　避難住民等の受入、救援に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整 3　受入、救援に係る市町村の連絡調整 4　特殊標章等の交付、使用許可 5　安否情報等の収集及び通信連絡の総括 6　県対策本部における通信施設の保全 7　救援物資の確保、運送及び配分 8　避難所の運営 9　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 10　前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1　庁舎の管理、運用、調査 2　県の公有財産の管理、運用、調査 3　仮庁舎の設営 4　職員の服務、給与に関すること 5　職員の動員、派遣要請、受入 6　職員の安否、補償 7　私立学校に関すること 8　県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用
地域社会振興部	1　駅、空港等、避難住民の受入支援 2　市町村の行財政運営の支援 3　安否情報・被災情報の収集等 4　人権の擁護の確保 5　国民保護に関する広聴
福祉保健部	1　要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 2　義援金の収配等 3　医療救援、助産（人員、医薬品、医療用資機材等）活動 4　保健衛生に関すること

機　関　名	事務又は業務
子ども家庭部	1　児童福祉施設等に関すること
生活環境部	1　上下水の供給及び応急給水 2　有害物質使用事業所に関すること 3　死亡獣畜処理 4　廃棄物の処理に係る調整 5　生活関連物資の需給 6　死体の処理及び埋葬等 7　入浴施設の確保 8　食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9　受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む。）の供給 10　建築制限、緩和 11　市街地状況の把握、対策
商工労働部	1　物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2　避難住民の就職支援 3　救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1　避難住民に対する食品の確保、供給 2　農林水産業団体との連絡調整 3　農林水産施設等の保全 4　営農指導及び家畜防疫 5　応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 6　農道・林道状況の把握、確保 7　漁船に関すること 8　漂流物等に関する情報収集
県土整備部	1　道路状況の把握、確保 2　港湾施設等の把握、確保 3　公共施設用地の供与、土地等の使用 4　土木等資材の需給対策 5　支障となる工作物の除去 6　避難生活用の物資運送のための道路、港湾、漁港施設の管理運用 7　避難生活中の公共土木施設の管理運用 8　応急公用負担等
会計管理部	1　国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約
総合事務所（東部地区は東部地域振興事務所）	1　県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施

機　関　名	事務又は業務
企業局	1　県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置
病院局	1　県立病院の医療救護活動
教育委員会	1　文教施設の保全 2　避難・被災児童・生徒の救援及び応急教育 3　避難・被災児童・生徒の学用品の供給 4　避難所の確保 5　避難所の開設、運営に対する協力 6　授業料等の減免、徴収及び猶予
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1　武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1　情報の収集・分析 2　関係機関との協力 3　避難住民等の安全確保、誘導 4　受入地域、避難所等の警戒 5　受入等に係る交通規制 6　避難住民等に対する支援活動 7　武力攻撃災害に係る応急措置の実施 8　避難住民等の救出救助 9　被災、安否情報の収集・伝達 10　関係都道府県警察との協力 11　警備用装備資機材の調達 12　警察通信の確保 13　特殊標章等の交付、使用許可

(2) 市町村

機　関　名	事務又は業務
市町村	1　受入のための市町村対策本部の設置 2　受入の実施 3　救援の実施、補助 4　安否情報の収集、整理、報告、提供 5　武力攻撃災害対処措置の実施 6　緊急通報の伝達、通知 7　退避の指示、警戒区域の設定等 8　廃棄物の処理 9　被災情報の収集、報告 10　生活関連物資等の価格安定措置 11　水の安定供給 12　消防、救急、救助の実施 13　住民等への情報の提供

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　本文「第３章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機　関　名	事務又は業務
陸上自衛隊	1　国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	1　本文「第３章　国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機　関　名	事務又は業務
共　　通	指定公共機関に準じます。

４　活動要領

(1)　情報

別紙第５「避難段階の計画」に準じて警報、避難措置指示等の内容及び住民の避難に関する情報を、別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて避難住民等の救援に関する情報を収集、整理、提供します。

(2)　実施体制

別紙第４「避難準備段階の計画」に準じて県対策本部など、受入体制を整備します。
県対策本部は、受入、配分等を決定し、受入、救援等に係る連絡調整を行います。

(3)　補給支援

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて避難住民等に対する補給支援を実施します。

(4)　運送

別紙第５「避難段階の計画」に準じて、避難住民等の受入を行い、別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の救援に関する緊急物資等の輸送を実施します。

(5)　衛生

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の衛生を確保します。

(6)　施設

別紙第５「避難段階の計画」、別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等を受け入れ、収用施設等を提供します。

(7)　人に関すること

別紙第５「避難段階の計画」に準じて、職員の確保、被災者・遺体の捜索、救出、埋葬、火葬、遺体の処理等を行います。

(8)　武力攻撃災害に伴う被害の最小化

別紙第４「避難準備段階の計画」に準じて、武力攻撃災害の予防、対処準備を実施し、武力攻撃災害が発生したときは、別紙第３「緊急避難段階の計画」に準じて、武力攻撃災害対処を行います。

(9)　国民生活の安定に関する措置

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、国民生活安定措置を実施します。

(10)　広報、広聴活動

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等及び受入地域住民に対する広報、広聴活動を実施します。

５　その他

別紙第６「避難生活段階の計画」に準じて、応急教育等を実施・要請します。

平成１７年７月２２日　　内閣総理大臣同意
平成２２年７月２７日　　内閣総理大臣同意
平成２９年６月２０日　　内閣総理大臣同意
令和　８年９月１５日　　内閣総理大臣同意

鳥取県国民保護計画

編集発行　　鳥　取　県
事 務 局　　鳥取県危機管理部危機対策・情報課
〒６８０－８５７０
鳥取市東町１丁目２７１番地
ＴＥＬ　（０８５７）２６－７８７８
ＦＡＸ　（０８５７）２６－８１３７
E-mail　kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp